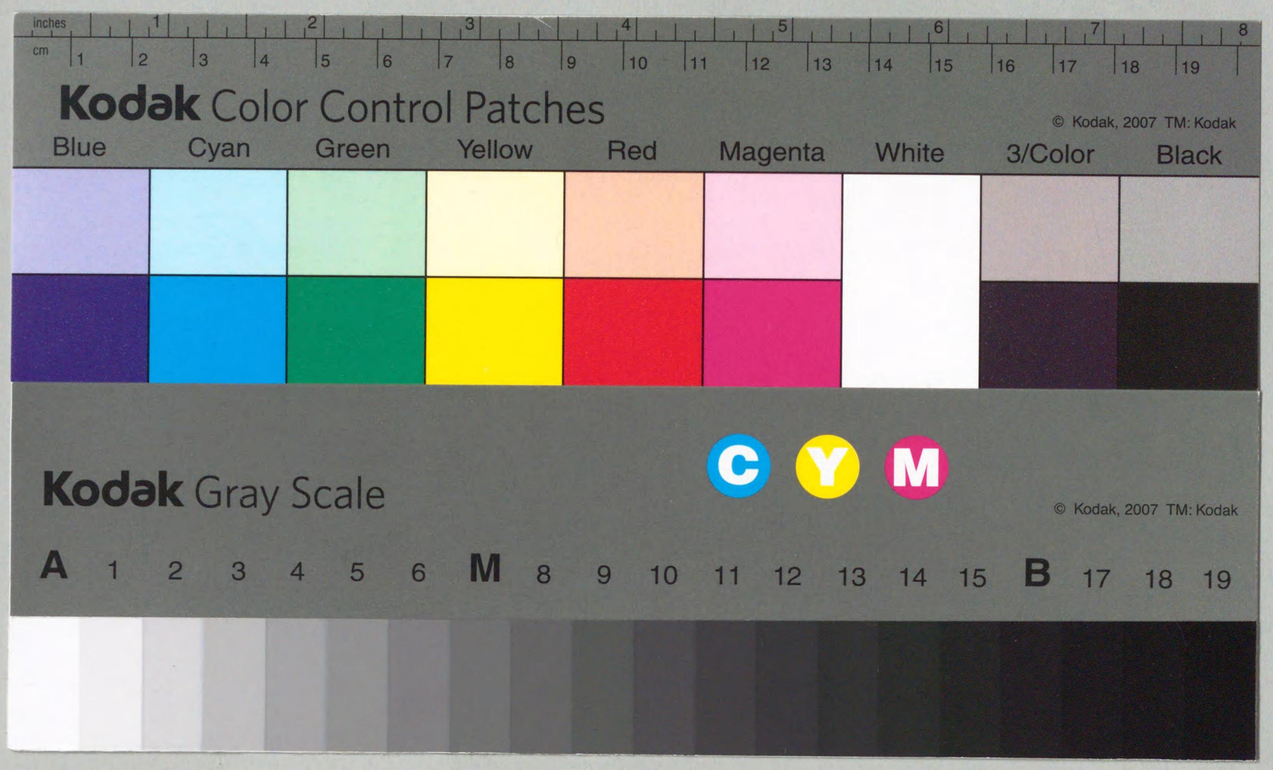

滿鐵調査資料第一六七編

292.21
M494h
80W56281

北支事情綜覽

南滿洲鐵道株式會社
總務部資料課

滿鐵調査資料第一六七編

北支事情綜覽

滿鐵總務部資料課

292.21
M494h
IV

國立國會圖書館
55.11.27

80W56281

序

今や北支問題は我國朝野の至大なる關心の對象となつて居る。思ふに現下東亞の一般情勢は滿洲國の成立を契機として劃期的な變動の過程に在るものであるが、かゝる過程の中に在つて日支關係は全く新たなる局面を展開し、支那問題殊に北支問題は我國に取つて未曾有の重要性を有するに至つた。

然るに北支問題の斯の如き重要性にも拘はらず、北支に於ける現實の事態と其の動向とに對する正しき認識を得せしむるに役立つ如き一般的參考書は殆んど無く、殊に現下の情勢に於て北支の事情に關する纏つた參考資料の必要は一層痛感されて居る次第である。而してかゝる刻下の必要に應じて北支に關するあらゆる最近の事實と資料とを蒐集整理し、之を部門別に記述編纂したものが即ち本書である。

本書の編纂は當時の總務部天津在勤員河野正直氏主として之が計畫

立案の任に當り、土井章及殿生文男兩氏に調査並執筆を委囑し比較的短期間に其の編纂を了した。素より完璧を期し難きも尠くも北支事情に關する最近の好資料たることを信じて疑はない。

昭和十年十二月五日

滿鐵總務部資料課長

宮本通治

目次

第一章　緒論……一
　第一節　南北支那の抗爭と日支交涉……一
　第二節　南支の北方經濟進出……一
　南北支那の經濟的相異——北支產業と官僚資本——南方金融力の進出——南北支の貿易關係
　第三節　南支進出の挫折と邊境放棄論……七
　北支の遠心運動と日本——全支統一に對する再認識——農工立國論と邊境放棄論
　第四節　北支の不況と外國諸勢力……一〇
第二章　地理……一三
　第一節　北支の地理的區劃……一三
　北支行政的區劃と地理的區劃——南北支相異點——河北平原と黃河の作用——河北五大河——旱魃と水災——人口の過剩——黃土地帶——山岳地における特殊農產——人種問題——鑛產資源の問題——山東山岳地帶
　第二節　北支各省主要都市……二〇
　省別面積と人口——省別農家數と耕地面積——北寧沿線都市——津浦沿線都市——膠濟沿線都市——平漢沿線都市——

目　次

平綏沿線都市——同浦及正太沿線都市——關海沿線都市

第三章　交　通……二七

第一節　最近支那の鐵道建設……二七

銀行の鐵道投資——最近の建設鐵道——敷設中の鐵道

第二節　北支の鐵道及計畫線……二九

省別鐵道粁數——北支鐵道粁數——輸送噸數と運賃收入——鐵道債務——計畫線

第三節　整調化しつゝある各鐵運送聯絡……三二

聯絡の沿革——聯絡の恢復——責任貨物運送——旅客聯絡——今後の聯運問題

第四節　鐵道と船舶及自動車の聯絡……三九

水陸聯絡——民間船會社の參加——自動車路の建設

第五節　北支の水運及連雲港……四三

北支の河川——海運——天津と白河——連雲港現狀

第六節　自動車路・駱駝運送及航空……五〇

全支公路粁數——北支の自動車路——西北公路——駱駝運送——航空事業——中國航空の業蹟——

北支の長距離電話

第七節　平津の新聞及ラヂオ……五五

平津の新聞發達の相異——天津の新聞購讀者數——北平の新聞——天津の新聞——平津の外字紙——平津の邦字紙——ラヂオ

第四章　社　會（其の一）……五九

第一節　農村の疲弊とその原因……五九

農產輸出の減退と市價低落——資本主義的及封建的恐慌の混和——天災の繼續——地方稅の累增・負債の增加——北支の土地分配と貧農の增大

第二節　農村復興の諸傾向……六八

限定された復興の方向——協同組合運動——農產改良機關と合作社——農產品給部面の改革——復興の將來性

第五章　社　會（其の二）……七七

第一節　勞働及農民運動と共產黨……七七

支那に於ける勞働者數——北支の工場勞働者——鐵道及び遞信勞働者——歷倒的鑛山勞働者——勞働運動の後退——秘密結社——共產黨外圍團體——共產黨の直角路線と北支

第二節　藍衣社・國民黨その他……八八

藍化工作と國民黨——新生運動と排日——潰滅せる國家主義青年同盟——舊政客軍人グループ——日支交涉事件後の變化

第六章　政　治……九二

第一節　北支政局の變化……九二
革命後に於ける南北の抗爭——國民軍の北京占據——反蔣運動の終熄——邦軍の關內進出——日支停戰協定——行政院北平政務整理委員會——國民政府軍事委員會北平分會——日支交涉事件——現在の北支政權
第二節　各省の政治組織……九七
權力の分散——省政府の組織——行政院直轄市
第三節　天津各國租界と公使館區域……一〇五
租界——公使館區域——租界の回收——特別區
第七章　財　政
第一節　地方財政と軍費……一一一
亂脈なる地方財政——財政收支系統法——北支各省豫算——歲入に於ける田賦の地位——苛捐雜稅——捐稅整理委員會——廢稅の困難と緊縮政策——軍費と中央稅抑留及阿片稅——北平軍事分會軍費
第二節　河北省々財政……一二七
第三節　河北省縣財政……一二九
土地稅及牙捐——項目別歲入——田賦正稅と附加稅——項目別歲出——歲出中に於ける人件費の地位
第四節　河北省の租稅徵收請負制……一三三
請負の方法——請負者の下請負「分包」並に請負者の不當搾取——納金の不足「拖欠」——劣紳の請負獨占——包稅制の改革
第五節　北支に於ける中央稅……一三八
中央收入中の關稅・鹽稅及統稅——項目別海關收入——關稅と內外債——海關別海關收入——北支に於ける海關收入——項目別鹽稅收入——中央實際收入額——鹽務機關經費——地方別鹽稅收入——月別鹽稅收入
第八章　金　融（其の一）……一四八
第一節　銀號及外支銀行……一四八
票號の發生——天津銀號の種類——銀號の業務——銀號と銀行提攜——天津に於ける支那銀行——天津の外國銀行——外支銀行の手持銀比較——外支銀行發券額比較——儲蓄會及信託會社
第二節　通貨の種類……一五六
天津兩の廢止——銀元——銅貨——銀元紙幣——銅元紙幣——紙幣の增加——紙幣流通範圍
第三節　銀の昂騰とその流出……一六三
銀價の昂騰——海外と支那の銀價の開き——在銀高の減少——平衡稅と輸出稅增率——銀輸入奬勵法——外銀手持
銀の激減とモーラル・サポート——上海の流出停止と天津の流出激增
第四節　銀と銅との關係……一七〇
銀の昂騰と銅元の低落
第九章　金　融（其の二）……一七二
第一節　農村投資の原因とその手段……一七二

上海系銀行の農村投資――上海支那銀行の手持増加――支那銀行の利潤低下――農産投資と農村投資――銀行と産銷合作社――農業倉庫――農村小口貸付――上海銀行の農業資金貸付契約――中國銀行の農業資金貸付契約――中華農業合作貸款銀團――貸款銀團合作契約

第二節　山西省物産證券と合作券……一八五

銀缺乏と信用券――物産證券の計畫――合作券の實施――土地準備の合作券及その具體的發行手段

第三節　支那に於ける金融統制化の傾向……一九〇

金融機關の複雜性――通貨の複雜性――中央銀行の無力――發行權の分散――機能の喪失――中央統制化の傾向――中央銀行券の增加――地方銀行券及土票の取締り――中央銀行の銀手持――銀流出の反作用――三行提携及支那銀行への統制――三行の發券及手持銀のその他銀行との比較

第十章　産業

第一節　北支工業の發展段階……一九九

青島と天津との相異――工業不振の政治的原因――工業不振の地理的原因――封建的イデオロギー工場經營――地方的特殊工場の存在――奥地工場建設の傾向

第二節　支那紡績の分散的傾向と北支の斯業……二〇二

支那紡績の增錘――奥地への逃避――支那紗廠の停業狀態――金融難――天津紡績の不況――天津各紡績の內容――唐山・石家莊の紡績――濟南の紡績――青島に於ける邦人・華人紡績――支那に於ける綿糸の移動――山西及河南の紡績

第三節　高陽の土布工業……二一〇

農工立國とルーラル・インダストリー――河北省に於ける土布生産――高陽織機の增減――高陽の消費綿糸及人絹と土布の販路

第四節　紡毛及カーペット工業……二一四

北支に集中する紡毛及カーペット工場――平津の毛織物工場――天津の羊毛及毛織物の輸入――綏遠・山西の毛織物工場――天津のカーペット輸出額

第五節　北支の製粉業と上海品……二一七

支那麥粉の生産と消費量――北支各地の製粉工場――中心地天津及濟南の製粉業――曆坊――北支の麥粉輸移入額――天津の外粉輸入額

第六節　注目すべき化學工業……二二三

曹達及酸類工業――天津の曹達輸出額――北支の硫酸工場――支那最大のセメント工業――濟南・山西のセメント工場――セメントの輸出入狀態及天津に於ける市價――天津の燐寸工場――山東省に於ける燐寸工場――山西・河南其他の燐寸工業――燐寸原料の輸入――染塗料主として硫化ブラックとペイント――其他の雜工業

第七節　雜工業と天津邦人工業及東洋莊……二三三

雜工業と同品の最近輸入額――邦人工業組合――東洋莊

第八節　山西の經濟建設計畫……二三六

閻錫山の平津進出失敗と省經濟の破綻――モンロー主義の再編成――太原經濟建設委員會――西北實業公司――各種新興工業――經濟建設と省財政――官營事業と一般商工業の對照

第九節　西北開發の問題……二四五

西北に於ける上海資本の活動――公路の建設――水利建設

第十一章　資　源

第一節　石　炭……二四八
埋藏量と出炭量――河北省埋藏量――鑛稅の統一――各炭坑會社の資本及出炭量――井陘鑛務局と開灤鑛務局の現狀――山西省の石炭と炭坑會社――山東省の石炭と炭坑會社――河南省の石炭と炭坑會社――其他各省の石炭
第二節　鐵……二五七
支那の埋藏量――北支各省の鐵鑛――察哈爾龍烟鐵鑛
第三節　其他の鑛產及石油……二五九
陝西省の石油
第四節　北支の米棉と土着棉……二六〇
棉花と其他の農產物との栽培損益比較――支那の棉花產額――米棉と土着棉の栽培割合――河北省產棉と天津出廻高――河北省各縣の品種別棉花產額――天津の棉花移出と輸出――天津の棉花市價
第五節　小麥・雜穀及その他農產品……二六八
支那に於ける小麥產額――小麥市價の低落――北支の雜穀及その市價――豆及種物――亞麻仁――落花生
第六節　獸皮及獸毛……二七二
獸皮・獸毛の輸出額――支那の羊毛產額――天津の羊毛の輸出入と相場――駱駝毛の產地・種類・輸出――山羊毛の產地・種類・輸出

第七節　鹽……二七九
支那鹽の種類――全支產鹽高――北支に於ける精鹽會社――我國化學工業と鹽

第十二章　貿　易

第一節　デフレーションと北支貿易……二八二
銀高と對外貿易の低減――北支六港の對外貿易――尙好調にある對內貿易――天津の對外貿易――天津・靑島兩港の相反關係
第二節　對日貿易の消長……二八六
支那市場の再認識――天津の對日貿易――靑島の對日貿易――日本對外輸出に於ける北支の地位――天津・靑島の對外國別貿易――北支の密輸――陸路貿易
第三節　貿易商品の內容……二九一
農產品の輸出と製品の輸入――天津・靑島の主要輸出品――天津・靑島兩港の主要移出品――綿糸布の動き――天津及靑島の主要輸入品――輸入の增加せる商品

第十三章　列國の利權

第一節　一般的敍述……三〇四
列國の利權獲得――鐵道利權を繞る列國の對立――鑛山採掘と日本――列國事業投資の概況――日・英・米事業投資比較――居留地――北淸事變に關する最終議定書及び天津還付協定により得たる利權
第二節　英國の利權……三一二

目次

租界—兵備—鐵道借款—鑛山投資—滬燈沽正副水綫借款—商社による事業投資—文化事業—投資機關……三三五
第三節　米國の利權……三四三
北支駐屯權—居留民—地方借款及交通關係利權—事業投資—文化事業—投資機關
第四節　佛國の利權……三四八
租界—軍備—鐵道借款—事業投資—投資機關
第五節　獨逸の利權……三五五
鐵道借款—鑛山利權—航空利權—商業投資關係—投資機關
第六節　伊太利の利權……三五七
租界—駐屯軍—投資機關
第七節　墺太利及丁抹の利權……三五八
第八節　白耳義の利權……三六五
鐵道利權—個人並地方借款—對支投資機關
第九節　日本の利權……三八四
日本の對支進出の鳥瞰—租借及商埠地—不割讓地—領事館の設置及領事裁判權—邦人居留民數—北支駐屯軍の設置—內河航行權—海關—鑛山探掘及買坑權—通信機關—對北支貸款—交通關係利權—鑛山關係利權及投資—事業投資—我國貸款の內容
第十四章　結　論……三八四
第一節　全支に對する壓力の蓄積……三八四
北支獨立問題—獨立と經濟圈—全支の市場價值引上—問題の要約
第二節　北支開發と日滿支關係……三八七
開發の基礎—棉花の場合—石炭の場合—鐵の場合—鹽の場合—局部的現實的開發—日滿北支ブロック—滿洲移民とその送金—滿洲銀券の北支流通—滿北支の貿易—兩地間對立の克服

北支事情綜覽

第一章　緒　論

第一節　南北支那の抗爭と日支交涉

北支那に於て決定的な政治的轉換を見せたのは一九三三年の塘沽協定であり、更にその轉換を最後づけたものは本年六月の日支交涉事件であつて、これによつてこの地方には幾多の經濟的變化が今後に於て現はるゝことが豫想される。第一革命に始まる民間の歷史は南北の抗爭と云ひ得られる。袁世凱の皇帝即位の野望と南方諸派の抗爭、段祺瑞の主戰主義的南方對策等々、少くとも攻擊的であつた北方系諸軍閥の態度は、一般的な社會及び政治情勢の變化に伴れて、內亂の形が錯雜し、安直及び奉直戰による北方の內訌及びその後に於ける張馮の反目によつて、南方諸派勢力の昂揚を導き、竟に所謂北伐による南北の最後的な對立、而も北方派の崩壞によつて、愈々南方派の攻擊的態度に變ずるに至つたのである。

然し沒落と云ひ克服と云つても、この抗爭に以夷制夷政策の反面を示すところの遠交近攻政策によつて行はれたものであつて、何れも致命的な沒落でもなく、また決定的な克服でもない。それは極めて封建的に富んだ妥協でしかなかつたのである。即ち規模から云つて最も大きかつたところの馮閻聯合による反蔣戰も張學良の蔣介石加擔の態度表明によつて終末を告げたのであつて、依然馮閻の存續が保たれ、しかも彼等に代つて平津の地に盤據したのが奉天派である。

南京から見れば、假令反蔣戰を屏息せしめたとは云つても、北方支那は彼等の支配圈の以外にあることは滇閻の時代とは變りがない。

過去に於ても假令攻撃と防衛の相異はあるとしても、凡ての抗爭はこの範圍を出るものでなかつた。たゞその積極的解決は却つて滿洲事變によつて與へられたのである。即ち奇しくも日本は、結果から云つて南方派のために遠交の役割を演じ、國民政府をして近攻の策を採らしめ、而も武力によらずして北方軍閥の最後の基礎を搖がし、孫文の革命提唱以來、始めて實質的に平淨の地を國民黨が握ることゝなつたのである。

的進出が行はれ北支に於ては急激な政治的變化が現はれたのであつて、これによつて各部門に於ける南方勢力の積極然し舊北支軍閥政權の衰退によつて、滿洲も南方派との接觸面は長城一重となり、且つ南方勢力の侵潤と共に、反日滿的諸行動が具體化するに至つて、竟に日本との對立を導き、今回の日支交涉事件となつて、政治的な再轉換が行はれたのであると見られる。

だからこれを經濟的に見るならば、過去に於ける督軍、直隸及び奉天派諸軍閥の封建的抑壓に對する南方の解放運動は、再三の忍從と歪められたる妥協によりながらも、漸次その地歩を堅めて解放より攻撃に轉じ、且つ日本による北方軍閥の崩壞を機として、北方の植民地化を强行したのであるが、それは漸て利害關係多き日本との衝突を招き、その意圖は一部挫折するに至つたことを示すものであらう。

第二節　南支の北方經濟進出

南北支那の經濟的相異　元來天津を中心とする北支那は滿洲・蒙古・西北をそのヒンターランドとし、上海を中心とする南支那は長江沿岸をヒンターランドとして存在するところであるが、この二つの培養地を比較するならば著しい差異の存することを發見するだらう、この人口・交通・文化に於ける相異は現在兩者に於ける扇形的な相異を齎らしたものと考へられるだらう、貿易に就て例をとるならば、天津のそれは上海の約五分ノ一に過ぎない。今昨年の數字に於てこれを比較して見ると次の如くである。

天津上海の貿易額比較　（單位千元）

	對外貿易 輸入	對外貿易 輸出	對外貿易 計	對內貿易 移入	對內貿易 移出	對內貿易 計
天津	九六、六七〇	八一、〇五一	一七七、七二一	一二三、三六五	五六、五四〇	一七九、九〇五
上海	六〇〇、四八三	二七二、三〇五	八七二、七八八	三一四、四七〇	四五二、〇三五	七六六、五〇五
全支	一、〇三八、九七九	五三五、七三三	一、五七四、七一二	一、〇三三、七二三	九七一、二一七	一、九七四、九三九

即ち對外貿易に於ては總額に對し上海は五五・四二%、これに對する天津は一一・二七%、對內貿易に於ても上海の三八・九三%に對し、天津は尙九・一一%であるに過ぎない。更に具體的に金融に就て見るならば、その在銀高は最も明瞭にこれを示すだらう。最近は銀の密輸によつて天津は特に常態を逸してゐるかも知れぬから、昨年五月と本年五月の二ケ月の例を採ると次の如くである。

即ち上海に比し天津は昨年五月に於ては約三分ノ一、本年五月に於ては約九分ノ一であつて甚しくマーケットの小いことを示してゐるのである。更にこれを內部的に見るならば、凡ゆる經濟組織が陳腐であり幼稚であり原始的であつて

天津上海の在銀高の比較（位單千元）

	昨年五月	本年五月
天津	九〇、四〇八	三六、六六〇
上海	五九四、〇五六	三四〇、九四三

未だに一つの取引所すらないのである。

北支産業と官僚資本　かくの如く天津が上海に比して著しく經濟的に立遲れてゐると云ふことは、別章に於て述べるが如く、地理的にも政治的にも種々原因はあるが、その貿易が幾多の條件に制約せられて、上海の如く發展を來たさなかつたことにあるものと考へられる。支那に於ても勿論過去より資本の蓄積はあり得たのではあらうが、積極的に產業的機能を發揮し得た資本或はその意圖を持つ資本は、貿易金融その他外國資本に附隨して生じたところの買辦資本であるが、天津ではそれの規模の大きい發生は有り得なかつたのであるし、隨つてこれによつて芽生へる新らしい意識の發揚もなく、租稅的搾取を對照として生れ出た舊政客或は督軍等の官僚資本がこびりついてゐるので、市場の一般的イデオロギーは極めて封建的であるから、この意識が反轉してまたその經濟的發展を阻碍したのである。即ち商店或は工場に對する投資はあつても、封建的搾取と同樣に收得の追及が極めて苛酷であつて商店或は工場の擴張、或は技術向上等を全然考慮しない、所謂擴張再生產と云ふことがないのであるから、現狀維持と云ふのが最良で大體は退化し、退化と共に債務の膨脹となり、結局閉鎖を余儀なくされ、殆んど競爭力と云ふものを持合せてゐないのである。これが天津を中心とする北支の經濟的發展を停滯せしめた大きな原因であると考へられる。

南方金融力の進出　以上の如き事情は一面また外部資力の浸透を助ける要素でもあるのであつて、上海勢力の進出を導いた譯でもある。試みに銀行に就て見るならば、現在天津市場を牛耳つてゐるのは上海系銀行であり、天津その他土着銀行であつても、漸次その本店を上海に移すとか、人的關係に於て上海系のものが混入して來るとか、全くこれに消化されやうとする狀態にあるのである。

現在天津では外國銀行を除き支那銀行三十二行存するが內容の明かなるもの二十九行に就て見ると、上海に本店を有するもの十六行、天津に本店を有するもの九行、本店を北平に有するもの一行、その他三行であり、その營業範圍から見ると上海系銀行が絕對的であるとも、その構成する資本の中には北方資本の混入せることは、歷史的な關係から見ても容易に想像されることであるが現在それが全く南方の意志によつて支配され統制されてゐる點、南方資本と大差ないだらう。左に銀行券發行支那銀行十二行に就て南北銀行を比較すると次の如くである。

天津に於ての發券額の最も多いのは中國及び交通であつて、本年五月末の數字によると、前者二千百六十六萬五千元後者二千百五十萬元、次は上海系中國實業百十一萬五千元、南北共同の四行準備庫六百五十九萬三千元等であつて、これでその殆んど全部を占めてゐると云つていゝ狀態であるが、中・交二銀行は國民政府統制下にあるものであり、中國實業もその範疇に屬する。たゞこの四行準備庫は上海の支庫となつてゐるが、天津の金城・大陸・鹽業の三銀行と紙幣發行權を有する上海の中南銀行との共同によつて發券せるものであつて、國民政府の統制圈外にあるものである。然し最近では銀密輸に原因するものであるが、同四行券兌換には直接現銀を以てせず、中國・交通或は中央券を以つてすることゝなり、漸次その統制下に加へつゝあるので、假令ジクザク

南北銀行の發券額比較（單位千元）

	昨年五月	本年五月
上海系八銀行	四一、三二七	四六、三二一
天津系二銀行	一、四七〇	一、三三八
北平系一銀行	二一〇	二〇七
南北共同一	七、六五三	六、五九三
計	五〇、五七〇	五四、四五九

のものであるとしても、この國民政府の金融に對する意力は北方に於ても漸次具體化されつゝあるのである。尚中央銀行券は額としては少く、現在約五十萬元程度と見られるがこれも增加の傾向にある。

南北支の貿易關係　金融關係に就ては略々上述の如くであるが、更に貿易關係に就て見ると、天津に於ける工業と云ふのは一部雜工業はあるとしても、その代表的なのは紡績及びこれに關連する織布と製粉であるが、紡績及び製粉は既述の如き原因からして、何れも不振にして、紡績は六大工場中三工場迄停業或は解散し、製粉工場も一時十一工場に達したが、現在では僅かに工場、小規模な織布工場即ち織染廠は百數十に達すると云はれてゐるがこれも倒產續出の狀態にあり、これに對して移入されるのが上海品であつて、試みにその數量を示すと次の如くである。

移入に反して輸移出は棉花を主とする農產關係品であつて、北方と南方の關係は經濟的に見て、全く植民地的關係におかるゝに至つたのであるが、然し反面上海の土着工業そのものも、先進諸國に於けるそれと異つて、充分に高度に發達したものではなく、こゝに介在するものは外國系工場があり、これとの對立によつて、積極的な効果を求め得られる立場には置かれてゐない。常に危險な立場にあるのであるから、土着資本はこれのみに依存することは出來ないので寧ろこの資本は金融のまゝで、北支に飛躍せんとしたのである、即ち前述の銀行の北支進出となつたのであり、それが更に外支人何れにも拘らざる原料消費者と北支の原料生產者との中間に於て、その利潤を求めやうとして、農民に對

天津の綿糸布及麥粉移入額（單位千元）

	一九三三年	一九三四年
綿布	二四、三二三	三一、六四四
綿糸	一六、六五一	二六、二八八
製粉	三三、一七二	二九、六三二
計	七四、一四六	八七、五六四
移入總額	一一一、四三二	一二三、三六五

する資金の貸與、農產品の販賣關與となりこれがための合作社組織、輸出を妨害する苛稅の廢止等々の手段を講じ、凡ゆる部面から北支支配に向つたのである。

第三節　南支進出の挫折と邊境放棄論

北支の遠心運動と日本　然しかゝる南方の北方植民地化の傾向に對して、北方自體の反抗はある、たゞこの反抗も地理的に南方勢力の浸潤を遮斷し、こゝに生じた政治的分離を條件としなくてはならないので、河北・山東・河南等凡ゆる地方には具體的には生じ得ない。この條件を有つものは山西であつたのである。元來山西は天津とその背後地との中間に所在し、その商業的中樞をなし、こゝに山西票號等に見らるゝが如き經濟的發展を見たところであるが、反蔣運動による平津進出とその失敗によつて、模範省山西には空前の金融恐慌を來たし、更に外蒙新疆等の內亂或は他國勢力の進出によつてその中間的利潤を求め得る餘地をなくして、非常な疲弊を見るに至つたので、再びモンロー主義の殼に立籠り、且つその自救のために、所謂十ヶ年計畫を强行し、完全なる省經濟の確立に向ひ、中央に對する遠心的傾向を示すに至つたのである。即ち棉花改良等に關連する上海資本進出の停頓、省內中國銀行の營業縮少等々がその他の一面を示してゐる。

然し山西遮斷の反面上海資本の活躍は、隴海線の完成、連雲港の修築等々から、河南・陝西方面に積極化され、各上海銀行の同方面に於ける支店の開設或は業務の擴張となり、更にそれは山東より河南にも著しく浸潤の步調を高めて來たのである。然しその步調の昂揚と共に、上海資本を取卷く統一的意識及びこれに附隨する排他的感情は、停戰協定の

意志を無視した形に於て現はるゝに至り、こゝに我國の激突となつて、その浸潤の停滯或は中止を餘儀なくされたのである。然しかゝる挫折も、支那の歷史的習性よりして、現實の如き政治的及び經濟的に見て空洞の如き狀態の北支では再び撚りの戻ることは豫想せられ、それがために更に積極的な手段の採られることも豫想せられる。

全支統一に對する再認識　即ち現在支那全體として見る場合、錯雜した世界情勢の影響を受けて、支那は再び政治的に非常に混亂した狀態の下に置かれやうとし各邊境に於ける外國の關與が積極的となり、これと共に又各省の遠心力が再び强化されやうとしてゐるのであつて、支那自身に於ても民國以來二十數年の統一の幻夢に對し、新たなる修正を餘儀なくさるゝに至つたのである。

勿論現在のところ、これは傾向的な問題であつて、具體化された事實は認められない。然し、國民政府の四川・雲南・貴州等に對する積極的對策、或は江南を中心とする鐵道の建設及び道路の敷設等々はその片影を示すものではないかと思はれるし、また蔣介石の經濟建設運動に續いてなされた陳公博の反農業立國論、及び西北開發に對する東南恢復等々も一部これに關連するものだらう。

農工立國論と邊境放棄論　陳公博の反農業立國論に就て云へば、農業立國は窮極に於て支那の植民地化を助けるものであつて、農村問題を解決するものでないから、救國は寧ろ農工立國でなくてはならないと云ふのである。然しこの救國の國に對して相當の豫定に於て、この主張が立論せられてゐるのではないかと考へられる。即ちこの農工立國の農業と工業は都市と農村の如き對立關係にあるのではなく、こゝでは勿論共同的な立場に置かれてゐるのであるから、この工業は資本技術に於て支那に於て行ひ易き、農村手工業的工業の組織化を指すもので、農村と工業の結びつき、即ち反面からすると紡績の地方分散的傾向や山西に於ける新興工業の成立等に含まるゝ支那工業の奥地逃避に合致する思想で、これは外國勢力との直接的接觸を避け得らるゝ特殊地域に於ける自足的經濟諸建設の一つの現はれであるのである。

これをもつと大膽に云ふならば、羅敦偉の中心建設區域設定論であつて、これによると四川・雲南地方の征服及び東南の恢復、その他中部支那の鐵道路の建設もうなづき得られる諸點もあり、且つこれ等を漸く理論づけやうとしたものでもあるのである。

即ち彼によれば先づ社會改造も支那の統一も、又更に帝國主義の打倒も、支那經濟建設の基礎條件ではなく、不健全なる社會も、統一のなき政治組織も、また不平等條約の存在も寧ろ經濟建設なきがための結果であるから、社會の改造に幾多の士を犧牲にすることや、帝國主義打倒によつて列國の神經を必要以上に尖らせること等々は寧ろ支那を弱めるだけであつて、これに浪費する勞力及び資財を、緊急且つ必要なる事業に集中してその完成を期し、且つ（一）支那は地域が廣大過ぎるから有機的な政治統制は採り得ない（二）支那は地域が廣大過ぎるから有機的な政治統制は採り得ない（三）建設に要する資本及び技術は結果を考慮せずしてこれを全支的に分散せしめることは何等の成果を收めるものではない（四）近き將來に生じ得べき大戰に於て、支那の沿海都市は必らず帝國主義の支配下におかれるだらう等々の理由によつて、將來行ふべきかかる建設は四川・雲南・貴州・陝西・甘肅・河南・湖南・安徽・江西等諸省に於てのみ實施し、こゝに自足的國民經濟を確立すべきであると云ふのである。即ち形を變へた邊境放棄論である。勿論これは尙極めて抽象的な主張であつて、具體化の

場合には種々の問題が起きるものであるし、また國家の威嚴に於てかゝる主張が表面的になされるものでもなからうが實質的に於ては、支那周圍部を放置して、中部のみの安泰を求めやうとする傾向が顯著に認められるゝこととならうと思はれる。

第四節　北支の不況と外國諸勢力

以上述ぶるが如く南方の北支征服も、その積極化から日本の衝突を來たし、且つまた特殊地域に於ける遠心運動を起さしめ、それの發展と共に、漸次大規模な北支遊離運動の傾向が暗示せられ、局部的であるが邊境放棄に似た思想が中部支那に於て生じつゝあるのである。然し現實に於ては、北支は溶解より結晶への過渡期であるとは云へ、一時的にする無關與の狀態下に、北支がおかれてゐると云ふこと即ち一般的に漠然たる不安も危惧の中におかれると云ふことは、將來に於て經濟的にも大きな影響を與へるものではないかとも考へられる。

現在北支は全體的に見て極度に疲弊してゐるが、この疲弊回復にもこれは恐らく必要であらう。

この際こゝに於て特に北支の疲弊と北支に於ける諸外國の政治的及經濟的基礎の一部に觸れて、この結論を終ることとする。北支那の疲弊に就ては屢々繰返さるゝ如く、その原因は苛捐雜稅その封建的搾取等々の政治的原因、配給組織の不完等の經濟的原因、並に人口過剩の問題、その他世界經濟恐慌及び銀の昂騰等の國際的原因、水災旱魃及び農産技術の低下或は停滯等々の內部的原因等に數へ擧げると幾多の原因は錯綜するが、こゝでは單にその現象のみに於て見るならば、第一はその對外貿易の不振であつて、天津に於ては輸入は一九三〇年を一〇〇として昨年は六〇にして九千七百萬元、輸出は六六にして八千百萬元、最近五ヶ年に於て最も旺盛だつた一九三一年の輸入一億七千萬元、輸出一億四千萬元に比して、約半減の狀態にあり、青島に於ては只減退の年次を異にするが、最近五ヶ年の最盛期は一九三二年にして昨年は輸入八千八百萬元に對し四千八百萬元、輸出は四千萬元に對し三千五百萬元、若しこの輸出を一九三一年の七千四百萬元に比すると同じく半減に近い狀態にあるのである。

かゝる輸出不振、惹いて起る輸入の不振と云ふことは全くその購買力の低下を示すものに外ならないのであつて、これは直ちに物價の低落に現はれる。試みに天津及び青島の物價指數を示すならば、青島は一九三〇年を一〇〇とし、一九三一年の九三一年の一〇七・六を最高としてその後漸落して昨年に於ては八・六九、天津は一九二六年を一〇〇とし一九三一年の一二二・五五より逐年低落して昨年に於ては僅かに九一・七八となつてゐるのである。

しかもかゝるデフレーションの傾向は銀昂騰によつて拍車づけられ、更に海外と支那との値鞘の擴大から、銀の流出甚しく、これに對する彌縫策は同じく北支に於ても種々の手段によつて行はれたが、單なる彌縫に止まり、密輸目に激增して、在銀の蓄減を來たし、天津に於ては一億に上つた、それが目下僅かに二千數百萬となるに至つたのである。かかる銀の減少は必然に金融の逼迫を來たし、逼迫と共に融資の途が杜絶され、各商工業は從來よりの不振に更にこの打擊を受けて續々倒產するに至つたのである。天津に例をとれば昨年中に倒產せる銀號は二十數軒に上り、且同年舊正前に停業せる主要商店約二百を算し、昨年末より最近に至る迄紡績・製粉・燐寸等主要工場にして停業或は解散せるもの裕元・寶成・榮昌・北洋・壽豐等があり、その他カーペット・メリヤス・染織・鐵器等の小工場の倒產は極めて多く、現在に於てもこの傾向を實に高めつゝあるのである、青島に於ても同樣であつて、同地支那人工業聯合會に屬するものに於ても

多數の閉鎖を見てゐるのである。

然しかゝる不況は支那人のみに關するものでない。この一般的不況は外人經營事業にも反映するのであつて、特別融資の完全なる大工場はともかく、その他は何れも悲境に在り、また一般輸出入商に於ても營業の縮少を餘儀なくされ、有數商店にして北支引上げをなすものすらあるのである。

之等北支に於ける外國の經濟的事業は貿易關係に於てもその貿易額が示すが如く、上海の如く規模の大きいものではなく、また工場にしても青島の我國紡績を除き天津方面に於ては積極的なものはない。英國のそれが指導的であると云つても秦皇島方面に於ける曹達或は硝子を除き他に全くなく、米國にしても一部紡毛工場を有する程度であつて、その主眼は日本の山東に於ける魯大その他、英國の開灤鑛務局及び福公司、獨逸の井陘等鑛業に屬するものと、その他膠濟・京綏・津浦・平漢・隴海等の鐵道投資にある旁ら、その他は租界、駐兵權等の政治利權が多く、各國とも經濟的に北支を指導する基礎は充分でないと見られる。現在に於ては政治力は經濟力に先行する。故にこの各國の政治力の交錯は、今後に於ては更に複雜化するものであらうが、その推進力を强化するものは反轉して再び經濟力となるのであるから、これによる我國の積極的關與によつて、この不況打開工作と共に、本部勢力の推進によつて經濟的基礎の確立の反面、更に外蒙・甘肅より進展する第三勢力より滿洲を防衛するための國防的力の培養をもこの地に必要とされる。

第二章　地　理

第一節　北支の地理的區劃

北支行政的區劃と地理的區劃　政治的に見た場合、所謂北支那五省の中には綏遠・察哈爾を含み・河南・陝西・甘肅を除外し、山西・山東・河北を中心とした地域であるが、地理的に見た場合北支那とは黃土高地、河北平原及び山東山岳地帶の三つの地域を包含するものであらう。これを行政區よりすると甘肅・陝西・山西・河北・河南・山東の六省であるが、地文的には更に南方は江浙二省の北部・西方綏遠・寧夏及び察哈爾の一部を含むことゝなる。即ち行政的ではなく地勢上からすると岷山・秦嶺・伏手山の三嶺が南北支那の分界線であり、更にその東部に於ては淮山が同じこの分界線となつてゐるのである。

南北支相異點　これ等北支那に於ける地理學的特徵は南支那との比較に於て明かとならう。即ち南船北馬の相異は凡ゆる部面に現はれる。南支は主に準平原乃至老年の地勢をとり、多數の河川に對して運河は縱橫に開鑿され、水利の便と氣候濕潤で年降雨量一千百八十粍乃至一千四百八十粍になるから、水田は到るところに發達して、氣溫は上海に於て最寒三・二最暖二六・九一度で植物の育生期は九ヶ月乃至十二ヶ月であり、一ヶ年二作乃至三作、且つ米倉の關係から人口過剩の一部を解決しつゝあり、飢饉の如きは北方に比し遙かに少い。これに對し北支に於ては黃河沿岸は僅かに而

も局部的に遮斷された間に於て、筏或は羊皮船、下流に於ける戎克航行があるのみで揚子江とは全然比較にならず、又河北及び河南には舟便もあるが南支に比しては問題でない。且つ、地質は所謂黃土であつて透水性強く、また降雨不足でその量も少く、前記南支の一千百八十粍乃至一千四百八十粍に對して僅かに五百三十粍、氣溫は天津に於て最寒マイナス三・八度最暖二五・九度農產は所謂二年三作で、高粱・粟・麥等の旱地農業が行はれてゐるのである。これ等の農產は黃土の有つ潤澤なる肥料に惠まれてゐるのであるが、絕えず旱魃に惱まされ、その被害は全く繼續的であり、また乾燥のために鹽化ナトリウム等、アルカリ性土質を作り、畑一面眞白に見えるやうな場合があつて、著しくこれが農作に影響してゐる。しかも旱魃の反面更に水災がある。七月前後の雨季に於ては、植林と云ふことからかけ離れてゐる上流地方の增水は直ちに河流の氾濫となる。殊に北支に於ては南支の如く增水を調節する湖沼が少いし、且つ黃河の如く築堤にのみ力を入れてゐる關係から、河床が高くなり、常に氾濫が繰返され、河南・山東・河北は每年これに惱まされてゐるのであるから、南方と異つて絕えず何れかの地に飢饉が繰返されてゐるのである。しかもかゝる氣候、土質及び地勢により來る生活資料或は生活要具の相異と云ふものは、歷史的關係も手傳つて、人文的にも異つた點が生ずるだらうが、現在特徵的に見られるものは人種的には北支那に於ては蒙古の血を混じた本質的に統一ある人種にして、言語も多少の相異はあるとしても官話に近く、古典的であり保守的であるに對し、南方は原始的非支那型の雜多の人種にして、相異の甚しい方言が多く、性質が急進的であり輕燥であると見られる。

河北平原と黃河の作用　北支に文化的及び經濟的にもその中心をなすものは河北平原即ち長城・太行山脈及び滙山に圍まれた廣大なる平野であつて、その面積十二萬五千七十八平方哩（三十二萬四千三十六平方粁）、こゝに擁する人口八千九十七萬九千二十五、一平方哩平均五百四十七、一平方粁二百五十人に相當する。

この平原は黃河によつて作られたものと見られてゐる。即ち遙か過去に於ては太行山脈山麓迄は海であり、この陸地に對して、現在の山東半島の諸山が島嶼として散ばり、海は更に滙山山麓迄擴がつてゐたのであるが、黃河及びその支流をなす諸川及び過去に於て支流をなしてゐた諸川の運ぶ黃土によつて、現在の開封よりも西にあつた黃河の河により漸次埋められて來たのである。即ち山東の山を中央に挾んで、黃河を支流とし、時に又白河も支流として、南北に幾度かその河道を變へて、この膨大なる平原を作つた譯である。

黃河は流程約四千百粁、青海の一小湖に源を發し北流して甘肅省に入り、洮河及び大通河の二支流を併せて、寧夏より蒙古に至り、綏遠省內を東流し、包頭の東で直角に折れて、山西陝西兩省の境界を作つて南流し、その流程約六百粁この間峽谷をなし潼關の北で汾水を合し、潼關附近で渭水を併せ、再び直角に東折して、開封より平原に這入つて渤海灣に注いでゐる。

河北五大河　白河・永定河・大淸河・子第河及び南運河を河北五河と稱し、これが合流して海に注ぐところを海河と云ふがこれも黃河が實に北流してゐた當時は、その一支流であつたのである。またこれと同じものに滙水がある。同河は源を滙山に發し東流して洪澤湖に入り、海に注がざる河川であるが、これも前者同樣、黃河の支流だつたことがあるのである。

旱魃と水災　この平原の土質は河川による沖積と洪水による諸物及び遠く黃土地帶より吹き來る黃土との混合物である。所謂黃塵による微細なる土は春秋季に於て重苦しい曇天のやうな形で、糠雨のやうに降注いで、著しく土地を肥

沃ならしめてゐる。勿論河道變更による帶のやうな砂地も、甚しい乾燥による蒸發で、鹽化ナトリーム其他は硫酸鹽の吹出してゐるやうな土地もあるが、一般に土壤は豐饒である。現在のところ肥料は殆んど問題ではない。この廣い平原に於て、高粱・玉蜀黍・粟が森林のやうに、また海のやうに青く茂り波打つてゐるところがあると思へば、同じ土壤であり乍ら茶色になつた二尺たらずの高粱、枯死した粟等を見ることがあるが、これは雨があつたかなかつたかの相異である。殊にこの地方は冬の雪が必要である。事實雪を見た年が豐作であることは完全にこゝに當嵌る。即ち雪解による水によつて農作物が發芽するのであつて、この降雪がなく、且つ五六月が旱魃であれば實際手のつけやうがない。しかもかゝる現象が絶えずある。殆んど毎年と云つてよいだらう。この五六月が過ぎると七月の雨季である。この雨季にまた必要以上の雨が降るときが多い。殊に各河川の河床は築堤を唯一の防災工事としたる關係から、平原平均海拔二百呎にあるが、鄭州邊の黃河の河床は四百呎、こゝでこれが氾濫すると平原は海の如くなり、河北省南部の長垣の如きは一年近くも水災でゐなくてはならない。本年に於ける山東・河南・河北の旱魃及び水災は又例年のやうに大きい。

人口の過剩　河北平原で問題になるのは人口である。この地方に於ける耕地面積は三億一千七百九十九萬七千三百六支畝即ち八萬二千八百十二平方哩で、全面積の六六%である。彼の三三%は村落・道路・墓地・牧場その他耕作に適しない所謂沙田とアルカリ性の多い土地であつて、耕地面積の增加と云ふことは困難である。八萬平方哩に對する八千萬の人口と云ふことは、僅かの饑饉をしてその影響を二倍にも三倍にもし、結局年々その生活程度を引下げて行くより外に方法はない。現在これ等の農民は鹽に對する代金と租稅を收めることで一杯である、とさへ稱せられてゐるのである。

しかもところによつてはその鹽さへ買ひ得られない。彼等は土中から吹き出す硫酸鹽即ち硝鹽を密かに掘めてゐるのであるが、これがため鹽稅收入の減少を恐れた、政府はその有毒性を理由に警備隊を增加して嚴重にこの使用を取締つてゐるのである。しかもこれ等過剩人口を吸收する工業の發達はない。またあるものすら倒れて行きつゝあるのであるから、勢ひ移民となるのであるが、これも制限さるゝとすれば、結局都市に於けるルンペンの增大、農村に於ける土匪となつて、お互の血を吸り合ふことゝなるのである。

黃土地帶　以上河北平原に就て見たのであるが、次の黃土地帶は平原西部の山地を指し、山西全省・陝西・甘肅・河南の大部分・寧夏・綏遠・察哈爾及河北の一部を含むものであつて、この中には渭水の谷より黃河の下流に連る鷄谷及びその中に介在する渭水盆地、その南方の漢中・紫陽・興安盆地・山西省汾河による平陽及び太原盆地、同省北部より河北省北部に連なる桑乾河の谷及び大同・西寧・更に張家口附近の宣化盆地等々がある。これ等の盆地は河北平原に似てゐるが、その乾燥が一層甚しく且つ多く斷層底地のやうで平坦ではない。山西省に就て見ると平地は省の一〇%に過ぎないことゝなつてゐるが、恐らく他の省に於てもそれ以上には出ないだらう。

この地方の特徵的なことは黃土地帶の名稱があるが如く、北方オルドス沙漠より吹き寄せられた黃土がこれ等西北諸省一萬平方哩に上つて積重ねられてゐることである。この黃土は前にも述べたやうに非常に肥沃なものであるから、この地方では殆んど肥料の必要はないのであるが、その氣候が一般農作に適しない、盆地に於ける降雨量は僅かに三百八十ミリで、實に乾燥の度が强い、だから屢々旱魃のために飢饉を起し、一九二七年に於ける陝西の旱魃は有名である。然しその反面、雨量の少いために、且つその平地の少い點も手傳つて、極端に耕作地を廣げることもなく、人口は稠密で

はない。比較的多いと見らるゝ山西に於ては、所謂近江商人的な省外發展を計り、五六年に一度歸省するものが多いので、自然これが人口の調節となつてゐるのである。

山岳地に於ける特殊農産　隨つてこの地方の穀物は河北平原の十二種類に對して粟・高粱・小麥を主とし、山西省の例をとると、粟四三%、高粱一六%、小麥一四%であり、甘肅・陝西・河南では山西に反して、小麥が全體の四五%乃至六〇%を占めて、他の穀類の栽培は極めて少い。然しこれ等穀類の搬出と云ふことは重量の嵩むものであり且つ高地の運送は極めて困難であるから、勢ひ小量で高價なもの、即ち山西に於ては既に禁止されたが、甘肅・陝西は有名な產地であつて、平涼・肅州を中心としたそれ等の阿片は黃河により包頭を通じ、また隴海線により更に平漢を通じ、何れも大量のものが平津に移入されつゝあるのである。

この高地の面積は二十萬二千五百十六平方哩即ち五十二萬四千六百五十四平方粁、人口は四千三百九十二萬三千百四人で、一平方哩平均二百十一、一平方粁平均八三人であるが、その大部分は平野谿谷に居住して居り全面積の一七%を占めるに過ぎぬ耕地面積を以てすれば、一平方哩平均人口は千二百四十二人である。

人種問題　この地方に於ける人種は河北平原のそれと異つて、完全に所謂五族が集つてゐる。また同じ支那人にしても山西人の如く、何等かその祖先に支那人と異つた多量の血が混つてゐるのではなからうかとの印象すら與へられるのである。殊にこゝには回教徒が多い。支那に於ける回教徒は約五百萬と見られてゐるが、甘肅省一省のみで約二百萬人に上る。彼等は支那服を着て支那語を話してゐるのであるが、彼等の起源は支那人ではなく、全く異つた人種なのである。

支那では馬と云ふ姓が多いが、これは一般に回教徒と見て差支へない。都市に於ける彼等は支那人との接觸も容易で、他の教徒と共に商店その他の共同事業を行つてゐるが、地方に於ては他教徒との對立が激しい。尙回教徒は豚を食しないで肉としては羊肉を使用する、だから羊毛の產するところは何れも回教徒がゐる譯けである。たゞ彼等は食用として羊を飼ふので、紡績用とすることは少い。紡績用とすることは羊肉の質を落す結果にもなるので、改良困難の點もこゝに存すると云へる。

鑛山資源の問題　農產或は人種に就ての特徵は上述の如くであるが、この地に於ける最も大きな問題は鑛產資源の多いことである。山西の石炭の如きは無盡藏とさへ云はれ、少く見積つても一千三百億噸、而も無煙炭と有煙炭の割合は他國と異つて前者が遙かに多い、更に鐵があり石油がある。比較的鐵の埋藏量の少い支那に於て、その大部を占めるものが察哈爾であり、また石油は陝西に產する。たゞ石油に就ては尙多くの疑問が殘されてゐる。これ等埋藏された資源を開發すると、そはこの地の經濟生活に大きな變革を齎らすであらうが、交通不便のために手のつけやうなく、採掘は僅かの地方に限られ、手の屆くやうな山に石炭がありながら、實際消費してゐる石炭は遙か遠い町から購入してゐるのが山西の狀態であるし、延長の石油のやうに賣出すにも交通不便で賣出の方法さへなく、同じ陝西に却つてスタンダードやアジアの石油がどん〳〵這入り込んでゐるのである。

又支那全體の問題であるが、この地方も盆地には多くの木の繁茂してゐるのを見ても、山地には一本の樹立もない。順德より河北平原に出る途中、僅か二三本の松が山腹にあるのを發見する程度である、だからこれがために黃河洪水の最大の原因を作つてゐる。それでこの地方の植林が提唱されてゐるが、元來こゝに熱河の如くに翳蓋とした大森林があ

つたのか、それとも昔から木がなかつたのか。若し熱河の如く大森林があつたのなら植林は或は可能であるが、若しなかつたとすれば、そも〳〵植物の生長に適しないとも見られるので、植林は困難なばかりでなく、恐らく不可能のことでもあるのである。

山東山岳地帶　この地は地理的には熱河及び遼東と共に同一範疇に屬する。これを細別すると傾動地塊の集合より成る三角形の山地、海岸山脈及びその間にある波狀地帶である。同じくこの地方にも樹木はなく山は何れも禿山である。氣候は大體北支的で、農産には小麥・高粱・粟・豆・落花生・棉・煙草等がある、また特に柞蠶糸の産出を見る。鑛産としては主として石炭である。黃土高地と異つて、この地方は直ちに海に面し、而も海岸には平地があるので、青島・芝罘・龍口・威海衛等の海港が多く、海上交通は便利に出來てゐる。

第二節　北支各省主要都市

省別面積と人口　北支各省別に見たる人口面積に就ては正確なる數字を求むることは出來ない。チャイナ、イヤー・ブックによると河北省の面積は十一萬五千八百三十平方哩、それが一九三三年實業部調査によると五萬四千二百五十七平方哩で、地域が半減するのでどれをとつていゝのか迷ふのであるが、今後者の數字を以て示すと次の如くである。尙前節の人口面積は主として一九二六年農商部發表のものである。

北支各省の人口と面積

	面積（平方哩）		人口	平均人口（一平方哩）
		（平方粁）		
河北	一四〇、五二六	五四、二五七	三一、二三二、一三一	二二二・二五
山東	一五三、七一一	五九、三四八	三〇、三三六、〇〇一	一九七・三五
山西	一六一、八四二	六二、四八七	一二、二二八、一五五	七五・五六
察哈爾	二五八、八一五	九九、九二八	一、九九七、〇一五	七・七一
綏遠	三〇四、〇五八	一一七、三九六	二、一二三、七六八	六・九八
河南	一七二、一五五	六六、四六九	二九、〇九〇、一八〇	一六八・九八
陝西	一九五、〇七六	七五、三一九	一一、八〇二、四四六	六〇・五〇
甘肅（含寧夏）	六八三、三一四	二六三、八二七	六、四〇三、三三九	九・三七

〔註〕人口は一九二八年度のもの、尙日本の人口密度は一平方粁百三十九人である。

省別農家數と耕地面積　更に耕地面積に就て北支各省を比較する。數字は一九三三年實業部調査のものである。

北支各省農家戸數及び耕地面積（單位一支那）

	總戸數	農家戸數	%	耕地面積	水田	畑地	一戸平均畝數
河北	四、九三八、六九五	四、二二三、七〇四	八五・五	一〇三、四三一	九四、九六五	二四	
山東	六、六五九、八五八	五、九一八、二八〇	八八・九	一一〇、六六二	二、三九五	一〇八、二六七	一九
山西	二、二六三、四〇八	一、八七四、〇八二	八二・八	六〇、五六〇	三、六二九	五六、九三一	三二
察哈爾	三九四、〇六七	三〇九、一〇九	七四・四	一六、八三九	一、八五五	一四、九八四	五四

綏遠	三六七、四五二	二四九、七二七	六八・〇	一八、六六九	一、四〇〇	一七、二三九	七五
河南	六、〇二九、〇六六	五、〇六一、七〇〇	四四・〇	一一二、九八一	七、八〇二	一〇五、一七九	二二
陝西	一、八九六、九二六	一、三八四、五七九	七三・〇	三三、四九六	三、四一一	三〇、三八五	二四
甘肅	一、〇二五、八八〇	七六三、一六〇	七三・七	二三、五一〇	三、八六一	一九、六四九	三〇
寧夏	七六、〇五九	五四、一五九	七一・三	二、〇〇四	一、四二六	五七八	三七

【註】一支畝は〇・九二平方粁

農村に就ては以上の數字によつて略々推斷さるゝことゝ思ふから、各都市に就て見る。

北寧沿線都市　河北省に於ては北平から始めやう。國民政府成立後南京に遷都して以來、その政治的中心勢力は南方に移り、こゝは單なる舊都と化して了ひ、著しく人口の減少となり、市中もさびれるに至つたが、滿洲事變後滿洲に於ける支那人の流入で幾分の人口の增加を見ることゝなり、一目下約百四十萬程度と見られてゐる。市内には租界に等しい公使館區域があり、多くの公使館は尙形骸のみであるがこゝに存する。舊都であるだけに名所舊蹟が多いが經濟的には大きいものではない。行政院直轄の市であつて國民政府軍事委員會分會及び行政院政務整理委員會があり學校として國立の北平・師範・法政大學があり、米國系として清華・燕京大學及び協和醫科がある。

北京より北寧線にて約三時間東下すると天津がある。人口約百二十萬、北支各省の咽喉をなすところで北支に於ける重要なる經濟都市である、目下日英佛伊四ヶ國の專管居留地がある。最近迄河北省政府の所在地であつたが、日支交涉事件と共にこれは保定に移轉し、更めて北平同樣行政院直轄の都市となるに至つた。支那街の外にこゝには特別區と稱するものがある、舊獨逸・墺太利・露西亞及び白耳義租界であつて、第三・第一・第二特別區と云ひ、白耳義租界は野原のやうなところであるから、第三特別區の中に加へられてゐたのであるが、今回新に第四特別區となつた。學校として南開大學法政專門及び水產學校がある。

更に天津より北寧線によつて北上すると塘沽がある。人口は僅かに二三千であるが、天津の朔航困難なる船舶は何れもこゝに停舶、こゝで荷扱が行はれ、云はゞ更にこれが天津の咽喉をなすところで、天津塘沽間の自動車路敷設計畫の爲されるのもこのためである。この塘沽と共に有名な鹽の產地であつて、久大精鹽の如き大規模な精鹽工場がある。

更に北上すると唐山・秦皇島・山海關がある。唐山は北支に於ける工業都市であつて、近くに開灤炭坑を控へてその勞働者數は約五萬、全市人口の大半を占めてゐる。炭坑の外には啓新セメント・同瓷廠・北寧製造廠・華新紗廠等々がある。秦皇島は人口約二萬、開灤炭の輸出港であり、また曙華の如き英人經營の硝子工場がある。山海關は萬里の長城の東端にある國境都市で、從來より幾多戰の繰返された歷史的な地域であつて、クレッシイに從ふとこゝは東洋のテルモピレーなのである。この邊一帶にかけて所謂停戰地域であつて、その實塔・香河等は所謂東八縣として、綿糸の需要地であり土布の生產地である。

津浦沿線都市　更に天津から津浦線によつて南下すると、河北省南部の棉產地を通過して山東省に至り、天津より二百二十哩にして濟南に着く。濟南は山東省政府の所在地で人口約三十萬で、製粉・紡績工場があり、更に燐寸・セメント等の工場もある。濟南より更に南下すると歷史的な地域に這入り、泰山の存する泰安及び孔子・孟子・顏子等の墓地の存する曲埠及び鄒縣に至り、山東省境近くでは臨城があり、こゝから臺兒莊に支線がある。臺兒莊からはまた隴海線の趙墩迄延長されて、主として中興炭坑の石炭を連雲港へ搬出されてゐる。臨城より河南に這入ると津浦本線は徐州に於て

隴海線と交叉する、濟南徐州間は二百哩である。

膠濟沿線都市　濟南に歸つて同地より膠濟線によつて青島へ向へばこの間二百四十五哩。途中の張店は濟南と共に山東に於ける重要なる棉花集散地であり、こゝから支線が博山に通じる。博山は山東に於ける唐山の如き工業都市であつて、人口約五萬、淄川・坊子からは石炭の產出があり、硝子及び窯業が盛んである。更に維縣を過ぎて青島に至るのであるが、この地は芝罘に通じる陸路及び渤海に通じる水路もあつてこの地方の中心都市をなし、人口約八萬を算する。

青島は人口約四十五萬山東及び河南方面の咽喉をなす、邦人工業が指導的な立場にあるところで、紡績・麥酒・搾油の外に最近は染料工場も計畫されつゝある。また膠州灣奥は所謂山東鹽の產地である。青島は上海天津間の船舶は何れも寄港する。これは芝罘にも至るものである。芝罘はヘヤーネット及びレースの產地であつて、支那のレース輸出の殆んど全部この地によつてなされてゐる。人口約十三萬、その東に威海衛、西に龍口がある。威海衛は英國の租借地であつたが一九三一年これを支那に返還せるもので人口約十九萬、龍口も同じく海港地であつて人口は一萬、何れも大連との貿易關係が大きい。

平漢沿線都市　芝罘より天津に歸り北平より平漢線によつて南下すると、保定に至る。同地は現在河北省政府の所在地で人口約二十五萬、元來は直隸省時代の省城だつたところである。その東南方の高陽附近一帶は河北に於ける土布工業の中心地である。更に下ると正定があり、その少し南に石家莊がある。こゝは太原に至る正太鐵道の起點である。正太鐵道は山西物資が河南に運ばれる通路であるが運賃高で餘り利用はない。たゞ沿線の井陘は河北省經營の井陘鑛務局があり、この石炭が搬出されてゐる。石家莊を下ると臨城がある。これは山東省の臨城と全く同名であり、しかも石炭を產する。臨城鑛務局がそれで同じく省營である。次の磁縣にも陶器の產出があるが、その外に石炭が出る。更に南下して黃河を渡り、隴海線と鄭州で合する。鄭州は河南に於ける綿花の集散地で、上海方面との關係が特に深い。人口は約四萬と見られてゐる。

平綏沿線都市　次に北平から平綏線によらう。東北に進むと先づ南口を過ぎ八達嶺によつて長城を越えて、桑乾河の谷に沿ふて懷來盆地に這入り、宣化に至る。宣化の北方張家口がある。人口約七萬五千にして、察哈爾省政府の所在地である。蒙古に對する支那の入口であつて、現在では德華洋行の手によつて張家口烏得間に自動車輸送が行はれ、烏得から庫倫にはまた外蒙側の自動車輸があり、現在露西亞商品は何れもこゝを通じて北支那に流入してゐる。又國際運輸の手によつてこゝと多倫との間にも自動車運送が行はれてゐる。平綏線を西行すると山西省大同に至る。大同は所謂大同盆地にあつて人口約五萬、陝西第二の都市で、附近に無煙炭大同炭の產出がある。これより北行して平地泉から北西にコースをとると綏遠に達する。綏遠省政府所在地で人口約十萬、張家口は蒙古を對照とするが、こゝは陝西・甘肅・新疆を對照として、常に駱駝隊の往復があり、また天津の新綏汽車公司はこゝより、新疆省哈密迄の自動車輸送に當り哈密、廸化間は新疆省政府の手によつて連絡してゐる。最近この自動車は甘肅省肅州にも通じてゐる。平綏線の終點は包頭鎭である。これも同じく西北を對照とするのであるが、これは寧夏より黃河を利用して下つてくる筏或は羊皮船による貨物の集散地で、毛皮・羊毛等にはこゝより平綏線によつて平津に運ばれる。綏遠及び包頭に於ては特貨即ち甘肅方面よりの阿片の流入は極めて多い。

同蒲及正太沿線都市　大同から今度は山西を縱斷しやう。この縱斷は大同より太原を通じ晉城に至る自動車がある

が、目下同蒲線が太原を中心として南北に敷設中で、北は原平鎭、南は馬侯迄既に通車してゐる、大同から南下すると雁門關がある。これは八達嶺から大同盆地を圍んだ二重長城の內部側の通門であつて、山海關が支那のテルモピレーであるとするとこれは山西のそれである。それを南下すると五臺山を横に見て太原に達する。これは山西省の省政府所在地で、所謂太原建設委員會があつて、凡ゆる部門の工業を含む十ヶ年計畫による新興工業がこの都市を中心として行はれてゐる。人口は約二十萬前後である。太原からは楡次を過ぎて石家莊に至る正太鐵道がある。楡次の附近の太谷及び平遙は所謂山西票號出生の地であつて極めて富有の地である。更に汾河の谿谷を下ると臨汾があり、その少し南方の馬侯迄鐵道が通じてゐる。恐らく本年末迄には蒲城に至るものと見らる。

隴海沿線都市　最後に海州の東、隴海線の終端港連雲港から、西行すると江蘇の北部を横切つて河南に入り、徐州及び鄭州を過ぎて開封に至る。開封は河南省の省政府所在地で人口約十三萬、この地方に於ける商業の中心地、更に西行すると洛陽がある。人口約二萬所謂古都である、それより陝西に入ると、潼關及び臨潼を過ぎて西安に至る。西安は人口約三十萬にして、現在上海勢力の西北開發の中心をなすところで、最近二ヶ年の間に於て一行だに存しなかつた南方の銀行は既に六行に上つてゐるのである。西安から蘭州迄は目下鐵道敷設中で、咸陽迄は既に工事を終へ、更に鳳翔に向け工事進捗中である。然し西安蘭州間の自動車路は通車を見てゐる。蘭州は人口約十萬、西北物資の集散地で、主として黃河により平津に向つたものであるが、隴海線及び連雲港の完成等には、漸次この地方の物資を海州に吸收し、直接上海に赴くことゝならう。

第三章　交　通

第一節　最近支那の鐵道建設

銀行の鐵道投資　最近支那に於ける鐵道建設は再擴張されつゝあり、これに對する銀行の投資額に就て見ると、一九三四年に於ては約八千五百萬元に上つてゐる。

一九三四年の鐵道投資額　（單位千元）

錢塘江鐵橋借款	二、〇〇〇
鐵道部冷藏設備借款	一、五〇〇
湖南寶洪鐵路借款	六、〇〇〇
平漢路借款	三〇、〇〇〇
玉萍路借款	八、〇〇〇
滬杭甬路借款	一六、〇〇〇
建設委員會滬南路借款	六、七〇〇
南路倉庫借款	一五、〇〇〇

この中滬杭甬路の一千六百萬元中には建設及び中英銀公司の投資も含まれてゐるので、これを除くとしても六千九百二十萬元は完全に支那銀行の手によつて投資されたのである。この支那銀行の投資を刺載したのは下述の如く一九三三

年以來に於ける支那國鐵の貨客聯絡運送の再整備による運賃收入增加によるものであつて、これに對し後述の如く、商工業不振による銀行の貸付警戒から生じる營業範圍の縮少及び遊金の釀出が立働いたものと思はれる。この傾向は本年に入つても續き、中國・交通・中南・上海・金城・大陸等々に山西同蒲鐵道、隴海の西部延長線に對する投資がそれである。

最近の建設鐵道　最近に於ける敷設完成の鐵道に就て見ると、（一）粵漢線の韶州樂昌間五十粁は一昨年通車、樂昌株州間は漸次進行中（二）隴海線西部の靈寶西安間二百二粁は一九三四年十二月開通、實に西安咸陽間は本年七月より着工、その本部連雲港に至る線二十八粁及び趙墩より中興煤坑の存する臺兒莊に至る石炭專用線三十一粁も既に完成（三）正太線の榆次大谷支線三十五粁は一九三四年十二月通車（四）杭江線は浙江省政府の建設によるものであるが全線三百三十五粁は一九三四年末開通（五）南京より蕪湖、蕪湖より孫家埠に至る京奥線の一部は江南鐵路公司の敷設せるものでその間は既に完成、京滬線との通車を計畫中（六）南京トレーン・ボートは一九三三年十月完竣、津浦及京滬兩線の直接聯絡が行はるゝに至つた。尙輕便軌道であるが、山西省の太原を中心として北部大同南部蒲城に至る同蒲線は太原介休間は一九三四年既に通車、南北共に工事進捗中で南部は本年に至つて鹽汾迄開通、最近では北原平鎭南馬侯迄通車、南部線は本年中完成するものと見られてゐる。

敷設中の鐵道　現在敷設中のものは（一）前記粵漢線の株州樂昌間四百六粁工費六千二百萬元で明年末完成の筈（二）玉萍線の玉山南昌間三百粁、經費一千八百萬元にして浙江江西省兩省政府にて着手（三）蘇州嘉興間七十三粁があるが、これは完成後は南京杭州間の距離百十粁を短縮する（四）滬杭甬線の完成であつて、錢塘江架橋巨部を要するので、鐵道部と浙江省と合辦で行はれてゐるもので錢塘江署娥江間七十八粁は目下工事準備中等々である。

第二節　北支の鐵道及計畫線

省別鐵道粁數　南船北馬の如き地理的關係及び過去に於ては首都が北京にあつた等の政治的關係も手傳つて、北支に於ける鐵道里程は比較的多く、河北省の如きは全支第一の地位にさへある。勿論前述の如く最近に於ける中部諸地方に於ける鐵道增設によつて多少の變化はあると思はれるが、一九三二年六月末現在に於ける各省別鐵道里程を示す。

全支省別鐵道里程　（單位粁）

	本線	支線	計
河北	一、二六五	二一一	一、四七六
江南	一、二六五	二	一、二六七
江蘇	七八〇	一六	七九六
山東	八一七	二一八	九四五
山西	三二一	二一	三四二
安徽	二八〇	—	二八〇
浙江	二〇三	六	二一〇
廣東	四〇六	五四	四六〇

	本線	支線	計
湖北	三三六	三	三三九
湖南	二五三	九一	三四五
江西	一二八	—	一二八
福建	二八	—	二八
察哈爾	三七七	—	三七七
綏遠	二〇〇	—	二〇〇
計	六、六五九	五三三	七、一九二

輸送噸數と運賃收入　これ等北支關係八鐵

〔註〕粁以下四捨五入、專用及引込線其他は除外

で、今これを北支鐵道の貨物輸送について見るに、現在北支に於ける計畫線としては、一九二九年線によるものにして、一期作十六哩、一期は三元、一期は一元哩に於ては、一九二九年線に合するやうにしてゐるが、總哩數の進捗狀況は次の如くである。

計畫線　旅客の十萬哩の多大なる鐵道敷設計畫はともかくとして、第一期に合するものによると、第一期計畫線の總哩數は四千三百四十萬哩であるが、昨年末に於ける中央政治會議に提出されたものによると、第一期に合するものは僅かに一千六百萬哩に過ぎない。

線別	哩數	備考
平漢線	三六、八六六、三五〇	既設代替未濟
津浦線	一七五、七五三、三五〇	既設
膠濟線	四〇、〇〇〇、〇〇〇	既設
北寧線	一〇、五五九、九四四	既設
平綏線	一七、四八〇、五八一	既設
道清線	一二、七四六、八六四	既設
隴海線	二四四、六六六、六六六	既設

北支鐵道の貨物額　（單位元）

線別	外債	內債
平漢線	三六、八六六、三五〇	一二、九七〇、一九四
津浦線	一七五、七五三、三五〇	一二、六九二、三三六
膠濟線	四〇、〇〇〇、〇〇〇	
北寧線	一〇、五五九、九四四	
平綏線	一七、四八〇、五八一	一八、一七六、八七三
道清線	一二、七四六、八六四	
隴海線	二四四、六六六、六六六	
計	二三六、二二九、一一一	一、七三二、七三二

一、赫は十六元、一圓は一元哩によるものにして、一磅は十六元、一圓は一元哩によるものにして、一磅は十六元、一圓は一元哩によるものにして、一磅

百四十萬のものである。最近然し道口大名間の敷設が計畫されてゐる。同浦線は既述の如く小西省の手によつて輕便ではあるが工事進捗中である。尚日支交涉事件の解決後に於て、河北省に於ける鐵道の敷設が傳へられつゝあるが、海港としての秦皇島の將來性から、同港より停戰協定地域を縱斷して張家口に至る線が尠さに上りつゝあり、また滄石線は石家莊より津浦線の滄州に繫るものであるが、山西資源開發の基礎として、同じく正太線を利用して石家莊より直接塘沽に至る線も考へられる。尚協定區域を中心としての孫文計畫を見ると、張家口より古北口承德を經て灤州に至るもの、唐山より通州に至るもの、北京より古北口に至るもの、更に南部河北省に於ては石家莊と津浦線の德州に至るもの順德より濟南に至るもの、保定より天津に至るもの等々がある。

第三節　整調化しつゝある各鐵運送聯絡

後章社會の農村振興の項に於て、一部指摘するが如く、最近支那に於ては、商品配給部面の改良のため、荷捐雜稅の廢止計畫と共に、貨物の運賃低減及び流通の圓滑を求むるために、各鐵道間鐵道と船舶、鐵道と自動車の貨客聯絡輸送が積極化されつゝある。

聯絡の沿革　支那に於ける聯絡運送は一九一三年に始められたもので、同年以前に於ては、各鐵道は全く獨立的な經營を行ひ輸送規定・運賃・貨物分類は各鐵道によつて區々で、貨物及旅客が二鐵道以上の經由によつて運送される場合は、各線に互に積換へを行ひ、特に運賃の支拂がなされたものである。同年の十月天津に於て第一回國內聯運會議が開かれて、先づ旅客の聯絡輸送が計畫され現在の平漢・平綏・北寧・津浦・京滬の五鐵道が協定して、一定驛間の旅客及び手荷物と小包の聯運を決議、翌年の四月よりこれを實施したのである。これによつて各鐵道の運賃收入は增加し、一九二六、二七、二八年の三箇年は國內亂によつて激減を見たが、一九二九年より增加し、一九三一年にはこれによる收入五百萬元に上り最高の數字を示したのである。

貨物の聯運の行はれたのは稍々遲く、一九二〇年であるが、一九二三年には九百萬元に達したのである。たゞその後內亂によつて貨物聯運は中止され、一九二八年より一九三一年には全く停頓するに至つてゐる。

一九一三年三月支那は東京に於て開催されたる第一回國際通運會議に參加して、日支間の鐵道主要驛間の片道旅客及び手荷物の聯運を行ふに至つたが、これも年々發展を見て、一九二六年には支那國鐵と南滿及び朝鮮鐵道及び日本船舶と提携、旅客及び小包の聯運をなすに至つた。即ち（一）日本國鐵・朝鮮・奉天經由支那國鐵（二）日本國鐵・船舶・上海經由支那國鐵、（三）日本國鐵・船舶・青島經由膠濟鐵道、（五）大連・船舶・天津經由支那國鐵がそれであつて、日支聯絡の運賃收入は一九一九年三十五萬元であつたが、一九三一年には八十四萬元に上るに至つた。然し同年に於ける滿洲事變によつて、これ等の聯運は殆んど全く停止さるゝに至つた。

一九一三年北寧線は東支鐵道各主要驛との旅客及び手荷物の聯運を行つたが歐洲大戰で中止、その後一九二二年十月支那國鐵・滿鐵・東支の代表會議が北京に於て開かれ、その翌年より恢復を見るに至つたが、これが中東聯運と稱せられるものである。同年の收入は約九萬元であつたが、一九二七年には六十三萬元と最高の數字を示すに至つた。然しその

後數年は收入の增加を見ず、更に滿洲事變によつて停止された。

一九二二年九月第一回華北旅客聯運會議が北平に於て開かれ、滿洲各鐵道との聯絡を協議、一九二三年より實施されたが、これは華北聯運と稱せられるものである。聯運實施の年は五萬元であつたが一九二六年に於ては十五萬元に達した。然しこれも滿洲事變によつて停止。

一九一三年六月北寧鐵道はモスコーの國際通運會に參加、西伯利經由の歐亞聯絡を計畫、北平・天津と歐洲諸都市との旅客及び手荷物の聯運を議決したが、歐洲大戰によつて停止、一九二六年伯林に於て再び歐亞聯絡會議が開かれ、支那に於てもこれに參加したが、具體化迄には至らなかつた。

また一九一八年當時米國との聯運が計畫されたが、これは單に計畫だけに終り、一九二六年五月東京に於ける第十四回日支聯絡會議開催に際して、再びこれが持出されたが、具體化されなかつた。

以上は支那國內の旅客及び貨物の聯絡輸送及び國際通運の大略を示したものであるが、この外聯運に就て重要なることは鐵道聯運事務處の設置されたことである。一九一三年初めて聯絡運送の始められた當時その中樞機關を必要としたので、北寧鐵道に對し五ヶ年の期限を以てこれに委囑し、その後は各鐵道の中樞事務の廻持ちとなつたのであるが、聯運事業の發展に伴つて、その獨立的機關は益々必要となるに至り、一九一八年十一月鐵路聯運事務處即ち現在の聯運處が設置されたのである。同處は最初總務・國際・國內の三科及び淸算所に分れてゐたが一九二七年に於てこれを一科一所となすに至つた。その後內亂の續出で貨物聯運が完全に停止するに至り、その事務を縮少して淸算所を淸算科として現在に至つてゐる。該處設立前迄は聯絡運賃收入等詳細なる記錄は殘されてゐないので、一九一九年より一九三一年に至る各種の聯運收入を示すと次の如くである。

聯絡運賃收入累年比較（元以下切捨）

	國鐵旅客	國鐵貨物	日支聯絡	中東聯絡	華北聯絡
一九一九年	二、二八二、八九〇	—	三五四、八〇三	—	—
一九二〇年	二、三五八、四〇五	五四五、〇四七	二八五、七六六	—	—
一九二一年	三、〇〇六、九六八	一、二六一、二三二	三一六、五〇七	—	—
一九二二年	二、九八九、二八六	五、五九五、九三二	一八九、八三二	九二、九一〇	五一、二五八
一九二三年	三、六一三、五三三	九、〇一〇、二六五	二二五、三〇八	一八四、七七七	八五、二〇二
一九二四年	三、四三七、八九〇	七、三四〇、五八四	二三三、九二〇	三〇九、三八〇	九五、九三九
一九二五年	二、九三二、四九四	四、八〇一、八七三	二四四、〇九三	五三六、一四五	二二、八八五
一九二六年	二二七、〇九八	二八四、七一五	一三八、三八八	三八八、三五八	一五五、二五三
一九二七年	二七五、五二一	二八五、六七四	四九〇、五〇二	六三八、四七八	六九、九七五
一九二八年	五三〇、〇七八	—	四六五、三九一	二四六、三一一	二三、六二〇
一九二九年	二、一七九、六三二	—	一三六、九三九	四三〇、六四一	八七、四七七
一九三〇年	一、一四、八八五	—	七九一、〇三〇	二四六、一二八	—
一九三一年	五、一〇一、九六六	—	八四二、六一四	一七五、〇〇四	八七一

聯絡の恢復　その後一九三一年に至つて時局漸く安定して聯絡恢復の氣運濃厚となり、且つ極度に疲弊せる農村復興の運動と結びついて積極化されるに至つた。即ち最初は統一的なものではなく、局部的なものであつて、主として平

漢線を中心として行はれた。即ち

一、一九三一年五月平漢線と北寧線と協定して鹽及び石炭の二貨物の聯絡連轉を實施。

二、一九三二年四月津浦・隴海・道清と平漢の四鐵道は一貨車貨物の聯絡協定を結んでこれを實施。

三、一九三二年九月鐵道部では各鐵道の鐵道當局の責任。

運送の採用を命令し來たので、同年十月より津浦・京滬・滬杭甬の三線と責任聯絡輸送を開始。

四、一九三三年に入り隴海線と平漢線は十二種の貨物に限つて責任聯絡を行ひ、また平綏線とは茶の責任聯絡をなすことゝなつた。

以上は何れもその局部的恢復であるが、前述の如き責任聯絡輸送命令に機を得て、全支的聯絡の氣運が濃厚となり、一九三三年九月第十六回國內聯運會議では鐵道責任聯絡輸送暫行辦法四十二箇條を決議、同年十一月一日より實施することゝなつて、以上の局部的辦法は一應解消されて、京滬・滬杭甬・津浦・北寧・平綏・正太・延濟・隴海・平漢・膠濟の十鐵道の聯絡が行はれ、更に本年に入つて湘鄂・浙贛の二線もこれに加入することゝなり、一枚の切符購入によつて貨物は何れの地方も責任を以て輸送さるゝことゝなつたのである。

責任貨物運送　この一九三三年十一月に於ける責任聯絡輸送の實施は支那鐵道運送に於ては一つのエポックを作るものである。責任聯絡運送に就ては鐵路負責貨物聯運暫行辦法四十二ヶ條の規定があり、責任運送に就ては特に鐵道貨車負責運輸通則百五十一條がある。この負責の意味に就て見るに、元來支那に於ては鐵道管理不定のため荷主責任輸送と云ふのが行はれてゐたが、これは貨物の積込み運送及び荷卸に對して荷主が直接監督し、途中の損失は全く荷主の責任として、鐵道では全然これに關係しなかつたのである。然し鐵道負責運輸は全部鐵道がその責任を負ふもので、且つ出來るだけ事務の簡易化を計つたものである。即ち

一、この貨物の託送は午前八時から午後五時の間とし各驛貨物取扱所に貨物を送り托運單を受取る。

二、鐵道は托送貨物に對して看貨し、運賃及び雜費を受取り提貨單を支給、その後は全部鐵道側の責任とする。

三、貨物の積込は先着順であるが、至急を要するものは特別扱とする。然し鮮魚・鮮肉・瓜類・蔬菜・花卉・樹苗・鮮繭・氷等は申込みなくとも特別扱とする。

四、目的驛到着後の荷渡しは提貨單と引換に行ひ、運賃向拂ひの場合、この際運賃を納入せしめる。

この責任運送の運賃は普通運賃の一割增、最優先積込は三割增、受取遲延費・荷姿變更費等には荷扱終了後納入せしめる。鐵道側の責任は提貨單の支給から荷渡終了迄の間であるが、この間に於て貨物紛失或は破損せる場合、鐵道側が賠償する。然し天災或は鐵道の過失によらざることが明かである場合はその責任を負はない。尙責任運送をなさざる貨物は禽獸・柩・金銀・有價證券・爆發物その他危險品及び鐵道にて責任を負ひ難しと認むる物品である。即ちこれによると手續が從來に比して簡便にして規定の雜費が全くなくなり且つこの提貨單は一種の有價證券として資金の融通をなし得ることゝなつてゐるのである。

旅客聯絡　以上は貨物に對するものであるが、旅客の聯運としては上海北平間の直通、北平青島間の通車及び聯絡驛の增加等にも行はれてゐる。また北寧線による滿支通車もこれに這入るだらう。尙左に最近三箇年間に於ける貨客聯絡運賃收入とこれに對する聯運處の支出%を示す。

最近三箇年の聯運運賃收入　（單位元）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年
旅客	五、四五六、三九六	七、七一四、〇四〇	八、六三五、六七三
貨物	六七四、七六四	二、九三八、九一一	一七、一五五、七八八
計	六、一三一、一九〇	一〇、六五二、九五二	二五、七九一、四六一
聯運處經費	一・〇九%	〇・八五%	〇・四〇%

籽乃至六百籽は運賃一%減、それ以上百籽を增す毎に一%減、二千五百籽以上は二〇%減とされたのであるが、第十七回會議に於ては五百一籽を三百一籽とし、三百一籽より四百籽迄は一%減となつたのであるが、然し尙負擔は大であり、その遞減の根據は貨物のコスト負擔力に對するよりも鐵道運賃收入に對するものであるから、更に充分に改善の餘地がある。

各線の車輛統制の問題である。支那の鐵道は多く國有鐵道となつてゐるが、その統制は極めて亂雜で、車輛及び機關車の分配に平衡を缺き、その過剩及び不足が隨處に現はれてゐるので、その改革が必要である。

車輛形式及び軌道の劃一化である。支那國鐵の貨車はその製造國及び製造工場が區々であるから、積載重量及び容積に差があり、且つ更に困難な問題は軌道の不統一であつて、目下正太鐵道と平漢線・浙贛線と滬杭甬線が直接これに遭遇してゐる。

車務運賃規定の統一である。支那の國鐵は英獨佛白等その投資國によつて、車務規定が異つてゐるので通運に著しい障碍を與へてゐるし、運賃すら異つてゐるのである。即ち綿糸の一例をとると、鐵道部の貨物運賃分類表によると、上等品は三等運賃、普通品は四等運賃となつてゐるが、隴海線に於ては支那綿糸を普通品として四等運賃、外國品は上等品として三等運賃とし、膠濟線は外支の區別なく十五番號以上は三等、以下は四等、津浦鐵道では二十番號以上を三等以下を四等としてゐるが如きであり、また各鐵道では零細貨物、一貨車積貨物と區別し、前者は後者に比して三割高であるが、一貨車積に對して端數の生じるときは、これに對して零細貨物運賃を課するのであるが、各鐵道によつて一貨車の容量が異り、南滿は三十噸と四十噸、江南は十六噸、隴海は十六噸・二十噸・三十噸・四十噸となつてゐるのであつて、その都度特殊の契約を必要とするので、これ等は聯運を非常に阻碍しつゝある狀態である。

今後の聯運問題　尙聯運に就て今後殘された問題として四五の問題があるがこれに就き略記すると次の如くである。

聯運貨物の特別運賃に關するものである

一九三三年の第十六回國內聯運會議では聯絡貨物運賃の遞減法を議決し、五百一

第四節　鐵道と船舶及自動車の聯絡

水陸聯絡　鐵道間の聯絡輸送と共に鐵道と船舶との聯絡も最近漸く盛んとなりつゝある。即ち招商局と隴海・膠濟・平漢・江南四線及び本年八月中に實施されんとする北寧線との水陸聯絡である。

隴海線は江蘇省海岸の海州より陝西省西安に至り支那中部を橫斷し、徐州に於て津浦線、鄭州に於て平漢線と交叉する大鐵道で、連雲港によつて水陸の聯絡が行はれてゐる。連雲港では十二の埠頭建設を計畫、既に二個の建設を終り、その一つを聯絡、他の一つを石炭積出用に使用してゐる。聯絡用埠頭は目下二千噸級の船舶二隻の繫岸であるが、本年九月中には三隻となる豫定であり、石炭用埠頭は中興煤礦公司のもので、隴海線趙墩から同公司所在地の臺兒莊迄は石炭專用の支線が建設されて、本年三月よりこれを使用してゐる。

招商局と隴海線との水陸聯絡はその實施より既に一ケ年餘となるが、一九三四年の報告によると、連雲港上海間の聯

絡出入貨物は十六萬噸にして、隴海線の收入百五十五萬元、招商局の收入四十七萬元に達してゐる。額としては尙小であるが、兩當局者に於ては貨物損消に對しては責任賠償をなし、且運賃の低減も計つてゐるので今後更に增加さるゝものと見られてゐる。招商局に於ては連雲港上海間に四隻を配船、その他青島・廣東・天津との聯絡も行つてゐるが、これに時日は尙淺いので、その成果に就ては尙明かではない。

膠濟線と招商局との聯絡は一九三四年九月より行はれたものであるが、これは前者と略々事情を異にしてゐる。即ち青島は連雲港とは異り、古くから開港されたところであるから、運輸組織が完備してゐる上に、外國船舶の出入多く、且つ商業組織も整備してゐるので、こゝに集散せる貨物が直ちに他の各港或は奥地に輸送されず、その市價の變動によつて動くものであるから、直接的な輸送をなす聯絡運送を利用し、貨物市價の變動を無視するやうなことが出來ないことであり、また青島は連雲港と異り移出貨物に對しては轉口稅を賦課される。一例をとると濟南より山東絹紬を青島經由上海に輸送せんとして、青島より船へ積換へる場合、一噸に就き百四十元の轉口稅を納めるのでその負擔が大きくなり、更にこれを上海より海外に輸出する場合また輸出稅を課せられる。また棉花に就て見ると一噸に就き九元一角を課せられ、これに運賃諸掛りを加へるとその負擔二十元内外となつて上海に於ては到底他棉とは競爭出來ない。だから最近この轉口稅廢止が問題となりつゝあるのであつて、この廢止なき限り、水陸聯絡の効果は少い譯である。また一面連雲港と異つてこゝには外國船舶の出入が許されてゐるので、これとの運賃競爭も生じる結果もある。

平漢線と招商局との聯絡は本年一月一日より實施されたものである。平漢線と漢口埠頭との直通線を有するのは太古公司のみで、招商局ではこれを有せず、貨物の積換に支障を來し、また大智門と碼頭間の引込線敷設も經費を要するので、江岸站に倉庫用船舶をおいて碼頭に代つて貨物の積換えを行つてゐる。

江南鐵道は南京より蕪湖を經て安徽省河漘溪に至る二百十粁の鐵道で、尙未成部分もあるが、蕪湖を聯運地として本年二月一日より招商局との聯絡を實施してゐる。尙この外前記の如く津浦・京滬・滬杭甬・北寧・南潯各鐵道も水陸聯絡の契約をなし、既に鐵道部の認可を得たるもの或は認可申請中のものもある。左に水陸聯絡各線及び接續地を示す。

水陸聯絡各線の連接地

聯絡線	連接地	聯絡驛
隴海線	連雲港	沿線各驛
膠濟線	青島	濟南・周村・張店・博山・羊店・青州・濰縣・坊子・二十里堡・蝦蟆屯・高密・膠州・藍村
平漢線	漢口	沿線各驛
津浦線	浦口	明光・盱眙・蚌埠・南宿州・徐州・濟寧・泰安・濟南・德州
京滬及滬杭甬線	上海南京	吳村・大汶口・泰安・濟南・德州
北寧線	天津及塘沽	前門・豐臺・天津總站・唐山
南潯線	九江	南京・鎭江・丹陽・奔牛・常州・無錫・蘇州・崑山・閘口・南星橋・杭州・拱宸橋・長安・嘉興・曹娥江・余姚
江南線	蕪湖	南昌・卡子口・竹絲港・繆家圩・灣沚・橋頭・江家・宮城・孫家埠

民間船舶會社の參加　以上は全く招商局と國鐵の聯運で、これに對し一方民營船舶會社に於ても、これに參加を求むるもの續出するに至つたが、然し上海に於ける船舶會社にして航業公會に加入するもの三十餘に上り、その選擇を必要とす

るので、一九三三年十一月交通及鐵道の兩部に於ては左の如き規定を設くるに至つた。

一、支那民營航業會社は何れも水陸聯絡に參加することを得、但し一九三三年十一月に於て繼續的に營業を行へるものにして自己所有になる碼頭及び倉庫を有するものに限る。

二、各民營航業會社にして水陸聯運に參加せんとするものは交通及鐵道兩部の認可を得べし。

三、水陸聯運に參加せる各會社は水陸聯合事務所を設くる場合はその經費は各該會社の積載聯運貨物噸數に比例して負擔すべし。

四、聯運貨物の分配は各該會社の現有就航船舶に比例して按分決定す、但し設備不完全にして荷主の積載を願はざるものに對してはこの限りに非ず。

五、聯運參加各會社は鐵道部聯運處規定及び各鐵道と招商局との間に於て締結せる契約及び事務細則を嚴守すべし。

六、民營及國營各航業會社の聯合事務所の成立前に於ては鐵道部聯運處及各鐵道と招商局との間に締結せる契約及事務細則は規定期日によつてこれを實施す。

以上の規定によつて、交通及び鐵道兩部に於ては本年五月次の如く民營會社の參加とその航路を規定した。

三北輪埠公司	長江線及上海寧波線	大達輪船公司　上海南通線
寧紹商輪公司	長江線及上海寧沙線	達興商輪公司　上海寧波線
政記輪船公司	天津青島上海線	滬興商船公司　上海平陽線
中國合衆航業公司	上海海州線	平安輪船局　寧波溫州線
大振航業公司	上海海州線	公茂輪船局　寧波溫州線

尙以上船會社にして上海に於て碼頭を借用してゐるものは更めて吳淞・京滬二鐵道の碼頭及倉庫の借用をなし、聯合事務所を至急設立することを命ぜられた。

自動車路の建設　支那に於ける自動車路の建設は一九二九年以後軍事的見地から急速の進歩を遂げ一九三四年末には全國經濟委員會公路處の發表によると、その延長八萬四千八百粁に達し、殊に江蘇・浙江・安徽に於ては著しい發展を遂げた。然し同年に於ける支那の自動車數は僅かに五萬臺、一粁當り〇・五九臺で米國の二千分ノ一以下であるから、これによる聯絡輸送と云ふことは寧ろ今後の問題である。自動車路の聯絡は道路間及鐵道と道路であつて、水運との聯絡は尙ない。即ち道路間のものとしては浙江公路管理局と江南汽車公司の合辦による南京杭州間の直達、江西公路處と湖南公路局の南昌長沙間の貨客聯運、江蘇公路管理處の蘇州・嘉興間の全通等々にして、鐵道との聯絡としては江西に於ける贛鄂及び鄂湘の二線と南潯鐵道、浙江の杭長・杭平・杭甯・杭徽四線と滬杭甬鐵道、湖南各公路と湘鄂鐵道、山東省の烟維線と膠濟鐵道、江蘇の鎭揚及び錫宜線と京滬鐵道、陝西に於ける最近の西蘭公路と隴海線等々がそれであらう。

第五節　北支の水運及連雲港

北支の河川　北支に於ける河川航運としては黃河及び白河がある。黃河の利用線は少く主として包頭寧夏間の筏及び羊皮船及び潼關より下流の土船航行が存するに過ぎない。然し駱駝運送に對して奥地土貨の搬出には重大なる役目を持つものであつて、甘肅方面の羊毛は何れもこれによつて包頭に下り、包頭より平綏線を利用平津に來るものである。だから最近に於ては山西省に於てもこの方面の航運開發に留意し、太原經濟建設委員會では引船等の配船を行ひつゝあ

る。白河は海洋船出入の唯一の河川であるが、黄土による泥寒甚しく、二千噸程度の船舶の遡航は不可能であつて、天津迄遡航し得るものは一千數百噸以下の船舶で、二千噸前後の船舶は塘沽、それ以上のものは大沽バーに繋留せられ、それも滿潮時を利用するので、荷物は極めて不便である。白河の好惡は全く天津の運命を支配するものであるからこれの浚渫及び改良は永年行はれてゐるのであるが、一進一退し、最近では寧ろ塘沽の開發によつて、これを打開し、或は實現はともかくとして秦皇島を以て天津に代へやうとする意見すら生じるに至つてゐるのである。

然し海洋船舶の出入問題外とすると、陸路交通機關の不備または鐵道運賃高によつて、黄河・白河・灤河或は小清河・運河等には都市と奥地との貨物運搬に對して、相當な役割を演じ農産品の集散はこれに下ること大であつて、旱魃による河水の減水は都市商品市場に對して、常に大なる影響を與へつゝあるのである。

海運　更に海運に就て見るに全支の出入船舶噸數は一九三四年に於て對外貿易に於ては入港三萬千三百六十九隻、二千二百四十六萬五千九百六十九噸、出港三萬六千五百四十四隻、二千二百四十五萬二千九百五十八噸、對内貿易に於ては入港五萬二十隻、四千七百九十一萬三千二十噸、出港五萬百五十隻、四千七百六十四萬一千九百八十六噸に上るが、左に北支六港のそれに就て見れば次の如くである。

北支六港の出入船舶噸數

		對外				對内			
		出港		入港		出港		入港	
		隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
秦皇島		一八九	四六四、一六九	一七九	五四五、三五六	四三九	九八七、六八〇	四五三	九二一、〇二八
天津		六四二	九九二、六一八	六七四	一、〇一二、七五八	一、四二五	一、八八九、三九八		
龍口		五八五	一一二、二五七	七一二	一三一、七四一	六三五	三一八	七六四	六一八	三〇三、五九〇
芝罘		六七八	五一七、六四四	八一六	四三三、一三九	一、五三三	一、四五一、六二〇	一、五二五	一、四七一、〇四八
威海衛		六六一	二八三、三一九	五七五	一三四、七八二	九八二	一、一四七、八〇二	九八〇	一、一九一、〇六一
青島		五四九	一、一一五、九八七	五三四	一、一八八、七一七	一、四一四	二、三五二、九五二	一、四三九	二、二七〇	七四五

上表に於て注目せらるゝことは天津の出入船舶噸數が比較的少いことである。一九三四年に於ける支那の對外貿易總額十五億七千五萬元中天津は一一・二九%を占めてゐるに對し、青島は五・三二%であるに過ぎず、若し噸數がこれに比例するものとすれば、勿論天津の出入船舶は青島より遙かに多くなる譯であるが、反つて少いと云ふことは、天津港そのものゝ條件によるものと云へる。即ち前述の如く白河に基因するもので、吃水線淺き船舶の入港に限られてゐるからであつて、且つこのことはまた大連・上海或は日本よりトランシップの反面を示すものである。天津は上海と同じくその貿易額が、上海の五分ノ一にも及ばないのは一部これにも原因するものとも考へられる。

天津と白河　特に天津に就てその詳細な說明を與えやうと思ふが、然し一ケ年に亘る統計を入手し得ないので、本年六月一ケ月間のそれに就て見ると、入港船舶は海洋及沿岸航行船を合して百六十隻、二十一萬三千五百二十五噸である。先づその國籍別に就て見ると次の如くである。

日本船の中には天津入港後紐育向貨物船が含まれ、同船は四千噸に上るが、その他は一千噸臺及び大連間の一千噸以下の船舶が多い。支那船舶招商局船舶は一千數百噸のものであるが、これは何れも千噸以下、英國船舶は中國航業公司

同　國　内　地	隻　數	噸　數
不　詳	一	一〇〇
計	一	一〇〇
天津入港船の出港比較		
田港地	隻數	噸數
上　海	五三	一二〇〇
日　本	五三	一二〇六
英　國	二	一二九
米　國	一	一二九
丁　抹	一	一二九
計	五七	一二〇〇

會社名	隻數	噸數
大阪商船	一八	一二〇〇
大連汽船	一二	一〇一四
大通輪船	一一	七一一
國際汽船	五	六一六
近海郵船	七	一三一九
太古輪船	九	一三一四
怡和洋行	六	一〇一一
英商洋行	一二	一三一九
太興洋行	一	三一三
不詳輪船	二	一〇一四
天津輪船	一	三一三

天津入港船國籍別比較

國別	隻數	噸數
日　本	五三	一二〇六
英　國	二	一二九
米　國	一	一二九
丁　抹	一	一二九
計	五七	一二〇〇

會社名	隻數	噸數
大阪商船	一八	一二〇〇
大連汽船	一二	一〇一四
大通輪船	一一	七一一
國際汽船	五	六一六
近海郵船	七	一三一九
太古輪船	九	一三一四
怡和洋行	六	一〇一一
英商洋行	一二	一三一九
太興洋行	一	三一三
不詳輪船	二	一〇一四
天津輪船	一	三一三

會社別船舶噸數比較

會社名	隻數	噸數
天津汽船	一	三七
華北運輸	一	三七
華北輪船	一	三七
三北輪船	一	三七
北方航業	一	三七
天津航業	一	三七
同　興	一	三七
計	七	二五九

以外に直隸灤州より來るものも含まれてゐるがその數は少く、その他諸國の船舶は何れも數千噸の海洋船で大沽ー繫留のものである。

北支事情綜覽

天津入港船舶國籍別比較

國別	隻數	噸數
日　本	五三	一二〇六
英　國	二	一二九
米　國	一	一二九
丁　抹	一	一二九
計	五七	一二〇〇

會社名	隻數	噸數
大阪商船	一八	一二〇〇
大連汽船	一二	一〇一四
大通輪船	一一	七一一
國際汽船	五	六一六
近海郵船	七	一三一九
太古輪船	九	一三一四
怡和洋行	六	一〇一一
英商洋行	一二	一三一九
太興洋行	一	三一三
不詳輪船	二	一〇一四
天津輪船	一	三一三

會社別船舶噸數比較

會社名	隻數	噸數
天津汽船	一	三七
華北運輸	一	三七
華北輪船	一	三七
三北輪船	一	三七
北方航業	一	三七
天津航業	一	三七
同　興	一	三七
計	七	二五九

最近の所謂支那の西北開發とは密接なる關係があつて、**陝西を中心とした西方農業の開發及び棉花改良**、出來による北支那は求めつゝある。然し以上の意味からするならば、北支に於ける國際港としての觀點から見るならば、或は無價値に近いとの結論も出るであらうが、現在驢濱綫に於ては山西省南部の運輸の如きは特に棉花を中心とするヒンターランドの壓縮に大きな作用を齎らすからである。

に營業所を設けて、可成無理の物資聯絡を行ひつゝあること或は山西省に於ては西北實業公司所屬西北貿易商行支店を特に連雲港に設置せんとする計畫の如きもこの反面を示すものであり、また河南及陝西の市場を北支にとつて直接喪失するの懸念があり、河南の如きは最近完全に喪失してゐる狀態であるのである。

連雲港建設の計畫は一九一九年に於て既に行はれてゐた。即ち隴海線の海岸迄の延長決定と共に海州商埠局を設置して立案されたもので、この計畫によれば老窰對岸にある西連島岬より、老窰西方の孫家山に至る一線と、西連島に續く東連島岬より老窰東部の灣連嘴に至る一線とに防波堤を築き、この防波堤に包まれたる水道鷹遊門の海面を港區として老窰海岸に長さ五百米の埠頭十二を作り一萬噸級の船舶の入港するものであつたが、巨費を要するので沙汰やみとなるに至つた。その後一九二四年隴海線は徐州より海州迄の延長をみ、同地を終點とする計畫であつたが、土地の購入その他に事故が生じるに至つたので、海州を避けて新浦に停車場を設置することゝなつた。然しその附近の臨洪河は水淺く海港としての發展性なきため、新浦より下流の大浦に支線を敷設し、同地を新浦の碼頭とするに至つた。その後隴海線の西部延長と共に物資の出廻り增加し、小規模なる大浦碼頭では運輸不便となつたので、一九三二年に二千噸級船舶の入港をなす程度の連雲港の建設を計畫し、こゝに鐵道を更に新浦より墟溝を經て、孫家山のトンネルを通じ、老窰に至る延長が行はれたのである。且つ滿洲事變によつて壺盧島の築港工事を中止せる和蘭ハーバー・ワークスの手により一九三三年五月より築港工事が行はれ、現在で招商局と船車聯絡碼頭と前記の如く中興石炭用埠頭の二個が完成、前者は現在二千噸級船二隻の繫留が行はれつゝあり、近く三隻となる豫定である。尚左に連雲港の一九三四年下半期に於ける貨物出入噸數を示す。

連雲港の貨物出入噸數（單位噸）

入貨	聯運	非聯運	計
金屬品	三、二四九	五九七	三、八四六
砂糖	三、一二九	五〇	三、一七九
麥粉	一三六	一、二七三	一、四〇九
木材	五七	一、二四四	一、三〇一
綿糸布	八、八三〇	—	八、八三〇
石油	—	七〇九	七〇九
紙	六二一	五三	六七四
胡麻	六一九	二〇	六三九
石炭	—	六一九	六一九
セメント	四三五	九〇	五二五
石鹼	四七九	八	四八七
豚皮	—	四七〇	四七〇
古新聞紙	四三九	九	四四八
野菜	二三〇	四、二四〇	四、四七〇
其他	二、八三一	二、一四四	四、九七五
計	二一、〇五五	一一、五二六	三二、五八一

出貨	聯運	非聯運	計
小麥	二、七〇九	七三	二、七八二
落花生	二〇、一〇二	三、三三一	二三、四三三
大豆	一八、五五三	二四六	一八、七九九
鹽	—	六、八二九	六、八二九
棉花	四、八〇七	—	四、八〇七
西瓜子	四、二九八	—	四、二九八
胡麻	二、〇二七	七	二、〇三七
石膏	一、七二五	—	一、七二五
高粱	一、一七〇	六一	一、二三一
青豆	一、一一三	—	一、一一三
油	一九三	六八六	八七九
刻燒草	七、一六〇	—	七、一六〇
雜穀	六〇六	三八	六四四
玉蜀黍	六五四	三八	六九二
其他	二三六	三、一〇九	三、三三五
計	六五、三四三	一四、四一八	七九、七六一

聯運と稱するのは隴海線と聯絡運送をなす招商局船舶のもので、非聯運は民營船にして、これは孫家山の臨時碼頭を使用し、老窖の碼頭は招商局のみに限られてゐる。

第六節　自動車路・駱駝運送及航空

全支公路粁數　支那に於ける自動車路の建設は共産軍討伐の軍事的意味から、一九三二年五月より全國經濟委員會の指導の下に積極化されたもので、本年五月末に於けるその粁數は、同會發表によれば通車し得るもの約二萬粁で、これによる聯絡道路延長は約三萬粁となつてゐる。且つ同委員會の本年六月十五日現在に於ける道路建設費支出は約八百五十萬と發表してゐる。

全經の道路建設費支出額（本年六月十五日末、單位元）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	計
江蘇	一、九三二、八〇〇	二〇八、一四六	五六三、二八八	一、一三〇、〇八四	
浙江	一五〇、〇〇〇	五一〇、〇〇〇	一、三五一、二八四	二、〇一一、二八四	
安徽	二一〇、〇〇〇	四三二、〇〇〇	六五四、二二七	五〇、〇〇〇	一、三四六、二三七
江西	四〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	六七一、九六〇	一三八、〇四〇	一、〇八〇、〇〇〇
湖北	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	五三四、四六八	三〇、〇〇〇	六五四、四六八
湖南	—	—	四八六、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五〇六、〇〇〇
河南	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇	四八、七二〇	五七八、七二〇
綏遠	—	—	—	六六八、〇四〇	六七八、〇四〇
陝西	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
甘肅	—	—	—	三九、四〇〇	三九、四〇〇
四川	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
貴州	—	—	—	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
前南路軍總部	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
計	八三一、八〇〇	一、四九〇、一四六	五、五七四、一〇一	八、四七四、二三三	

以上全經の支出から見ても明かなるが如く過去に於ける道路建設は主として中部支那を中心として行はれ、所謂七省聯絡公路幹線十一條一萬二千粁は既に九千百粁迄通車してゐるが、南京上海・南京福建・上海廣西・南京四川等直接北支とは關係ないものを除き、これと關係あるものに就て見るに南京陝西線は浦口より合肥を經て河南省潢川及び信陽に至る間は既に通車、信陽北西は目下測量中、河南廣東線は開封漢口間は既に開通、武昌より大冶も一部未完成に過ぎず、江西省内は完成し、近く廣東省韻州迄開通を見る筈、前者は開封よりであるが更に洛陽韻州間のものは、湖南省は完成、湖北省内は孟樓老河口間の一部が未通にしてその他は通車、河南省内は洛陽鹽安間のみ殘され目下工事進捗中である。尙これ等諸省の聯絡公路の狀態を示すと次の如くである。

全支聯絡公路粁數（單位粁）

	計畫全粁數	通車粁數	起工中粁數
江蘇	三、四九八	二、二六二	七七五
浙江	一、五〇〇	一、一〇〇	三四〇
安徽	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四五、七六
江西	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
湖北	一、〇〇〇	五〇〇	五〇、〇〇〇
湖南	一、五〇〇	一、〇〇〇	五七八、一八六
河南	一、五〇〇	一、〇〇〇	五七四、一〇一
綏遠	一、〇〇〇	三三二	六六八、〇四〇
陝西	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇、〇〇〇
甘肅	三、四〇〇	三〇〇	三九、四〇〇
四川	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇、〇〇〇
貴州	一、〇〇〇	一〇〇	五〇、〇〇〇
前南路軍總部	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇、〇〇〇
計	二一、六六一	七七五	六七八、〇四〇

北支の自動車路　北支に於ける公路建設は山東の一部を除いて積極的ではない。只自動車輸送として注目に値するものは張家口庫倫間・綏遠新疆間・北平承德及び張家口多倫間

浙　江	二一五七四	二、一九八	一四四	
安　徽	三、六三〇	三、〇一六	一二四	
江　西	四、〇二五	二、九〇三	六五七	
湖　北	三、八四二	二、三一五	六六七	
湖　南	三、二七〇	一、七七九	五一五	
河　南	三、二七四	一、九三三	四四二	
福　建	二、六六四	一、四七〇	四八八	
西　北	二、四二九	一、〇四八	七九八	
計	二九、二〇六	一八、九二四	四、六一〇	

がある。最後のものは阪田組及び國際運輸によるものであるが張家口庫倫間のものは外蒙貿易を獨占する德華洋行の手にあるもので、爲得にて貨物の積換を行ひ、外蒙側自動車によつて庫倫に至るものであり、綏遠新疆間は天津に於ける新綏長途汽車公司の經營になるもので、綏遠より新疆省哈密に至り同地より廸化迄は省政府自動車によるものである。この新綏線は一九三四年十一月より始められたもので、同公司の資本三十萬元、近く百萬元に增資の計畫を有してゐる。所有自動車は約四十臺、週一回の發車となつてゐるが、開業より現在迄は尙十數回の往復に過ぎない。尙この外自動車運送は山西に於ても盛んで、大同より太原、太原より晋城に至るものがあるが、通行稅が高く且つ同蒲線の開通もあつて、却つて衰退の傾向すら見え、自動車は多く陝西に送られつゝある現狀である。

西北公路　最近は西北即ち陝西を中心とする諸地方は隴海線の延長と共に公路の建設が盛んで、その計畫に就ては、百四籽後者は寶鷄漢中間二百十籽のもので、目下工事進捗中であるが一部舊道路を使用して通車するに至つてゐる。尙西北の公路建設には特に西北國營公路管理局が設けられてゐるが、同管理局は本年一月設置、五月より自動車營業を開始してゐるが、西安蘭州間舊道路を一部使用してゐるので延長七百五十籽、四日間の行程、西安・咸陽・乾縣・監運鎭・邠縣・長安・涇川・平涼・靜寧・華家嶺・定西・蘭州の十二箇處に停車、車輛臺數客車十二臺、貨車十臺、工事用車二臺、貨物運賃は一噸一籽三角であるが、下りは土貨販賣奬勵のため一角七分としてゐる。尙また哈密蘭州間は前記新綏公司が特に十臺自動車を配車、兩地間の運送に當つてゐる。

駱駝運送　特に北支に於ては駱駝輸送がある。主として綏遠新疆省間に物資の輸送をなすものであり、その頭數約七萬と見られるが、然し最近に於ける新疆の內亂によつて、その大部分は同地方に抑留され、また外蒙に於ても沒收され、而もそれが貨物諸共に行はれたので、綏遠を中心とする駱駝商は甚大なる打擊を受け、再三その返還を要求されてゐるが具體化せず、現在に於ては全く昔の旺盛さはない。今のその通過宿場を示してその輸送路を示すと次の如くである。即ち綏遠は二十一站にして(一)綏遠(二)可可以力更(三)召河(四)不詳(五)炭混河(六)百靈廟(七)紅灰不浪圪(八)馬羔不浪圪(九)庫倫高爾(一〇)給路勿都圪(一一)白彥高爾(一二)黑紗土(一三)應爾吉青(一四)人頭山(一五)達拉黑色(一六)小泉子(一七)勿羔以力更(一八)奔江(一九)善單廟(二〇)沙河子(二一)塔拉黑沙兎。

寧夏は二十站にして(一)哈產邦土(二)哈察卜齊(三)高連渠(四)昔泥烏蘇(五)同谷烏浪末(六)察罕點力末(七)不浪倒(八)黑拉孟大(九)三圪井(一〇)黑拉由牛(一一)忽拉蘇(一二)豐灘(一三)丁蓋(一四)樹富頭(一五)拐子海唉包泉(一六)只機坡(一七)蘆草井(一八)達東忽洞(一九)包爾川井(二〇)東河。

甘肅は十四站にして(一)唆利子河(二)豐灘(三)蘆草井子(四)連西汗(五)豐灘(六)野馬井子(七)上連汗(八)火燒井子(九)公坡泉(一〇)駱駝井子(一一)吉鶴烏馬(一二)茂水(一三)驛山(一四)豐灘。

新疆は二十四站にして(一)夾爾泉(二)豐灘(三)二家五土(四)大石頭(五)次極花泉(六)豐灘(七)土胡盞(八)堵牆(九)西

鹽地(一〇)西樂泉(一一)金樹(一二)巴里坤(一三)西山頭(一四)駱駝井子(一五)五板洞(一六)石人子(一七)枳機臺子(一八)塔涼五泉(一九)火燒溝口子(二〇)臥龍駒(二一)黑山頭(二二)枳縣湖(二三)涯子(二四)奇臺縣。

尙駱駝運送は前記德華洋行の手によつて張家口庫倫間にも行はれてゐる。但し爲得に貨物は積換へが行はれる。

航空事業　更に航空に就て見るに、支那に於ける航空會社は中國航空歐亞航空及び西南の二公司がある。中國は上海漢口線・漢口重慶線・重慶成都線・重慶貴陽線・上海廣東線及び上海北平線の六線を有し、最後の上海北平線は上海より南京・青島・天津經由北平に至るものは、每木曜北上、每金曜南下である。

歐亞航空公司上海新疆線・北平廣東線・包頭蘭州線の三線がある。上海新疆線は上海より南京・鄭州・西安蘭州を經て新疆に至るものであるが、現在新疆行は中止され蘭州迄で每水曜西上、每土曜東下、北平廣東線は北平より鄭州・漢口・長沙より廣東に至るもので、每水日曜南下、每火土曜北上、包蘭線は蘭州より寧夏及び包頭に至るもので、每木曜東下每金曜西上となつてゐる。

	一九三二年	一九三三年
飛行粁數	六一三、九四二	一、〇二一、九六三
乘客飛行粁數	一、二四七、二六七	一、四〇一、三八四
乘客數	三一五三	三、〇五〇
郵便物斤	五〇、八二八	四九、二四〇

	一九三四年
飛行粁數	一、三四一、七九四
乘客飛行粁數	二、三六五、五六七
乘客數	四、五七〇
郵便物斤	五五、六一八

西南航空公司は北支には關係なく廣東より梧州、南寧を經由龍州に至る一線を有するのみである。

中國航空の業績　尙最も規模の大きい中國航空公司に就て見ると、同公司の資本は一千萬元、その五五%は支那側、四五%は米國側出資によるもので、最近の營業狀態は上記の如くである。

電話　その他電話があるが北支に於ける長距離電話は最近のもので、本年七月より滿支間の通話が實施されたが、尙この外に、五月に於て北平・天津・濟南・青島間に通話が行はれ、山東省では青島・濟南の外に九地點、河北省は北平天津の外唐山等十六地點がこれに含まれてゐる。

電信　天津に於ては歐文及び漢文電報は取扱はれてゐるが和文電報は取扱はれてゐない。然し和文電報は汽車にて山海關に運送、同地の滿洲電信株式會社の手によつて內地に發信されるもので、天津は午後五時發送、翌零時前後に內地に到る。內地からの電報も山海關・天津間は同じく汽車である。

第七節　平津の新聞及ラヂオ

平津の新聞發達の相異　北平は北支に於ける政治及び文化の中心地であり、知識階級の集つてゐるところでもあるので、當然新聞事業の發展を見るべきところであるが、實際發行諸新聞からすると天津のそれに劣つてゐるのは、主として政治的な原因にあるものと云へる。即ち北平では天津と異つて租界がないので、新聞社は何れも支那街にあるから政府の彈壓と云ふのが非常に容易であり、而も政治的中心地であつたゞけに、その主權者が幾度か變るため、その度に新聞によつては閉鎖を命じられたり停刊を命じられたりする。然し天津は全部と云つてよい程、新聞社の何れもが租界にある。時に地方への發送を止められることはあるが、支那當局から閉鎖停刊を命ぜられることがないから、その經營は北平に較べて容易でもあつたのである。

平津の新聞購讀者數　發展する發展しないと云つても、勿論支那の新聞は日本の比較にならない。河北省全體の新聞購讀部數は一日約二十五萬、その中二十萬が北平及び天津であるから、有數新聞の發行部數と云つても最高約五六萬で普通二三千部、所謂赤新聞型の小型版のものは四五百程度のものであるに過ぎない。

北平の新聞　先づ北平の新聞に就て見るに、大型版十七種、小型版二十六種、計四十三種であるが、主なるものは民國日報・京報・世界日報・世界晚報・華北日報・華北晚報・北辰報・北平新報・北平晨報・東方快報・北方日報・益世報・全民報・導報等々であるが、指導的地位にあるものは北平晨報・益世報・世界日報及び華北日報である。

北平晨報は東北系とも見らるゝ新聞で、創立は一九一八年、宣武門外大街にある、發行部數約一萬。

益世報は天津のそれと同一系統であるが全然獨立して經營せるもので、一九一六年の設立、和平門外南新華街にある米國教會の宣傳機關として生れたものであるが、宗教的色彩はない。發行部數約一萬。

世界日報は最も新聞らしい新聞で、極めて自由主義的のものである。創設は一九二四年で西單四騎馬大街にあり、發行部數約一萬。社長成舍我は北平新聞專科學校を經營してゐる。

華北日報は國民黨系のもので、一九二九年の設立、王府井大街に在り發行部數約五千である。

天津の新聞　天津に於ける新聞は三十四種、種々系統のものがあるが、一流紙は大公報・益世報・庸報・天津商報であらう。

大公報は北支に於ける最も古い新聞で一九〇一年の設立、曾つて日本租界にあつたが現在は佛租界三十號路に在り、發行部數は約六萬、內容に於て國民黨的である。

益世報は前記北平のものと同系のもので一九一五年設立、伊太利租界大馬路に在り、發行部數は約四萬。

庸報は前二者に較べて著しく見劣りのするもので、多少親滿的傾向を有するが如く、この方面に關する反滿的記事は積極的ではない。一九二六年の設立で佛租界二十六號に在り發行部數は約三千。

天津商報も庸報も同程度の新聞で露國側の援助あるやに傳へられてゐる。一九二八年の設立で特別第三區二經路に在り發行部數は前者同樣約三千と見られてゐる。

この外特殊の新聞としては國權報・津報・振報等がある。何れも小新聞で發行部數は數百に過ぎぬが、國權報は今回の事件の一部の原因をなした胡恩澤が社長で一九三五年の設立、日本租界にあり、記事は親日滿的のものである。津報及び振報は何れも白檢桓が社長であつた新聞で、共に一九三三年の設立反國民黨的で親日滿的の記事を揭げてゐる。

平津の外字紙　以上は漢字紙に就て見たのであるが外字紙に就て見ると、北平では佛國系のル・ジュルナール・ド・ペキンがある。東城甘雨胡同に在り一九一二年の設立、發行部數は約三百。

Albert Nachbow 氏の個人經營である。この外支那人經營の英字紙としてペイピン・クロニクルがある、社長は支那人であるが主筆は英人である。前のペキン・リーダーを引繼いだもので一九三二年の設立、發行部數は約一千で、尙この外にチヤイナ・ウイクリー・クロニクルをも發刊してゐる。またイエンチン・ガゼットと稱するものがあるが、これは燕京大學新聞科學生に新聞編輯實務指導のために設けられたもので、一九三二年より存する。發行部數は約五百。

天津には外字新聞は五種類ばかりある。ペキン・エンド・テイエンチン・タイムスは英國系新聞にして、天津プレスの附屬事業一八九四年の創刊部數は一千八百。ノース・チヤイナ・デイリー・メイルは英國系の新聞であるが親日的傾向を有

する。一九〇六年の設立で部數は約一千。ノース・チヤイナ・スターは米國系新聞で最も發行部數が多く、約三千三百。この外獨逸系のドイッチエ・ヒネーヂッシエ・ナハリヒテ發行部數約四百、白露系のナーシヤ・ザリヤ發行部數五百等々もある。

平津の邦字紙　邦字新聞としては北平には新支那及び北京新聞がある。何れも三百程度の發行部數を有する。天津には京津日日と天津日報があり、前者は一千五百、後者は一千三百の發行部數の貧弱なものである。天津

ラヂオ　平津の放送局としては北平には、國民政府直轄の北平廣播電臺、中央黨部の宣傳機關である河北廣播電臺交通部所屬の增茂無線電臺等があるが、天津では仁昌・中華・南開青年會・東方廣播臺等私設のものゝみである。

第四章　社會（其の一）

第一節　農村の疲弊とその原因

農産輸出の減退と市價低落　北支那に於ける農村の疲弊は、全支的に見た場合と同樣に、年々その疲弊は累加され、ある場合は中南支より遲れた社會性より來る多彩な封建性のために、より以上の疲弊をさへ示してゐる。勿論支那に對しては不死身の言葉も存するが、これは封建的諸制度の埒内に存するがための經濟的鈍感性によるものであり、その埒内には夫々恐慌の渦は卷いてゐる。たゞそれが文化程度の低さ及び家族制度その他より來る社會的條件よりする諦觀と忍從力の强さによつて漸く持ちこたへて來たのであるが、各地方に於ける社會不安は決してその永續性を有つものでないことを示してゐる。

云ふ迄もなく尙未熟なる工業を局地的にしか有しない北支那に於ては、特にその輸出の殆んど總ては農畜産品によつて占められてゐるのであるが、最近に於けるその輸出は極度に減退し而も支那の有つ爲替及び配給に於ける凡ゆる惡質なる條件のために、更に一層の減少に向はんとさへしてゐるのである。試みにその輸出減退率に就て見やう。

即ち一九三四年に於ては輸出の比較的旺盛なりし一九二七年に比し

北支五港の直接海外輸出額

	金額（千元）	指數
一九二七年	二三一、五五八	一〇〇・〇〇
一九三三年	一五一、二七三	六五・五一
一九三四年	一三五、七八一	五八・六二

北支農畜産品物價指數（一九二六年＝一〇〇）

	農産品	畜産品
一九三二年	八九・七四	九六・七三
一九三三年	七三・〇三	八三・二一
一九三四年	六四・二六	七六・五一

殆んど半減に近い減少を示しており、この輸出不振は反面滯貨の累增を招いて市價の低落を導き、兩面より來る農民收入の減退は著しい。即ち一九二六年を一〇〇とする農産品は一九三〇年の一〇六・八二を、一九二九年の一二六・六三を最高として、その後漸落を續け、畜産品は一九二九年の一二六・六三を最高として、その後漸落を續け、三四年に至つては前者は僅かに六四・二六後者は七六・五一となつてゐるのである。

勿論山東の落花生及び繭糸、河南・陝西・甘肅・察哈爾・綏遠の獸毛及び獸皮、河北省の粗毛棉花その他輸出品として條件づけられた農畜産の市價の低落は、世界的な需要の減退によることに間違ひはない。然し煙草或は小麥等その他主として國內消費に當てられる物產は、完全なる民族市場の確立を見てゐないので、常に海外過剩品の流入に脅威を受け、絶えずその市價の昂騰を抑止されてゐる。即ち河南・山東・河北・山西に於ける主要物產たる小麥に就てみれば、その年產額は一億八千萬乃至一億九千萬擔に上り、年々滯貨の累增に惱まされてゐるのであるが、尙北支五港主として天津である が、直接海外より二百萬擔、上海方面より二十萬擔、金額にして約九百七十萬元の流入を見てゐるのであつて、假令また凶作によつて一時市價の昇騰を見るときがあつても、この上昇は海外品のダンピングによつて、直ちに阻止せしめられ凶作の年に於て寧ろ低落するのが常である。

資本主義的及封建的恐慌の混和　以上は何れも外部的な原因によるものであるが、北支那に於ける農村の疲弊に就ては、より以上に大きな作用を齎らすものは、內部的な諸原因であらう。この內部的な諸原因はその封建的な諸制約に外ならない。即ち政治部面に於ける地方稅の累增及びこれに絡まる幾多の搾取、交通の不完全なるがための配給の溢滯市場相場より遊離した不當なる物產の買付、この間に於ける高利貸の橫行及びこれ等封建的諸條件より來るところの農業再生產の停止によつて來る水利その他の農業助長施設の破壞によつて、物產の質の惡化と量の減少を招き、更に物產の流用流通阻碍のために、こゝに封建的恐慌が慢性化し、且つこの恐慌は、前記の如く資本主義的恐慌を內包するところの外部的諸制約と統一されて、より以上の恐慌を農村に齎らし、幾百千萬の饑餓大衆を激增せしめつゝある。

天災の繼續　封建的恐慌の最も直截的なものは、自然に對する無防備より來る天災である。「支那の憂鬱」として知られる黃河及びその他諸川の連年的な水災或は最近特に持續的に起る旱魃がそれである。

一九三一年に於ける陝西省の大旱魃に於て、省內七十五縣の人口七百二十一萬二千六百六十四人より六百二十六萬八千四十五人に減じ、就中鳳翔縣の如きは死亡或は離村せるもの半數以上にさへ達してゐる。

一九三四年北支各省旱魃被害

省名	罹災耕地面積千市畝	總耕地に對する割合	推定損害額千元
山東	三八、五七二	三八%	一一四、五八八
河南	三八、六九四	三七%	九三、八八〇
河北	五七、三六二	六〇%	一七七、二六七
山西	一四、六〇三	二六%	二三、四二二
陝西	一三、八二五	四五%	二六、二二二
計	一六三、〇五六	—	四三五、三八九

しかもこの旱魃も北支に於ては普遍的な現象であつて一九三四年に就て見れば、その各省の被害は中央農業實驗所の發表によると上記の如き數字を示してゐる。

河北省に就ては或は過大に失するかも知らない。然し同省內に於ける華洋義賑會指導の農村信用組合に於いての貸付金償還延期理由によつて見ると、天災によるもの五二・七五%、兵禍によるもの六・九六%、匪禍によるも

二・四六%、三者混ぜるもの二〇・八三%及びその他一七・三二%となつてゐるのを見ても、天災に對して如何に無抵抗であるかは立證し得るだらう。

地方稅の累增・負債の增加　天災に次ぐものは地方稅の累增である。恐慌激化による地方財政の窮迫は增稅の傾向を一層高め、試みにその田賦即ち地租に就て見れば、省稅正稅に對する縣附加稅は河南に於ては正稅を一〇〇として最低一五・七%最高一〇一九・四%即ち十倍以上に上り、且つ一倍以下の縣は僅かに全省縣數の六分ノ一であるに過ぎず、これ等地租收入はその殆んど全部が公安隊或は保衞團經費に費消されて、何等農村に寄與するものではない。たゞ、北支那の諸地方は中南支のそれに比して、その增加の率は緩漫であり課稅額も低位にある。江蘇省を例に採れば、田賦附加稅は正稅の一〇〇に對し、最低一一九・六九、最高實に二六〇三・四五%に上つてゐるのである。

然しこれは南方に比して北支那の地租負擔が比較的輕いことを意味するものではない。この地方では攤派と云ふのがあつてその課稅がより以上に苛酷に行はれてゐるので實質に於て地租に對する附加稅とは變りがない。しかも地租には一定率の課稅單位が假令形式的にしても規定されてゐるが、この差額にはそれがないから、それは全く封建領主の農奴に對する搾取と全く同樣のものである。これは軍隊の駐屯或は中央官吏の視察等々による臨時費が、各農民に割當てられるのであるが、北支那は過去に於て中央政府の所在地でもあつたから、かゝる臨時費の徵收が最も多く且つ普遍的に行はるゝに至り、現在に至つても尙その前淸的な制肘から脫し切れずにゐるのである。

この攤派は藏差・學差・兵差等々に分たれるが兵差は殊に苛しい。これは軍隊駐屯の際に於ける臨時徵稅であり、殊に北支はその政治的關係から軍閥の興廢の甚しかつたところであるから、その爭奪戰毎にこの超經濟的な苦杯を嘗めさせられ且つ地方の財政難からこの臨時的なものも恒久性をさへ有つに至つたのである。

最近の例を採れば、日支戰の際邁化縣に於てはその開戰から同地方が陷落する迄の間に於て行はれた兵差の徵收は百四十萬元に上り、北平軍事委員會の報告によれば、この間「河北省各縣は連年の天災にも拘らず、軍費の負擔は二千萬元以上に上つてゐる」のであつて、また熱河戰の際には長城及び灤東附近各縣に於て徵發された大車一萬五千輛、騾馬四千頭に達したが、その何れもは返還或は辨償されずさへ化して了つたのである。また現在北支に小麥は滯貨激增してゐるのであるが、軍隊或は警團等は省或は縣政府とは何等關係なくして、獨自にその經費をこれに對して徵收することが最大の原因とも目せられてゐるのである。

これ等は生產部面に於ける不當課稅であるが、この小麥の場合に於けるが如く、更に農產品流通部面に於ける苛酷なる徵稅はまた山積する。殊に實質に於て過去に在つては地方收入となつてゐた厘金が廢止された後、所謂變相厘金が續出し、且つその他の稅の增率或は零細稅が新設さるゝに至つたものであり、また察哈爾・綏遠・陝西・甘肅に於ては依然厘金は徵收されつゝある。例へば新疆省哈密より綏遠に至る自動車路に於て、自動車そのもの及び積載貨物に對して十四回の課稅が行はれ、殊に課稅物に對する評價の如き任意に近い亂雜さである。具體的な例を羊毛にとれば、西寧羊毛は牧場渡値段は一俵七元、それが西寧に出て黃河を下り、包頭を出て天津に至る間に於て、一俵三十三元の原價となるのである。

更にまた稅そのものよりは徵稅手段に於ける負擔は大きい。殊に年額收入數十元以下の零細稅を徵收するに至つたの

と且つはまた收入を一定するために、徵稅の受負制が存在し、請受者はまた徵稅を營業として不當騙取を行ひ、その他徵稅責任者の徵稅額多寡による賞罰制或は政府直接徵稅の場合に於ける官吏の不正、これ等は實際徵稅額に數倍するものと稱せられ、凡ゆる政治部面に於けるこれ等の搾取は、農家支出の大部が租稅であるやうな結果を招くに至つてゐるのである。

農村に於ける高利貸の影響力は農民の疲弊に著しく作用する。農村の恐慌は對都市關係に於て常に支拂超過となさしめるし、また農村不安によつて、農村の銀は都市に流出し、農村は著しき金融逼迫によつて、金利は益々昂騰する。試みに中國銀行調査によれば北支各省の平均年利を見るに次の如くであつてまた農家の大半は負債者なのである。

しかも農村の資金の融通を受くる場合は、多く青田を抵當とし、その場合の評價は實際市價の五〇%程度で、農產物は元利及び手數料等々で、結局低い市價のまゝその農產物は債權者に買收せられる場合が多く、土地貸借關係に於ける搾取もあるが、かゝる交換關係に於ける騙取はより以上に農民を苦しめてゐる場合が多い。

北支の土地分配と貧農の增大　北支に於ては、察哈爾省の如く或は綏遠の如く、新らしき開墾地は兎も角として黃河を中心とする黃土地帶に於ては、地主と云ふのが比較的少く、自耕小農が多くを占めてゐるので、上述の如き封建的諸條件より來る恐慌及び交換關係に於けるかゝる條件は、土地の收奪を加速度的ならしめ、これに原因する土地問題は、一層農村をして複雜ならしめ、その疲弊を大ならしめるであらう。

北支各省の借入金平均年利

區域	報告縣數	負債農家の全農家に對する割合	平均年利
察哈爾・綏遠・寧夏・甘肅・陝西五省	八四	六八%	五一%
山西・河北・山東・河南四省	三〇四	五七%	三九%

最後にこの土地問題に觸れてみやう。北支那に於ける黃土地帶と中南部支那に於ける水田地方とは、前記の如くその土地分配の狀態は著しく相異する。即ち北支に於ては小農經營のものが多く揚子江或は珠江流域に於ては貧農が壓倒的であつて、立法院の概算によれば、純粹なる自作農は北支に於ては農民の六九%を占め、軍人或は官吏を除いて、普通の中小地主と云ふものは殆んど見當らないが、前記水田地帶に於ては純粹の自作農は三二%であるに過ぎない。

河北省保定の土地分配

	戶數	%	所有土地畝數	%
地主	五八	三・七	三、三九二	一三・四
富農	一二五	八・〇	七、〇四二	二七・九
中農	三六二	二三・一	八、四〇〇	三三・八
貧農・農業勞働者	一、〇二〇	六五・二	六、六八六	二五・九
計	一、五六五	一〇〇・〇	二五、五二〇	一〇〇・〇

（註）代表十村の調査、一萬坪＝五三、八〇五畝

河南省輝縣の土地分配

	戶數	%	所有土地畝數	%
地主	一九	四・三九	二、二七二	二七・五〇
富農	三五	八・〇八	一、七〇二	二〇・六〇
中農	一〇七	二四・七一	二、八〇三	三三・九四
貧農・農業勞働者	二五一	五七・九七	一、四七三	一七・三八
其他	二一	四・八五	一〇	〇・一三
計	四三三	一〇〇・〇〇	八、二六〇	一〇〇・〇〇

（註）一九三三年代表四村の調査。

河北平原は黃土區域の東部を代表するものであり、保定はまた更にこの地方を代表するものであるが、北平社會局調查所の一九三〇年調查によつて、これを見るに、地主は總戶數の四%その所有土地は一三%で著しくその數は少い。

また河南省北部に於ける農業の自然的條件は

江蘇無錫の土地分配

	戸數	%	所有土地支畝	%
地主	九五	五・七	三、二一七	四七・三
富農	五八	五・六	一、二〇六	一七・七
中農	二〇五	一九・八	一、四一八	二〇・八
貧農・農業勞働者	七一三	六八・九	九六五	一四・二
計	一、〇三五	一〇〇・〇〇	六、八〇六	一〇〇・〇

(註) 一九二九年、代表二十村調査。

廣東省の土地分配

	戸數	%	所有土地支畝	%
地主	一一、〇〇〇	二	三六〇、〇〇〇	五三
富農	二一〇、〇〇〇	四	五、四六〇、〇〇〇	一三
中農	一、〇九〇、〇〇〇	二〇	六五五〇、〇〇〇	一五
貧農・農業勞働者	四、〇四〇、〇〇〇	七四	八、〇八〇、〇〇〇	一九
計	五、四六〇、〇〇〇	一〇〇	四二、四五〇、〇〇〇	一〇〇

(註) 一九三三年、全省調査。

土地を占據せしめ、たま〳〵歸村するものがあつた場合は、一晌一元乃至三、四元で强迫的賣却せしめ、また自己の子供が護辯なるを利用して有無を云はせない」が如きがそれであり、また陝西の關中の如き災害地にあつては困窮せる農民は土地を賣却して命を繼ぎ、所謂土豪劣紳はこの間に於て凡ゆる殘酷さで土地を收奪する。敢えてこれ等西北地方のみに限らない。天災或は農產市價低落は農民も土地の遊離を導くものであつて、土地の捲當流れ或は賣却は各地に現はれ、隨つて地價は低落する。河北省縣政建設研究院の發表するところによれば次の如くである。

河北省定縣の地價低落（一支畝當り）

	水田一等地	畑地一等地
一九三〇年	一三六元	七八
一九三一年	一一八	六九
一九三二年	九三	五一
一九三三年	六〇	四三
一九三四年	四〇	二九

の如く抵當流れ或は賣却によつて地主の所有權の擴大に役立つものであつて、この例を河北省新河縣團里村に就て見やう。

土地所有者の變遷（單位戸數）

土地なきもの	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
一—一〇支畝	八	八	九	九	一三
一〇—二〇支畝	三〇	三六	三九	五〇	五三
二〇—四〇支畝	六九	六五	六四	六三	六三
四〇—八〇支畝	八四	八二	八二	七〇	六八
八〇—一〇〇支畝	五〇	四九	四五	四五	四二
一〇〇支畝以上	八	九	九	一〇	八
	一	一	二	三	三

この五ヶ年に於て土地を所有しない戸數は之を增加し一—一〇支畝の戸數は二十三戸を增加、一〇—二〇支畝の戸數は六、二〇—四〇支畝の戸數は十六を減少し、一〇〇支畝以上の戸數は二戸を增加し、また數字上一〇〇支畝であるから、恐らくこの以上の數字は一層增加せるものと考へられ、小農經

河北平原と酷似して、その土配の狀態もこれに近いが、地主の部分は比較的大きい。

然しこれを中支或は南支のそれと比較すると著しく相異し、北支に於ける地主の所有土地は前表の如く全體の一三・四%或は二七・五〇%に對し、江蘇省に於ては四七・三%、廣東省に於ては五三%に達してゐるのである。

然し凡ゆる封建的及び植民地的局面より生じる農業恐慌によつて、北支に於ける土地の分配も變革され、中南支に於けるが如き分配の狀態に移り行くことは爭へない。例へば「甘肅の寧定地方に於ては一九二八年の共禍或は天災によつて、農民は地方に逃散し、歸村せざるものに對して、土豪の何腰哥兒はその一族をしてその

濟の極めて有力に表徴されてゐる北支那に於ても、漸く土地の集中は積極化しつゝあることを發見することが出來る。

第二節　農村復興の諸傾向

限定された復興の方向　北支那に於ては封建的な諸條件より來る漫性的な農業恐慌と植民地的諸條件より來る資本主義的恐慌の浸潤によつて、農村の疲弊は既にその項點に達してゐるが、反面またそれがために農村復興の聲も漸く大きくなりつゝある。

然しこの復興は封建的部面と植民地的部面の二つに分たれる。この地方に産する農産品に對する完全なる近代國家的擁護即ち關稅或は爲替手段によつて、主として國內消費品としての小麥煙草或は棉花の市價を國際市場から分離せしめて、その市價の維持を計り、また積極的な貿易助長手段を以て、國外消費品としての特殊棉花或は畜産品その他の海外輸出を奬勵する等々直接國際關係の生じる諸問題に至つては、基礎的な金融諸制度の統一と確立、財政關係の整調及び對外的政治接涉による關稅政策の更改等々凡ゆる部面に於ける支那的諸條件からの解放を要する問題であつて、その即時的實施には多くの困難が伴ふだらうから、この農村復興も勢ひ內部的な封建的諸條件の解放にのみその方向が與へられる。即ち植民地的條件より來るところの資本主義的恐慌に對しては極めて消極的な態度をとつて封建的恐慌の克復に向はうとするものである。たゞ、この封建的恐慌の克復も支那に於て許されたる範圍內のものであつて、先づ農産品の質の改良と量の增產及び國內市場に於ける商品的流通の自由に限られてゐる。

そしてこゝに具體化されたものは協同組合運動の助長、上海銀行資本の放資、農產指導奬勵機關の設置、可能的範圍に於ける鐵道の敷設と水利事業の着手及び地方稅の修正である。

協同組合運動　協同組合は支那に於ては合作社と稱せられる。北支に於ては華洋義賑會の指導する合作社の歷史が最も古く、また全支よりしても最も古いので中部支那に於ける協同組合運動は絕えずその指導者を河北省に仰いでゐるのである。

各省合作社及社員數

	社數		社員數	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
河北	七五六	一、九三五	二〇、五〇三	四〇、〇四一
河南	一〇	九九七	一、〇六一	五一、五〇八
山東	五四五	二、四七二	一四、〇〇六	六五、三八六
山西	七	一九〇	四五三	六、一八七
綏遠	五	一六	四三	二五八
陝西	五	三二〇	三一、二八三	四四、六八三
江蘇	一、九一一	二、九三七	六一、二八四	一〇五、〇三六
浙江	一、一三九	一、七九三	四〇、六五二	六一、四三三
安徽	三八七	一、四六三	一一、七二一	四六、九三九
其他	五七〇	二、五二六	三二、二三〇	一三六、〇五〇
計	五、三三五	一四、六四九	一八四、五八七	五五七、五二一

最も古く、また全支よりしても最も古いので中部支那に於ける協同組合運動は絕えずその指導者を河北省に仰いでゐるのである。

最近ではこの合作社の數は著しく增加し、中央農業實驗所の報告するところによれば、一九三四年河北省に於ては一千四百三十五組合、山東省に於ては二千四百七十二組合、河南省に於ては九百九十七組合に上り、勿論この外山西・察哈爾・綏遠等にもその運動は見られ陝西の如きはまた局地的ではあるが極めて組織的に行はれてゐる。且つ河北省を除いては何れも省政府の奬勵によつて、この兩三年に於て急激に設立されたものが多い。今中央農業實驗所の發表によると上記の如くである。

年次	承認社數	未承認社數	計
一九三二年	三七九	四九七	八七六
一九三三年	四一三	五一五	九二八
一九三四年	四七四	六三二	一、一〇六

（註）前記中央農業實驗所の數字とは一致しないが河北省に於ては合作社の外に互助社がありこれ等によつて相異せるものと考へられる。尙未承認合作社にして省實業廳の認可せるものあり、承認合作社にして同廳に登記せざるものもあり、登記のものは五百三十社となつてゐる。

蠶糸産銷合作社であり、また**棉花産銷合作社**であるのである。

今河北省に就て見れば、合作社創立當時の一九二四年の十一組合は一九三四年には一千百六組合となり、**最近**に於ける增加が**特**に顯著である尙上表の承認或は未承認社は華洋義賑會に關してのものである。

これ等の合作社は中央農業實驗所の發表するが如く、その**六七%**迄は信用組合であり、河北省の如く古い歷史を有するところは**特**にそうではあるが、然し新らしく設立さるゝ多くの合作社は運銷或は産銷合作社即ち生産組合を主體とし、山東・陝西或は河南のそれは**合**を通じて相互に融通するだけではなく、合作社をして銀行より農業資金の借入れをなし、生産品の共同販賣を行ふとするものであつて、銀行としても不確實なる個人を對照としてこれに貸付を行ふことは出來ないから、その放資の對照として合作社の成立を省政府と共に奬勵してゐるのである。

農産改良機關と合作社　農産改良機關と合作社農產改良に關する諸事業はこの合作社を中心として行はれる。勿論これ等の方法は地域によつて異るものであつて、北支として一括する譯けに行かないし、その具體的に實施されたのは一九三四年からであるから、尙極めて局地的な問題である。

河北省に就て見れば、合作事業委員會なるものがある。同委員會は日支戰後に於ける河北・察哈爾兩省戰區の救濟を目的として作られた華北戰區救濟委員會が一九三四年七月解散された後を殘務整理と協同組合奬勵のため、引續いだものである、戰區委員會は財政部發給百萬元・戰區公債二百萬元を以て、現金の貸付・衣糧の給與・治療・救濟事業等戰區の救濟に當つたのであるが、その外に互助社三千七百九十三社を設置、社員十七萬九千人に對し百四十一萬五千元の融資をなしたので合作事業委員會はこれを漸次合作社に導かうとするものである。然し本質的な仕事は銀行との提携に據らなければならない。即ち一九三五年二月に於ける同委員會の決議事項はこれを明かにするだらう。

一、本會工作區域內の農家の信用狀態と放資必要の理由を各銀行に通告する。

二、合作社より資金借入の申込みを受けたるときは組織整備し且つ信用あるものより貸付をなす。

三、銀行が合作社に貸付をなす場合、本會に於て代理契約をなし双方の同意を經てこれを成立せしめ、本會は契約立會人として署名捺印す。

四、貸付銀行が合作社の內容に就て調査するときは本會はこれに便宜を與へる。

五、貸付銀行の合作社に對する管理或は調査の便宜を計るため、該銀行の貸付を同一區域に集中することを原則とする。

六、尙改組せざる互助社及び特殊合作社よりの借入申込みに對しては本會より貸付をなす。

七、銀行が本會と共同貸付を望むときはその要求に應ず。

この事業委員會は河北及び察哈爾に於てその工作をなしつゝあるものであるが、民間の經營するものとしては定縣の華北農產改良促進社がある。同社は天津南開大學・金城銀行及び定縣平民教育會の三者の共同組織であつて平民教育會

は一九二三年成立、それ以來一九三〇年迄は基礎的な農村調査を行ひ、その後は實驗期として定縣にあつて農產改良と組合の指導等をなしつゝあつたものであるが、一九三四年十月金城銀行よりの出資によつて前記の改良促進社となつたものである。

同社は棉花の品質改良と販賣方法の改善を計り、趙縣・蠡縣・晉威・博野・南宮・無極・束鹿の諸縣等に於て、產銷合作社を組織、旁ら農業倉庫を設立し、年八分の低利資金の融通を行ひつゝあるが更に一九三五年三月に至つて清華・燕京及び金陵の三大學もこれに參加することとなり、棉花以外に小麥・粟・高粱・玉蜀黍等の生產販賣の改良をなすに決定し、北寧鐵路當局及び河北棉產改進所もこれに積極的援助を與へることゝなつてゐる。

前出の棉產改進所は全國經濟委員會棉業統制委員會に所屬するもので、河北省への關與は尙具體的ではない。然し同所は前記の合作事業委員會と提携して、棉作の奬勵と品種の改良をなすもので、それがために河北省に所員を派遣し、通州・三河・平谷・昌黎・撫寧・灤縣・定縣・寶坻・盧龍・武淸・安次・豐潤の河北省北部十二縣に對して、種子の配給を行ひ且つ技術的にその栽培を指導するもので、收穫棉花の販賣は合作事業委員會の手によつて行ふものである。

改進所事業の最も具體的に行はれつゝあるのは陝西省である。同省は靑海・甘肅・寧夏各地方に對する所謂西北開發の中心地をなすもので、全國經濟委員會が働きかけてゐる地方である。即ち一九三四年七月最初先づ棉產改進所によつて棉產の指導奬勵に當り、反面更に陝西省政府と共同組織の農村合作事業委員會を設置、更に同委員會內部には事業局を置き、事務局委員としては農村貸付に關係ある銀行業者をも參加せしめ、合作社の指導に當つてゐるのである。

この改進所は一九三五年四月更に甘肅に進出し、阿片栽培禁止の代作として、棉花の栽培を奬勵し、甘肅省當局は改進所に對して棉花種子の配給と技術員の派遣を請願するに至つたので、一九三五年を宣傳試驗期、三六年を初步的な奬勵期間、三七年を棉作擴張期とし、蘭州・天水・平涼・河西の四區四十七縣をその對照とし、最初蘭州以下十三縣に對して種子の配給を行つてゐる。河南省に於ては鄭州を中心として改進所はまた棉作の指導を行つてゐる。以上河北・河南・陝西及び甘肅等最近に至つて、支那中央政府との關係の積極化せる諸地方に於ては、直接主として全國經濟委員會との關係を有つに至つてゐるが、その他山東・山西等は稍々これと事情を異にして、山東省に於ては省建設廳がその主體となつて、合作社を指導し直接銀行と關連を有つて、棉花或は繭糸及び煙草の改良增產をなしつゝあり、山西省に於てはその モンロー主義の再編成によつて、所謂統制經濟を中樞とし、凡ゆる部面に於てこれを指導しつゝある。

かゝる農村の復興の推進力は云ふ迄もなく主として上海資本を中心とする支那銀行である。これに就ては金融の部面に於て詳述するが、玆にその概略的な事實のみを列擧すると、農村への投資は河北省に於けるが如く華洋義賑會との提携による中國銀行の放資、南開大學等學術研究機關との合作によつて、農產改良機關及び直接農村に投資する金城銀行の如きもの、更に陝西省の如く全國經濟委員會を通じて放資する四省農民、（中國農民と改稱）金城・浙江興業・上海交通銀行及び山東省に於けるが如く省建設廳と關聯を以つて貸付を行ふ中國銀行或は上海銀行等々がそれである。

然しこれ等放資の回收及び利潤の確定は資金貸付の對照物たる農產品の質の改良であり量の增產であるがために、前記農產改良機關の積極的働きかけが必要であつて、これ等の公私諸機關は最近特にその增加が顯著である。試みに一九三四年に於て見れば次の如くである。

北支の農業改良公私諸機關數

省別	農業教育	農業研究	農業行政	農業金融	農業團體	農民教育	其他	計
山東	八	二八	一〇	一	二	三	五	五七
河北	五	二八	二一	—	—	一	—	四五
河南	一二	一八	一〇	—	—	—	—	四〇
山西	六	一〇	四	—	一	—	一	二二
陝西	二	七	二	—	—	—	—	一一
綏遠	—	六	一	—	—	—	一	八
察哈爾	一	二	一	—	—	—	一	四

（註）中央農業實驗所調査、中央銀行月報第四卷第二號による。

蠶の改良及び量の增加は生產技術に關するものであり、更に陝西・綏遠・山西等に行はれつゝある水利事業の局地的發展即ち溝渠の修築等は生產部門に屬するものであるが、銀行の貸付金の回收及び利潤の安定は更に配給面に於ても、そこに確實性を求めなくてはならない。だから、生產品の合作社による共同販賣及びこれへの銀行の關與となり、舊高利貸的商人の介在を防ぐことゝなつたのであるが、配給の場合に於ける即ち商品の流通部面に於いて最も大きな障碍をなすものは交通の不備であり、地方稅の累增であるから、これに對しても整調或は修正は必要である。これ等に就ては金融同樣夫々の項に於て述べるものであるが、交通に於ては道路の修築・鐵道の敷設である。道路はより多く軍事的意味を有つものであるが產業に寄與することは少くなく、西安蘭州間の公路の如きは特にその意義は大であらう。鐵道に於ては山西省に於ける同蒲線及び支線の修築、隴海線の潼關西安間の開通と連雲港の完成、更に各國有鐵道間及び鐵道と招

勿論江蘇省の百七十九機關に比し少數であり、その實際の機能等に於ては云ふ迄もなく多大の疑問は存するが、農產改良に對するその企圖は窺知出來る。

農產配給部面の改革

商局船舶の連絡輸送等々それであり、山東省に於ても同濟鐵道敷設の計畫がある。西北開發殊に陝西省のそれ及び河南の棉花改良は全く隴海線をバックとして行はれてゐるものであり、山東及び河北に於てその改良事業の積極的なのは、他に種々の原因はあらうけれども、多くは交通關係によることが多いのを見てもこれが理解される。

然し商品流通に於て、何れにしても地方稅の不當或は重複稅による障碍は多い。故に所謂苛捐雜稅の廢止となり、北支各省に於ても、その部分的廢止を聲明し、また中央に於てそうなさしめたのである。だが、これは中央同樣困窮な狀態にある地方財政、或は徵稅手段、その他社會裡に潛む封建的慣習等々よりして、即時的な効果は擧げることは出來ないだらうから。これは特殊區域或は特殊商品に於て部分的な効果を求むることゝならう。

復興の將來性　以上は現在としては、尙農村復興としての傾向的な問題である。決してこれは北支全體に現はれた一般的なものではなくその成果に就て今これを述べることは出來ない。たゞ、所謂支那的條件よりして、植民地的條件の悉くを放棄することは出來ないから、所謂內部的な封建的條件の清算によつて、一應の向上を求めやうとする傾向なのである。だから、植民地的諸條件を除外して、その究局的な成功を求め得るか否かは先づ第一に問題になるし、また現在行ひつゝある復興の具體策は殆んど棉花に限られてゐるのであるが、これは支那紡績の需要の增加せることにもよるが多くは他の農產品と異り、アメリカの減反によつて急激にダンピングの來る恐れがないためであつて、內部的條件の淸算に於ても、既にその中には國際關係の問題を包含するし、更にそれが積極的な奬勵によつて生產過剩の恐れなしとは云ひ得ないだらうから根本的な復興であるかどうかはまだ疑問でもある更に基礎的な問題は現在の復興は銀行利潤と一致しなくてはならないのであるから、その改良は量及び質並に配給の商品部面のみである。勿論合作社との關係

に於て低利資金の關係から農村高利貸を驅逐し、共同販賣のために中間に於ける不當商人を廢除するだらうが、合作社を通じ銀行を利用し得るものは、農村に於ける一部の階級に過ぎない。最も資金を企求するものは依然として舊組織の中に於て、合作社が存するために、反つてより以上の苦杯を嘗めるのであつて、新らしき商人及び富農の農村に於ける土地集中は依然として續けられ北支那に於ける農村階級構成の變化は激しくなるものとも思はれる。

〔附記〕上海資本によるかゝる北支農村進出は緒論に於て一部觸れたが如く河北省に關する限り、日支交涉事件以來その計畫停止の形になつて、全く具體化を見てゐない。且つ最近に於ては所謂東南恢復のスローガンによつて、農村復興の方向は南京を中心とする諸地方に向ひつゝあるが如くである。

第五章　社　會（其の二）

第一節　勞働及農民運動と共產黨

支那に於ける勞働者數　支那に於ける工場勞働者數に於ては、明確なる數字を求むることは出來ないが、實業部の調査によると上海江蘇等二十三省市の統計によれば約二百萬と見られてゐる。

全支地方別工場勞働者數

	工場數	勞働者數		工場數	勞働者數
天津市	九二	二〇、〇九七	漢口市	一三六	一四、三八五
青島市	六九	二五、六七一	武昌市	三二	一一、三八一
北平市	一四、〇五七	一四八、六三三	洛陽市	五四	一、二八三
河南省	九九	一一、六六三	南京市	八〇五	一六、七六三
山東省	六八、〇〇三	三七六、八六二	江蘇省	二〇六	八〇、二四七
河北省	七九	一九、七七一	浙江省	二八七、五六五	七二、二一〇
太原市	二〇	五、三四八	安徽省	四九	四、七三六
陝西省	？	二二〇、三六一	江西省	三三	二四、三九二
蘭州市	五	三三八	沙長市	一四	五、八四七
上海市	九八五	二三四、〇七〇	廣東省	？	五七、六〇〇

工場規定及び調査手段の相異によつて全然統一が採れてゐないので、殆んど比較は無意味に近いものであらうが、開港主要都市に就ては略々比較し得られるのではないかと思はれる。

北支に於ける工場勞

貴州省	？	四、六二七	青海省	一〇〇	三六三、三三一
雲南省	一八	四、八七一	計	二、〇〇二、五六	

天津市工場勞働者數

種別	男工	女工	幼年工	計
紡織	一八、九九五	一、九〇三	四、二八二	二五、一八〇
化學	二、五九三	一五九	七六三	三、五一五
飲食	一、〇八七	一五	三四	一、一三六
衣服	二七六	一一九	二四九	六四四
金屬	一、三八四	〇	二、〇一七	三、四〇一
土石	五八五	三〇	二二五	八四〇
竹木	一一五	〇	二三七	二五二
印刷	二二二	四	一六〇	三八七
文具	一七五	〇	三八	二一三
精整	六〇二	八五	四四八	一、二三五
總計				三六、七〇二

唐山市勞働者數

啓新セメント	三、二二一	紡績工場	二、〇五四
啓新窯業	六五五	鐵機工場	二、六三九
北寧線製造廠	三、八二四	製革工場	一三〇
		染色工場	一五六
		石鹽工場	九七
		塗料工場	一二二
		木工	二五九
		計	一三、一五七
		開灤炭坑	三八、六七二
		總計	五一、八二九

働者　北支那に於ける實際の意味に於て産業勞働者は天津・唐山・青島を中心として集結してゐる。一九三四年市社會局の調査によれば天津に於ける工場勞働者は約三萬七千人にして、その部門は次の如くに分たれる。

唐山の如きは開灤炭坑を近くに控へ、この鐵山勞働者を加へると五萬二千に上り全市人口の六〇%迄を占めてゐるのであつて、所謂「北方のプロレタリアの首都」なのである。同じく一九三四年調査によれば左の如くである。

青島に就ては新らしき數字を入手し得ないから、前記實業部勞働年鑑によつてその部門別を見やう。

青島の勞働者數（一九三三年）

	男工	女工	幼年工	計
家具	三七七	〇	一五	三九二
煉治	二五	〇	六	三一
機械	一、六四五	〇	六〇	一、七〇五
汽車修繕	一、五〇八	〇	五五	一、五六三
軍器修繕	六五	〇	〇	六五
自轉車	七二	〇	五	七七
金屬品製造	三〇九	七九	二一二	六〇九
船舶修理	一九四	〇	〇	一九四
煉瓦	三六	〇	〇	三六
水道電氣	三〇三	〇	三二	三三五
燐寸及染料	一、一一四	八〇	〇	一、一九四
紡織	九、七三七	五、六五三	一、〇九七	一六、四八七
總計	一六、八八七、二七〇		一、五一三	二五、六七一

	男工	女工	幼年工	計
皮革	三〇	〇	〇	三〇
搾油	二四五	〇	〇	二四五
煙草	九六三	六三〇	〇	一、五九三
卵加工	三三三	五五六	〇	八八九
麥酒	二二〇	五	二	二三七
氷	一〇〇	〇	〇	一〇〇
製鹽	一二四	〇	〇	一二四
印刷	三九五	三〇	三五	四六〇
石油精製	二〇七	〇	〇	二〇七
護膜	一四一	一三	三	一五七
雜	四九〇	二二四	一五	七二九
總計	一六、八八七、二七〇		一、五一三	二五、六七一

鐵道及遞信勞働者　交通勞働者は滿洲國を除く全支十四鐵道に就て見ると實業部調査では七萬五千四百九十四人、中央工人科の直接勞働組合に對して問合せたる調査によれば九萬六千七百五人となつてゐるが、後者は鐵道從業員以外のものも組合員として相當多數混入されてゐるだらう。更に一九三三年度鐵道部調査によると八萬一千四百四十八名と

なつてゐるがこれは最も正確であると見らる。左にこれを示して北支關係諸鐵道の勞働者數を見やう。

鐵道從業員數	鐵務處	機務處	車務處	工務處	合計處	計
京漢及京廣南段	三六〇	五、九一七	一、九四四	一、七一九	九	一〇、〇〇
湘鄂段	一四六	三、二六四	一、七五四	三、四三一	三七	九、〇三九
粵漢南段	一一一	三、〇一六	一、四四九	一、〇六四	一三	六、二二五
滬寧及杭甬	三六〇	五、九一七	一、九四四	一、七一九	九	一〇、〇〇
津浦	一四六	三、二六四	一、七五四	三、四三一	三七	九、〇三九
隴海	三四〇	三、〇一六	一、四四九	一、〇六四	一三	六、二二五
膠平	七二四	五、三五九	二、〇三八	一、二九四	一三	一三、四七五
北寧	五六八	五、六三四	二、八六二	一、七一九	一三	一三、四七五
京奉	三六〇	三、八七四	一、九三九	一、一八六	一〇	一〇、〇四四
漢浦	一〇二	一、四三〇	一、〇三八	四三七	四	三、四七五
海清	八〇	四六八	三五二	二一八	二	一、三八八
清大	四二	三、二六四	一、四四九	一、〇六四	一三	六、二二五
濟徐	四二五	三、二六四	一、四四九	一、〇六四	一三	六、二二五
計	三一五	四四〇、九四	一八、四一五	一二、五一六	一四六	四一九、八四八
廣九	四七	三四八	一七六	四七六	二	一、二四八
南段	三四〇	三四〇	一九四	四四〇	二	一、二四八
粵漢南段	七九四	三七八	一四六	三七一	一	一、二四八
湘鄂段	一四六	三、二六四	一、四四九	一、〇六四	一三	六、二二五
京漢及京廣南段	三六〇	五、九一七	一、九四四	一、七一九	九	一〇、〇〇
滬寧及杭甬	三六〇	五、九一七	一、九四四	一、七一九	九	一〇、〇〇
津浦	一四六	三、二六四

北支事情綜覽

開灤鑛務局	五二、五二三		陽泉中學	一四四	覆古堂民生	一六〇
計	五五、一九〇		その他小炭坑	五六、三二〇	義馬	六三
甘肅	皐蘭阿千鑛	七〇	計	六三、二二五	計	一七、三五二
陝西邠縣		六〇	河南省		合計	一四七、二四〇
綏遠各縣		二五五	六河溝	五、八〇〇	其他	五三、五〇三
富昌		二二八	中福	一一、二六九	總計	二〇〇、七四三
			正誼	六〇		

（註）開灤の勞働者は前表と著しく異るが前表は開灤の發表によるもので、實業部ではこの發表を過少としてゐる尙河北にはこの外中和・怡立・柳江等の炭坑がある。

勞働運動の後退　一九二八年前後に於ける國民黨の勞働政策の强化と一般的な革命的風潮の昂揚によつて、著しく勞働者が攻勢的に出た當時と異り、現在では北支那に於ける勞働運動は抑止せられてゐる。これは云ふ迄もなく國民黨勞働政策の後退によるものであるが、然しこれは政治的及び經濟的な環境の變化にもよる。

支那の勞働運動は、他の資本主義諸國に於けるそれとは異り、國內に於ける指導的工業は直ちに外國資本が關連してゐるので、それへの鬪爭は即時對外的交涉を有つに至るのであるが、現在の如き國際的な環境に於て、その運動が積極的に行はれ得ると云ふことは許されないし、且つこの環境によつて外國工場は却つて積極的にこの運動を抑止し曾つて獲得された組合結成の如きは許されない狀態となつてゐるのであつて、現存組合は一九二八年當時に組織されたものが、益々黃色的となりながら、辛じて支那工場に殘されてゐる狀態である。

左に一九三四年に於ける天津の勞働組合を示す。

天津勞働組合（一九三四年）

組合名	所在地	組合員數
裕元紡織產業工會	小劉莊	八〇〇
北洋紡織產業工會	黃緯路	一、〇〇〇
寶成紡織產業工會	鄭壓對河	四〇〇
華新紡織產業工會	河北于壓子	七〇〇
津浦路工會天津分會	河北五馬路	三〇〇
郵務職業工會	特別第三區	四〇〇
電車職業工會	南市	六〇〇
火柴（磷寸）產業工會	西頭芥園	五〇〇
電話職業工會	閘口	一〇〇
麵粉（製粉）產業工會	大夥巷	一、〇〇〇
水道職業工會	西北角	一五〇
北寧路工會	東站	五〇〇
計		六、四五〇

この中の支那工場に現存する勞働組合は何れも一九二八年の結成で、曾つてその積極的な働きかけによつて、勞働賃銀の引上、待遇改善更に部分的には政治鬪爭迄に發展したのであるが、支那に於ける土着工業の衰退は反つて彼等の攻勢を抑止しつゝあるのである。

即ちこれは勞働運動衰退の經濟的原因であるが、北支諸產業と關係の深い滿洲市場の喪失、恐慌打開を目的とする海外品の支那市場への再進出及び最近に於ける低落替によるその激化は、支那工業をして益々窮地に追込んでゐるが、且つこれに對して根本的な購買力の低下によつて、在支外人工場との競爭が激しくなり、融資・經營・技術の諸點に多くの缺陷を有つ支那工場は、多く停業解散の運命におかれ、天津に於ては主要產業たる紡績・製粉・燐寸に於て四大工場は既に閉鎖されてゐる現狀であり、その他の殘存諸工場も明日を保證し難いものが多いのである。だから、かゝる工業不振の場合に於て、勞働運動に積極的に立働くことは出來ない。攻勢はおろか自衞すら困難な立場におかれてゐるのである。殊に從來は市黨部な運動は工場の閉鎖反對、閉鎖の場合における解雇手當要求、復工請願等に限られてゐるのであつて、具體的に於ては市當局と共に、失業救濟のため極力工場の運轉を勸誘し、反面銀行に於ても工場に對する貸付金回收のため操

業せしむるやうなこともあつたが、最近の恐慌激化はこれをも困難ならしめ、更に農村崩壊による豫備軍の增大、滿洲移民制限による勞働の過剩、產業發展による勞働力吸收の絶無等々によつて、就業勞働者に至つては、何等積極的な意志を有しなくなつてゐるし、また過去に於ける數少い勞働爭議に於て、賃銀引上げの如きは悉く失敗に歸し、勞働組合勢力の削減にしか役立つてゐないのである。コンミュニストの對照は天津或は青島等警戒の嚴重なる地方を離れて、唐山方面に潛入各工場內に赤色フラクションを作り、時に寶成の如く罷工を指導しつゝあるが、寧ろヒステリックな政治的鬪爭への轉化は、これ等の罷工を失敗に歸せしめてゐる。

官業勞働者に至つても曾つての京漢線大ストライキ或は郵務工會のゼネスト等は既に過去の夢であるに過ぎない。殊に郵政・鐵道・電務・水道等の官業系勞働者は他の紡績或は家庭工業勞働者に比して、その待遇に著しい相異がある。たゞ電報電話工は郵政勞働者に比し、死傷に對する救恤扶助或は定期昇給遲滯のため時々賃銀引上げの要求がなされてゐる。

秘密結社　農村に就ては前章に於てこれに觸れたから、こゝでは單に農民運動の概括的な傾向のみを見ることゝしやう。農民運動も現在農民協會結成當時の華かさはない。佃農聯合會(小作農)、貧農協會、自耕農協會等の農民組合は具體的にはコンミュニストのスローガンに見られるのみである。現在では殆んど全部が農民運動より農村運動に轉化されてゐる。北支那に於ては、特に工業的發展の程度が低いし、それだけに農村に於ける諸運動は重要性を有つので、所謂農村復興の議題によつて、既述の如くその方向にのみこれが取扱はれてゐる。然し前節「農村疲弊」の原因に於て指摘したやうに、この地方は自作農が極めて多く、隨つて農民の有つイデオロギーはより以上に封建性に浸潤され、それがために宗教的な秘密結社の運動が今でも可成廣範圍に亘つて行はれてゐる。河南に於ける紅槍會の曾つての暴動は有名である。この外黃槍會・綠槍會・大刀會・天門會等古くは三合會或は哥老會等も何れも北支を中心として發生發展したものであるが、現在に至つても時々處々に於て暴動的な役割を演じてゐる。天門會・仁槍會等々がそれであつて鹽稅整理と地方の硝鹽使用禁止或は土地陳報即ち農家所有地の確實なる測量によつて地租の整理に當てるものであるが、これに對してこれらの反對と地方公安隊の衝突が行はれてゐる。また農村ではこれ等歷史的な團體以外に、偶然的な迷信團體が發生、非常な勢ひでその傳播して行くことがある。然しこれ等諸團體は、確定的なイデオロギーを有つものではなくそれは極めて浮動性の多いものであるから、その指導者の言動によつてどうとも變化するので、絶えず反動團體に利用されてゐる場合が多いのである。

共產黨外廓團體　現在北支那の農村に於ては、これ等迷信的諸團體と名稱の極めて類似した團體がある。一心會・白蛋會或は窮人黨等がそれである。一心會は河北省西部省境、白蛋會は最も廣範圍に亘り、山西・河南・山東諸省に散在し、窮人黨は河北省北部に多い。これ等は決して紅槍會の如き迷信的な宗教團體ではない。即ち中國共產黨の外廓團體である。過去に於てコミンテルンに於ても、支那の秘密結社を重視したが、この組織分子は地主富農を中心とするもので、絕えずその反動化によつて彼等の利用は失敗してゐるので、農民の封建性を捉へて、秘密結社の組織を利用して、コンミュニスト自身の手によつて組織したのがこの團體であつて、これ等は抗稅鬪爭或は租稅減廢請願運動に動員され、一心會の如く地方的條件によつては、直ちに地方公安隊を襲擊、農民パルチザンに武裝されるものである。

現在各省當局に於てはこれ等諸關係の徹底的な覆滅に向ひ、所謂「愼防共黨」の凡ゆる手段が講ぜられてゐる。河北省に於ては一九三四年第一回の行政會議を開いたが、その場合の「愼防共黨」は內政的問題の中心課題となり、山東省

の例に倣つて、公安隊の赤化防止と共産黨員の潛入監視に對する周密なる規定が行はるゝに至つた。

北支那に於ける共産黨の活躍は南部地方に於けるが如く活潑には行はれてゐない。勿論これには社會的な條件も有り得るし、また特に國際的な政治的交渉を多く有つこの地方に於ては、反面それだけ取締りが嚴重で、敵人利用による黨組織の破壞、取消派の公開的密告、黨内に潛入せる改組派による黨組織及び指導の破壞、スキヤップ利用による暴壓等々北方各省の共産黨の指導機關は不斷に破壞され、所謂「北方落後」の狀態にある。この間に於て(一)陝西省の黨は陝甘新ソヴィエート區を樹立し、枸邑・浦城・富平各縣に農民鬪爭を誘發し、彼等を組織し武裝せしめて、反帝並に反國民黨鬪爭を指導した、(二)河北省の黨は數回の破壞を受け乍らも、唐山に於ける黨の工作と赤色組合の組織を恢復、北平に於ては廣汎なる民衆の示威運動を指導、唐山五鑛に於ては更に同盟罷工を組織して民衆鬪爭の新らしき發展を誘發した。(三)山東省の黨は青島濟南に於ける産業勞働者に對する工作を强化し、罷業及び反帝鬪爭を指導、黨組織を擴大した。(四)江南省の黨は孝義兵工廠の罷業を指導し、濟原縣等のパルチザンを誘發、組織内部に於ける改組派の重要分子を驅逐した等々の運動は見られたが依然「北方落後」は事實の問題であつて、一九三三年北方會議の開催によつて、その誤謬を清算、特に北支特殊性論を駁して、黨中央部のコースに隨つて、北方黨の積極的工作を行ふことゝなり、一九三四年に至つては北方各省に於て農民パルチザンの活動が始まり、河北省に於ては曲陽・元氏・順德・大名・清豐・邯鄲・磁縣・任邱・安新・慶雲・武清その他の諸縣、山東省に於ては省南部農村、山西省に於ては保德・鹽縣・石樓・永和・興縣その他各縣に、また察哈爾省に於ては商都・桃花保・科布爾・烏蘭哈達に赤色的な部分的な運動が行はれた。また中央部よりの黨員の潛入多く、殊に反蔣運動に絡る舊馮玉祥系軍人或は西南國民黨による新國民黨員の間にあつて、その工作は進められたのであるが、中央勢力の擴大と藍衣社系統の積極的活動及び嚴重なる官憲の取締りによつて、現在彼等の活動は表面に現はれてゐない。

共産黨の直角路線と北支　江西省の中央ソヴィエート區の放棄は、假令「赤軍の大西征」であつたとしても、その影響は北支に於ても可成り大であらう。また南方コンミンテルン・ルートの破壞は、西伯利・外蒙・内蒙を通じての陝西・甘肅・四川に至るものと、新疆・甘肅・四川に至るものとの二個のルート即ち「直角路線」に向ふものと豫想され、それがため赤軍の主力はその方面即ち山西省西方に强化されるに至るだらう。

この豫想よりすれば、隨つて四川西康に於ける劉子丹軍の役割は極めて大きいし、現在に於ては陝西北部の赤軍は北方の癌となつてゐるのであるし、また赤色勢力の新疆・甘肅への積極化と共に益々事態は重大化しつゝある。元來東方に於けるソヴィエート共和國は、江西省の放棄により、實在せるものはタンヌ・チュバ・ソヴィエート共和國及び庫倫を中心とする外蒙であるが、その成立の條件は、その地方の悉くが自然經濟或は封建經濟の狀態の下に在り、また封建經濟の場合でも、その内部に强力に向はうとするブルジョアの發芽が充分でなかつたが ため、革命過程に於ける彼等の抗爭が稀薄であり、抗爭は舊支配者及び僧侶を中心として行はれただけであること及びソヴィエート聯邦に接近してゐて、强力なる第三國の勢力がなかつたことにあると考へられるから、これ等の條件は、前記の新疆・甘肅・寧厚・陝西北部の諸地方には最も具體的に當嵌るものであり、且つ赤色勢力の滿洲後退後は外蒙新疆より、この方面に積極化されてゐるので、若しその完成を見るとすれば、更めて北支那への影響は大きくなるだらう。

第二節　藍衣社國民黨その他

藍化工作と國民黨　藍衣社の活動に就ては既に知悉せられてゐる。だが、一應こゝにその起源を附加しておかう。このファシスト團體の結成は一九三一年國民黨員陳立夫及び陳果夫兄弟を中心とし且つ彼等のイニッシアルを以て命名したC・C團に起源し、一九三二年七月この團體を樞軸として正式に藍衣社及び中國青年同志會が誕生した。この外に同種のものに力社及び棍棒隊がある。中國青年同志會は藍衣社に對し、共產黨の青年同盟に對するが如き關係を有つものである。棍棒隊は軍人を組織分子とする藍衣社の派生的團體であるが、最もラディカルなる組織である。力社は蔣介石の藍衣社に對し、汪精衞を最高指導者とする同種の團體であつたが、蔣・汪兩氏の提携によつて、一九三四年以來藍衣社に合流してゐる。

北支への藍衣社の進出は、同社の結成直後であるが、その具體的な運動は一九三二年より一九三三年の交で、この間に各省市の支部が設けられ、一九三三年五月北平に平津總部が樹立された。

彼等の理論及び實踐は最高指導者の意志と一致する。だからその目的は所謂左右反動分子の驅逐であり、廣汎なる大衆の指導である。そしてこれ等手段行遂のためにはその團體の强化であるから、最初の行動は社員の獲得と國民黨に對する代位でなくてはならなかつた。即ち過去に於て最高指導者の意志に反したが如き行動のなかつたもの、ファシスト的信仰として、軍隊・公安隊・學生層の藍化を試み、社會的に指導的立場にたり得る素質及び絶對的な服從性を有つものを條件として、軍隊・公安隊・學生層の藍化を試み、社會的に指導的立場にある有力者を社員に加へ、殊に北支に於ては今後國民黨員たるものは藍衣者に加盟することを條件とするに至り、社會

の各層のその勢力を浸潤せしめ、國民黨に於けるヘゲモニーは完全にこれを掌握するに至つてゐる。

新生運動と排日　北支那各省市に於ける國民黨は、日支停戰協定後その具體的な對日行動の制約を受くるに至つてその活動の範圍を狹められたのと、支那軍政當局の黨部に對する重壓等によつてその勢力は低下し、更に內部に於ける藍衣社フラクションの擴大で全く消極的な態度に陷つてゐる。

これ等藍衣社の組織擴大後に於ける行動は反動分子の驅逐である。北支に於ては諸種の政治的關係によつて、在野軍人並に政客が多く、これに交つて新國民黨或は共產黨の活躍が絶えず行はれてゐるので、「清共肅反」は彼等の主要任務であり、時に特科隊によるテロリズムが行使される。

所謂反動分子の肅清と共に行はるゝものは大衆に對する文化的指導である。これは現在新生活運動に現はれてゐる。

新生活運動は一九三三年秋南昌に始つたものであるが、上海・北平・漢口・天津その他全國都市に行はれつゝある。

新生活運動綱要によれば、精神的にはこの禮義廉恥、行爲的には整齊・淸潔・簡樸・勤勞・迅速・確實なる生活の軍事化、合理化、生產化により救國を目的とするものであるが、その內容は一般民衆の藍化による思想的統一に外ならないだらう。またその一層の積極化は經濟建設運動である。

新生活運動に絡つて生じるものは「提唱國貨」の運動である。然し支那に於ける工業は目下輕工業に限られる。特に北支方面に於ては、この工業の發展も上海に於けるが如く比較的高度のものではないから、提唱國貨の基礎は薄弱でなければならない。且つ生產技術の拙劣と爲替安によつて、海外品の流入は多く、特別の障碍なき限りそれは已むを得ないだらう。然しそれだけその脅威は大きく、平津各線は絶えずその輸入の偉大さを指摘してゐるので、この提唱運動は官

廳に於ける支那品使用奬勵或は國貨展覽會の開催となり、時にはヒステリックな排日暴力團の出現となる。最近の鐵血勤奸團等がそれであらう。然しこれ等の團體は強力なる經濟的基礎を有つものでない、寧ろ職業的なそれである。だから政治的安定も伴ひ北支殊に平津及び山東方面に於ては現在排日の痕跡はない。だゝ、知識階級に內在するもの、或は平津より離れた河南省方面に於て過去の排日の影を引いてゐるところはあらう。また然しこの排日の終熄的傾向も、政治的關係によつて、文化的上層部のこれに對する誘發の機會を抑止されてゐることは否み得ないだらうから、あの場合に於ける紐帶の施緩によつて再發し得ないとは斷言出來ぬだらう。

潰滅せる國家主義青年同盟　日支衝突後に於ける中央勢力の北支浸潤によつて、舊來の社會的及び政治的諸團體は屏息してゐる。

曾つて北支那を中心として發生した國家主義青年同盟は同盟員百萬を以て、強力なる社會團體としての存在を示してゐたのであるが、一九三三年下半期に至り、中央の彈壓によつてその組織は破壞され、福建獨立に當つてはトロツキースト或は第三黨と提携、同盟の恢復を計つたのであるが、その獨立政府の崩壞によつて、竟にその意圖は挫折した。その後西南派と中央との軋轢から、北方に於ては西南國民黨を代表する新國民黨の活躍あり、その間に介在して、曾琦及び范旭東等は再びその同盟組織の恢復を圖るに至つたが、現在では完全に潰滅したものと見られてゐる。

蔣政客軍人グループ　東北系は張學良の南遷によつて完全に二分され、張學良の急激なる思想的轉換と蔣介石の提携により、現在北支に於ける王樹常・于學忠・萬福麟等は全く中央の統制下に於かれ、在野の張作相、湯玉麟は極めて不遇な立場に在る。

段祺瑞を指導者とする安福派も統制を缺き、中央と妥協して參議或は顧問の職にあるものも多い。段祺瑞・吳光新・段宏綱は上海・汝曹霖・陸宗輿・王揖唐・姚國楨等は天津にゐる。

西北派の指導者馮玉祥は張家口に於ける反蔣運動の失敗後山東に蟄居し、彼と行動を共にした方振武・吉鴻昌・孫傳英は四散し、吉鴻昌は前記の如く竟に銃殺されたが、然し山東省の韓復榘・察哈爾の宋哲元、その外北平整理政務委員會委員の何基灃、中央委員の黃少石、國術館長の張之江及び孫連仲等がゐる。

直隸派の吳佩孚は目下北京にゐるが、その自由なる行動は許されないし、その勢力は殆んどない。于學忠或は劉乃昌等は曾つてこのグループに屬したものであるが、現在では完全に中央の統制下にある。

孫傳芳派も既に無力化してゐる。孫傳芳は目下天津におり、劉嗣榮及び沈同午は北平政務整理委員會顧問である。その他灰色雜色軍を作つてゐた諸將軍もあるがその具體的な行動は何等見られない。

（附記）日支交涉事件後の變化　今回の日支交涉事件後に於てはかゝる諸團體の上に重大な變化を齎らすに至つた。即ち藍衣社平津總部の組織部長曾抗情は軍分會政治訓練處長の職を辭し、また藍衣社組織分子の母體をなす中央憲兵第三團長の蔣光先も同じく辭職し、同團は南下して藍衣社の活動は全く封鎖され、國民黨に於ても又河北に於ける存在權をなくするに至つたのである。それと共に全く屏息した舊政各軍人の擡頭となり、意は白堅武の如き行動を採るに至るものも生じるに至つたが、然し全體的に見て、今更立上る程の實勢力を有するものはなからうと考へられ、結果に於てこれを行つても盲動と等しいものとならうと思はる。

第六章　政　治

第一節　北支政局の變化

革命後に於ける南北の抗爭　國都北京を控へて、北支に於ては絶間なく軍閥の爭闘が繰返された。第一革命による清朝の沒落後、北洋軍閥の始祖袁世凱の登場によつて、先づ南方同盟會との抗爭が始められ、袁の皇帝即位失敗による憤死によつて、第三革命の成功を見たが、漸てこれは北洋の流れを汲む安徽派の巨頭段祺瑞の出現を導き、同じくその主戰的南方對策によつて國民黨との對立を深めた。然し同派に屬する安福俱樂部の徐樹錚の獨斷專行は南方派に對する北方派の内訌を生ぜしめ、直隷派を率ゆる曹錕及び吳佩孚は奉天派の張作霖と提携、竟に安直戰となつて安福派の衰退となつたのである。安福派の沒後は新に直隷奉天派の反目顯著となつて、第一次奉直戰に續いて第二奉直戰となり、馮玉祥の寢返りと北京クーデターによつて、吳佩孚軍の慘敗を見るに至り、馮玉祥・張作霖・孫文をバックとして、各派勢力均衡の上に段祺瑞執政府の組織をみ、支那改造が目論まれたのであるが、孫文の北京客死によつて南北兩派の關係が稀薄となり、且つ國民黨急進派は廣東に引揚ぐるに至つたので、こゝに馮張の抗爭が始められ、幾度か戰爭の危機に直面したが、奉天軍内に於ける郭松齡の謀反あり、これがため同派の中央に對する勢力を著しく削減され、馮派の活動を導いたのである。然し馮玉祥の左翼行動と同軍統制の缺陷を見て、吳佩孚その他直隷派政客の赤化に對する法統運動、及び張作霖と吳佩孚の提携は具體化され、その非なるを見た馮玉祥は竟に下野、これに乘じて張吳及び張宗昌・李景林等の反馮軍は赤化防止を共同スローガンとして、馮系國民軍の掃蕩となり、漸てその手に北京を收めることゝなつたが南方よりの國民革命軍の進展急なるため、吳佩孚軍は河南に、張作霖軍は北方南口方面の西北國民軍攻撃に向ふことゝなつた。北方戰には閻錫山の協力もあつて、西北軍を完全に封鎖するに至つたが、南方戰に於ては吳佩孚軍の大敗となり、隨つて北方に於ける奉派はその政治的地位を獨占し、孫傳芳の江西敗退とその求援とによつて、張作霖は安國軍總司令に就任、孫傳芳・張宗昌・閻錫山は各々副司令に任ぜられた。

然し北伐軍の進展と共に、西北に封込められた馮系國民軍は陝西に進入して更に河南に向ふに至つたので、無統制なる吳佩孚軍の反對を壓して、奉天軍は同地方に進出して、唐生智軍に對峙、一方孫傳芳及び張宗昌軍は津浦線に沿つて北伐軍に對したが絶えずこれに壓縮されたので、河南の奉天軍は背面に脅威を感じて黃河以北に總退却し、閻錫山は馮系軍の進出を恐れて竟に國民革命參加を聲明し、北方派の危機は目前に迫るに至つた。然し北伐軍に於ても張發奎の反南京等の内訌を見るに至り蔣介石はこれが討伐に兵力の分割を餘儀なくされ、南北停戰協定が議せらるゝに至つたのである。ところが孫張の所謂直魯軍はこの機に乘じて突如攻撃に轉じたので、南軍潰走するに至り漸て蔣介石の下野等もあつて南北戰は略膠着に至つた。

國民軍の北京占據　その後孫傳芳軍の南京攻撃の失敗、山西奉天軍の衝突と山西軍の雁門關内への退却、隴海線方面の馮と直魯軍の交戰があつたが、北伐の何應欽軍の徐州恢復以來、國民黨の結束漸く顯著となり、蔣介石の復職と第一集團軍總司令就任となり、更に馮を第二、閻を第三、白崇禧を第四集團軍總司令として、全面的攻撃を開始、この間濟南事件もあつたが、北方軍潰退して奉天軍の滿洲歸還と張作霖の爆死となり、山西軍の北京入城によつて、所謂北伐

の完成となつたのである。

反蔣運動の終熄　然しその後に於て幾度か反蔣運動が繰返された。即ち廣西派白崇禧の大連逓走事件後馮玉祥の第一次反蔣戰より、韓復榘の寢返りによつて失敗したが、直ちに第二次のそれを計畫、張發奎の移駐に端を發して、李明瑞等の新廣西派と共に馮玉祥は再び反蔣戰を起したが、孫良誠軍の敗退から挫折、その後石友三の反蔣もあつたが僅かにして潰滅した。その次に生じたのが最も大規模な馮閻聯合によるもので、一時濟南を占領、張發奎もこれに加長沙を占領、改組派首領汪兆銘は北平に來つて、擴大會議を開催、北軍の地位は極めて有利に進展したのであるが、奉天軍張學良の中央擁護的態度の表明によつて、北軍の全敗を招き、漸く平津に進出した山西軍は財政的にも多大の打撃を受けて山西省に逃入歸還し、西北軍は全く統制を失ふ結果となつて、五色旗を放擲した奉天軍は白日旗の下に關內進出となり、北支最大の勢力者となつたのである。

邦軍の關內進出　然し北支に於て決定的な政局の變化を與へたものは、滿洲事變及びこれに續く長城戰で張家の沒落と共に、この事件で齎らされたものは停戰地域の設定、北平政務整理委員會の組織、北平軍事委員會分會の設置及びこれによる中央勢力の浸潤と雜軍の異息である。

日支停戰協定　即ち熱河攻略に續く長城戰と急速なる我が軍の關內進出によつて、支那は竟に屈服して一九三三年五月三十一日塘沽に於ける停戰協定となり、次の如く所謂非戰地區の設定となつたのである。

一、中國軍は速かに延慶・昌平・高麗營・順義・通州・香河・寶坻・林亭口・寧河・蘆臺を通ずる線以北及び以南の地區に一律に撤退し、爾後同線を越えて前進せず。又一切の挑戰・攪亂行爲を行ふことなし。

二、日本軍は第一項の實行を確認するため隨時飛行機及びその他の方法により之を視察す。中國側は之に對し保護及び諸般の便宜を與ふるものとす。

三、日本軍は第一項に示す規定を中國軍が遵守せることを確認するに於ては、前記中國軍の撤退線を越えて追擊を續行することなく、自主的に概ね長城の線に歸還す。

四、長城線以南にして第一項に示す線以北及び以東の地域內に於ける治安維持は中國側警察官之に任ず。

五、本協定は調印と共に効力を發生するものとす。

行政院北平政務整理委員會　北平政務整理委員會は灤東地方に於ける日支兩軍の衝突は支那の不利なるため、中央は極度に狼狽し、平津方面への日本軍進出を政治的に防止せんとして、一九三三年五月三日中央政治會議の結果、段祺瑞の推薦による黃孚を北上せしめ、これを組織せるものにして、前記停戰協定の締結もこの結果である。且つ同委員會は親日的色彩の必要もあつた反面、事件後に於ける舊政客蠢動の防止のためにも、非國民黨在野要人を顧問その他に起用せるもので、委員には黃紹雄・李石曾・張繼・韓復榘・于學忠・徐永昌・宋哲元・王伯群・王揖唐・王樹翰・傅作義・周作民・張志潭・蔣夢麟・恩克巴圖・王克敏・張伯苓・劉哲・湯爾和・張厲生・丁文江・魯湯平・袁良・徐庭瑤・黃杰・殷同にして、委員長黃孚秘書長何其章・財政廳長王克敏・政務廳長王樹翰にして、その他二十餘名の顧問が任命されたのである。尙この外非戰區には行政督察專員として殷汝耕取び陶尙銘を任命、その後戰區整理委員會が設けられたが數ケ月にして解散することゝなつた。

國民政府軍事委員會北平分會　北平軍事委員會分會は、日支事件による張學良の失脚後、軍政部長何應欽を北平に

派遣、その責任者に任命し、北支各隊の統制に當らしめたもので、中央直屬軍及び憲兵團を北平に駐屯せしめ、舊東北軍十五萬を二分して一部を南下せしめ、山西・綏遠・察哈爾・山東に策動の餘地封鎖せるもので、何應欽代理委員長の下に委員としては傳作義・吳光新・魏宗朝・秦德純・門致中・商震・于學忠・宋哲元・萬福麟・湯玉麟・孫殿英(後辭職)・徐永昌・韓復榘・蔣伯誠・熊斌・龐炳勛・王樹常・樂蘅軍・鮑文樾・何競武・鮑毓麟・徐庭瑤・王以哲・沈鴻烈・高桂滋・鄒作華・戴翼翹・富雙英等である。

日支交涉事件　その後馮玉祥・吉鴻昌・方振武等西北系及びこれと關係した雜軍の獨立運動の失敗、或は孫殿英・石友三・劉桂堂等灰色軍の屏息と共に、日支事件後は山西・西北・東北各軍の勢力衰退によつて、却つて中央勢力の北支進出が積極化され、且つまた裏面に於て、中央系暴力團の諸政客軍人の牽制には、蒙古人韓麟符の暗殺、西北系吉鴻昌、西南系劉紹南、共產系任應岐等に對する襲擊、國民黨內部組織强化のための一部黨員の暗殺等直接テロリズムが行はれて、この中央勢力の擴大が强制化さるゝに至つたのである。しかもこの强化と共に再び反日的傾向が裏面に於て漸次具體化され竟に前記停戰協定に違背するが如き諸事實が累積するに至つたので、振報及び國權報社長の日本租界內に於ける暗殺事件匪賊孫永勤關內循入を契として、竟に積極的な我國の抗議となり今後の保證のための要求となつたのであるが、この强硬なる交涉事件によつて、北支政局は再び急角度の轉換が行はれたのである。即ち停戰協定の精神を阻碍する重大要素であるところの中央勢力の强化を目的とする暴力的諸團體の解消と暗殺事件責任者の免職であつて、前者は河北に於ける藍衣社及び國民黨の解散、藍衣社の母體をなす中央憲兵第三團及び北平駐屯の中央軍の南下及び北支那に於ける藍衣社の指導者曾擴情の北平軍事分會政治訓練處々長及び憲兵第三團長蔣孝先の免職、後者は于學忠の河北省政府主席張廷鍔の天津市長免職、省政府の保定移轉、于學忠の率ゆる第五十一軍の西北移駐となつたのである。しかも更に察哈爾省に於ても再び每日的事件の發生があり宋哲元との交涉となつたが、國民政府に於てはその交涉前に於て宋哲元を辭職せしめ、秦德順を代理主席としてこれに當らしめ、宋軍の張家以南移駐となるに至つたのである。故にこゝに北支に於ては反日滿的政權の存在は許されなくなり、河北省政府主席には山西系の商震が就任、天津市長には程克が任命されるに至つたのである。

現在の北支政權　現在所謂北支五省に就て見れば、山西・綏遠二省は閻錫山の勢力下にあつて、三省綏靖署主任には閻が任じ、山西省に徐永昌、綏遠省には傅作義が省政府主席となり、察哈爾省は舊西北系宋哲元辭職後その部下の秦德順、山東省は舊西北系韓復榘が主席、河北省は山西系商震が當つてゐるが、政府委員は各系統のものを混合してゐるので尙寧ろ過度的のものであつて、將來宋哲元等との關係の生じるものとも見られてゐる。

第二節　各省の政治組織

權力の分散　北支に於ては現在尙國民政府行政院駐平政務整理委員會及び國民政府軍事委員會北平分會があり、既述の如く前者黃郛を委員長とし、後者は何應欽を代理委員長とする北支政權の政治的及び軍事的代表機關であるが、日支間諸問題の複雜化に伴れて黃郛は南下して北歸せず、また何應欽も交涉事件後南下して、現在では政務整理委員會では王克敏を代理委員長に就任、彌縫的存在を續けてゐる狀態であつて、何れもその權威の失墜は免れ難く、察哈爾事件の交涉が同省代理主席秦德純によつて行はれ、また河北省・北平その他の軍分會に對する軍費納入の停止されたこと等

はその反面を證するものであつて、今後に於ける政治單位は、特別なる政權の進出或は樹立なき限り、益々地方的となつて、省或は市單位となるものと思はる。

省政府の組織　支那に於ける地方行政單位は省及び市である。省にはその下に市及び縣があるがその內部組織を、一九三〇年二月修正公布の省政府組織法によつて見れば次の如くである。

第一條　省政府は國民政府建國大綱及び中央の法令に依り全省の政務を統轄す

第二條　省政府は中央の法令に抵觸せざる範圍內に於て省行政事項に對し省命を發し並に省單行條例及び規定を制定することを得、但し人民の自由を制限し又は人民の負擔を增加するものに關しては國民政府の認可を得るに非ざれば執行するを得ず

第三條　省政府は所屬各機關の命令又は處分にして法令に違反し或は權限を越ゆるものあり又は不當狀況ありと認めたるときは之を停止し又は取消すことを得

第四條　省政府に委員七人乃至九人を置き簡任官とし省政府委員會を組織して職權を行使す、省政府は主席一人を置き國民政府に於て省政府委員中より之を任命す

省政府委員會開會に際し省政府委員は代表者を出席せしむる事を得ず

省政府主席及委員は他省の行政官職を兼任する事を得ず

現に軍職に在る者は省政府主席又は委員を兼ぬることを得ず

第五條　左記各款の事項は省政府委員會の議決を經るを要す

一　本法第二條第三條の規定に關する事項
二　人民の負擔增加又は變更に關する事項
三　地方行政區劃の確定及變更に關する事項
四　全省の豫算決算に關する事項
五　省有財產の處分又は省公營事業の計劃に關する事項
六　國民政府委任事項の執行に關する事項
七　地方自治の監督に關する事項
八　省行政上の施設又は其變更に關する事項
九　省內國軍の出動を要求し又は所屬軍警自衞團を督促して地方の治安を維持せんとするに關する事項
十　省政府所屬の全省官吏の任免に關する事項
十一　其他省政府委員會に於て議決を要すと認めたる事項

第六條　省政府主席の職權左の如し

一　省政府委員會を召集し會議に際し主席となる
二　省政府を代表して省政府委員會の議決事項を執行す
三　省政府を代表して全省行政機關の職務の執行を監督す
四　省政府の日常及緊急事務を處理す

前項省政府委員會は例會の外委員三人以上の提議あるか又は主席に於て必要と認めたるときは臨時會を召集すべし

第七條　省政府主席事故により職務を執行する能はざるときは省政府委員中より一人を互選して主席の職務を臨時代理す、其期間は一ヶ月を以て限りとす

第八條　省政府に左記の各廳處を設く

秘　書　處
民　政　廳
財　政　廳
教　育　廳
建　設　廳

省政府は必要あるときは農鑛廳・工商廳及其他の專門機關を增設するを得

農鑛廳、工商廳を設けざる省にありては右各廳の事務は建設廳に於て之を掌理す

第九條　秘書處の掌理する事務左の如し

一　一切の機密及省政府委員會の會議に關する事項
二　文書の起草・保存・收發に關する事項
三　會計・庶務に關する事項
四　統計及報告の作成に關する事項

五　省政府各廳處職員進退の記錄に關する事項
六　官印保管に關する事項
七　其他各廳に屬せざる事項

第十條　民政廳の掌理する事務左の如し

一　縣市行政官吏の任免申請に關する事項
二　縣市所屬地方の自治及其經費に關する事項
三　警察及保衞に關する事項
四　衞生行政に關する事項
五　選擧に關する事項
六　救災及其他社會救濟に關する事項
七　勞資又は小作爭議に關する事項
八　禮俗宗教に關する事項
九　阿片吸入禁止に關する事項
十　各種土地の測量徵收及其他土地行政に關する事項

第十一條　財政廳の掌理する事務左の如し

一　省稅及省公債に關する事項

第六章　政　治

二　省政府豫算・決算の作成に關する事項
三　省金庫の出納に關する事項
四　省有財産の管理に關する事項
五　其他省の財政事項

第十二條　教育廳の掌理する事務左の如し
一　各種學校に關する事項
二　社會教育に關する事項
三　教育及學術團體に關する事項
四　圖書館・博物館・公共體育場等に關する事項
五　其他教育行政事項

第十三條　建設廳の掌理する事務左の如し
一　公共道路・鐵道の建設に關する事項
二　河川工事及其他航路工事に關する事項
三　土地行政に屬せざる測量に關する事項
四　其他建設行政事項

第十四條　農鑛廳の掌理する事務左の如し

一　農林・蠶業・漁業・牧畜・鑛業の計劃管理及監督保護奬勵に關する事項
二　耕地整理及荒地開墾に關する事項
三　農田水利整理に關する事項
四　農業經濟の改良に關する事項
五　動植物病蟲害の防禦驅除及益鳥・益虫の保護に關する事項
六　農業・漁業各團體に關する事項
七　其他農鑛行政事項

第十五條　工商廳の掌理する事務左の如し
一　商工業の保護・監督及奬勵に關する事項
二　工場に關する事項
三　開港場に關する事項
四　商品の陳列及檢査に關する事項
五　度量衡の檢査及施行に關する事項
六　商業會議所・勞働組合及其他商工業團體に關する事項
七　其他商工行政事項

第十六條　秘書處に秘書長一人を置き簡任として省政府主席の命を承け秘書處の事務を統轄せしむ

第六章　政　治

第十七條　各廳に廳長一人を置き行政院に於て省政府委員中より選出し國民政府に上申して之を任命す、廳長は各其廳の事務を統轄し所屬職員及所轄機關を指揮監督す

第十八條　各廳は中央の法令又は省政府委員會の議決に抵觸せざる範圍内に於て主管事務に對し廳令を發することを得

第十九條　各廳間又は專門機關との間に主管爭ひを生じたるときは省政府より行政院に申請して之を裁決す

第二十條　各廳處に夫々秘書一人乃至三人を置き薦任とし各々其長官の命を承けて機密事務を處理せしむ、各廳處は事務の繁簡により科を分ちて事務を處理す、各科に科長一人を置き薦任、科員四名乃至十二人を置き委員とし長官の命を承けて各其科の事務を處理せしむ

各廳は必要あるときは適宜技正・技士・技佐及視察員を置くことを得、其員數は各廳長より省政府委員會議に提出して之を定む

第二十一條　各廳處執務細則は省政府委員會議に於て之を定む

第二十二條　本法は公布の日より施行す

現在北支各省に於てもこの組織法によつて省政府は組織され、かゝる形態を整えてゐるものではあるが、その省政府主席は組織法によるが如く文官或は非現職軍人ではなく、何れも現職の軍人であり、中央政府勢力の稀薄なる地方に於ても、形式はとも角内實に於ては主席或は委員の就任も全くの追認であつて、中央に對しては獨立的内部に於ては獨裁的なる軍閥政治が行はれてゐるのである。

行政院直轄市　尙市は省の下に於かれるものであるが、行政院直轄の市がある。即ち一九三〇年五月の市組織法によれば(一)首都(二)人口百萬以上を有する都市(三)政治上及び經濟上特殊の事情を有する行政院に直屬する。然しまた(二)及(三)に該當する都市であつても省政府の所在地である都市は省政府に直屬するのである。天津の如きはそれであつて、今回の省政府保定移轉前迄は河北省に屬したのであるが、移轉と共に行政院直轄となつたのである。北平は從來より行政院直轄である。この外國民政府と國民黨の關係が縮小された形で、省政府に對して省黨部があり、市政府に對して市黨部がある。然し河北省のみに於ては今回の交涉事件によつて、所謂各級黨部の解散となつて、一九三五―三六年度豫算に於ては完全に黨務費の支出を削除してゐる。

第三節　天津各國租界と公使館區域

天津には各國の租界が存在して、この意味に於ける最も錯雜した地域である。これに就ては後章の各國の利權に於て詳述するから、茲に於ては租界の回收及び租界その他に對する一部の關係をみたい。

現在天津にある租界は日本・英國・伊太利・佛蘭西の四箇國のものであるが、回收されたものとしては露西亞・墺太利・獨逸・白耳義であるが、最初先づ租界に就ての說明を與へる。

租界　外人の支那に於ける居住權及び貿易權が成約として認められたのは一八四二年の南京條約によるものであつて、廣東・厦門・福州・寧波・上海の五港内に於て何等障碍又は制裁を受くることなく自由に貿易し得ることゝなり、しかもその後かくの如き所謂開市場は條約の增加及び最惠國條款の效果により益々增加するに至つたのであるが、一八四

三年外支人の雜居を避けるため、一八四三年の追加條約によつて、双方の便宜上彼我官憲の協議により或地域を定め外人の使用に當てることゝなつたのである。また一八七六年の英支芝罘條約、一八九六年の日支北京議定書第一條及び一九〇五年の日支北京條約第九條に於けるが如く、一般開市場條約中に於て、特に外國租界設定の條項を挿入せるものもあつて、こゝに開市場と外國租界の二種の現象を生ずるに至つたのである。これに對し外國側は支那側の開市場は即ち租界であるとの說に對して、租界は開市場の一部と見做し、該地域に對しては外國の行政權を行使してゐるのである。この租界には專管租界と共同租界とがある。

共同租界は上海及び厦門にあるものがそれであつて、支那と關係列國との協定に基き、列國共同監督の下にあつて、租界内の自治團體をして、地方行政權を行使せしめてゐる地域であるが、專管租界はこれと異り、天津に於ける各國租界の如く、その專管國は該地域に對して、屬地的專管行政權を有するものであつて、その行政權の對照は自國人のみに止らず、該地域内に居住往來する一切の支那人及びこれと同等の地位を有する無條約國人をも包含するものであり、また專制的色彩強く、選擧資格行政委員會組織その他に於ては、專管國中心主義を以て行ひ、行政訴訟も完全に專管領事に屬してゐる。

公使館區域　租界の外に北支に於ては北平公使館區域がある。北平城内東南の一隅を占め、東西約一千二百米、南北約六百五十米、面積約二百エーカーあり、更にこれに對して幅約四十米の所謂「隙地」が東西北に繞らされてゐる地域で東交民巷と稱せられるところである。これは一九〇一年締結の北清事變に關する最終議定に基くもので、(一)該區域は全然公使館警察權の下に屬し(二)支那人の居住は禁止され、(三)必要なるときはこれを防禦の狀態におくことが出來、(四)護衞兵の常置が行はれ得る地域なのである。前規定にも拘らず、同地域に於ける支那人の居住は現在行はれつゝあるが、然し同地域中立の原則は今日尙嚴格に行はれ、武裝せる支那兵の出入は絶對に許されない。

公使館區域の護衞兵に就ては、列國の軍事委員會によつて決定されたもので、日本四百、英國二百五十、佛蘭西二百五十、伊太利二百、米國百にして、尙ほ墺太利二百五十、露西亞三百五十、獨逸三百となつてゐる。

行政關係に於ては一九一四年の北京公使館區域規則によるものであつて、三名の官選委員と二名の民選委員を以て行政委員會を組織し、前者は既述最終議定書調印國代表者がその公使館員中より任命し、後者は公使館區域内に居住する有資格者の選擧せるものであつて、任期は各一箇年で行政委員會議長は官選委員である。民選委員選擧資格者は二十一歲以上の不動產所有者又は稅金二十五弗以上を支拂ふ會社又は個人である。行政委員會の管轄事項は同區域の財政・課稅・衞生・道路・水道・警察・公使館區域規則の改正である。行政委員會の決議は各國代表者の個別的同意を得たる後、外交團の承諾を得て始めて効力を發生する。外交團は必要あるとき公使館區域規則の修正をなすことを得るもので、この區域の最高監督機關である。收入は地稅・建物稅・營業許可稅等にして、又必要に應じては外交團の許可の下に特別の收入を求むることも出來る。警察關係では、行政委員中警察委員を擧げ、支那人巡捕を雇傭して警察事務に當らしめてゐるが、時には各國護衞兵が直接治安に當ることである。

北支に於ける租界は天津に於ける各國專管租界及び公使館區域の二箇處のみであるが、芝罘に於ては外國共同居留地があるが、これは支那の行政下にあるものであるが外國租界の範疇に屬すべきものではない。

租界の回收　以上外國租界及び公使館區域の回收問題は一九一七年三月の獨支國交斷絶と同時に天津・漢口に於け

る獨逸租界の回收を斷行、一九一九年これを確認せしめたに始まる。現在回收せる租界は全部專管租界にしてその數九ケ處に上る。

支那に於ける外國租界

所在地	專管國	設定年度
天津	英國	一八六一年
〃	日本	一八九八年
〃	佛國	一八六一年
〃	獨逸	一八九五年
〃	露國	一八九八年
〃	白耳義	一九〇一年
〃	墺太利	一九〇三年
〃	伊太利	一九〇二年
漢口	英國	一八六二年
〃	露國	一八九六年
〃	獨逸	一八九五年
〃	佛國	一八九六年
〃	日本	一八九八年
〃	佛國	一八六一年
九江	英國	一八六一年
鎭江	英國	一八六一年
〃	英國	一九〇四年
蘇州	日本	一八九七年
〃	英國	一八六一年
杭州	日本	一八九六年
沙市	日本	一八九八年
福州	日本	一八九九年
〃	英國	一九〇一年
重慶	日本	一八九六年
〃	英國	一八六一年
廣東	英國	一八六一年
〃	佛國	一八六一年

以上二十四の租界の上に更に上海及び厦門の共同租界と公使館區域があるが、この中回收されたものは、前記獨逸の二租界の外に、一九一九年の天津墺太利租界、一九二四年の天津及び漢口及び九江の英國租界、一九二九年の天津の白耳義租界及び鎭江の英國租界がある。

獨墺及び露國の租界回收は大戰及び露西亞革命に基因するものであるが、英國のそれは排外運動による暴力的回收で、その後英支協定によつて正當化せるもので、その後租界回收熱に壓された形で、天津の白耳義租界返還が行はれた。然し反面この租界は白耳義の負擔のみで實際價値がなかつたゝめでもあつて、回收後の現在に於ても市街施設のないところである。日本に對しても漢口事件を動機として漢口及び重慶の租界回收の要求が行はれ、全支的な租界回收運動によつて、天津に於てすらこれに對する內部工作が講じられ、また一部三不管地域を返還するに至つたのである。公使館區域に對しても同じくその回收運動が行はれ、現在に於ても公使館移轉その他に絡んで尙內燃してゐるが如きであるが公開的なものでない。然しこの租界問題も、北支に關する限り旣に回收と云ふ支那國內の問題よりは、この北支政局の變化によつて、國際的な意義を多分に有つに至つたことは否み得ない事實であらう。

特別區　天津に於て回收されたる租界は、舊獨逸租界は特別第一區、舊墺太利租界は特別第二區、舊露西亞租界は特別第三區として、支那街とは區別して特別の行政が行はれてゐる。租界回收に際しては公共物件は何れも無償であるが、この租界の取消及び支那主權の恢復によつて、人民の財產權には何等影響するものではない。尙舊獨逸租界の行政機關特別市政局の內容を示す。

天津特別市政局章程

第一條　天津特別市政局は地方行政を處理し並に警察事務を管掌す

第二條　市政局に局長一名主任一名を內務部より任命しその他局員僱員等は局長より內務部に通知す

第三條　市政局に顧問一名を置く局長之を招聘して內務部に通知す

第四條　市政局は評議會を組織し局長を以て評議長とし評議八名を置く、評議は局長より區內外支人中不動產を有し或は多額の納稅者並に公益事務に多年關係して聲望あるものより之を選任す、但し評議は支那人四名以上とす

第五條　評議會は四半期に一日之を開催す、但し局長に於て協議事項を有し或は評議四名以上の請求あるたるときは

特別會議を開くことを得

第六條　區内各種の事項は特別重要なる事情ありて、内務部に通知處理する以外のものは先づ評議會の協議を得べし

第七條　區内各項の捐稅は從來の規則により暫時市政局より之を徵收す

第八條　市政局の地方行政經費は各項捐稅を以て之に充つ、警察經費は國家より支出す、但し區内よりこれを補助することを得

第九條　外國人にして區内に於て既に土地所有權を取得せる者にしてこれを移轉するときは、租借に改め永租契據を發給す、爾後外國人は區内の土地家屋に對し長期貸借をなすことを得、其期限は五十ケ年とす、但し繼續借入の更改繼續をなすことを得

第十條　市政府事務細則は局長にてこれを制定内務部の審査を受くべし

第十一條　本章程は公布の日より之を實施す

第七章　財政

第一節　地方財政と軍費

亂脈な地方財政　支那に於ける地方財政は中央以上に亂雜なものであつて、その豫算の編成の如きも單に數字の羅列にしか止らない。云ふ迄もなく形式的にはその豫算は中央に送附して審議決定がなされるのであるが、然しその送附は當該豫算年度に入つて既に數ケ月を經過した後であり、また全然省によつては送附しない場合もあり、甘肅及び寧夏等は中央とは完全に遮斷されてゐる地方もある。山東省の如く、比較的豫算の送附は早く、絶えずその收支の均衡を得てゐる者もあるが、その内容に至つては尚疑問も多い。多くの省は何れも赤字である。この赤字は何れの省の主權者によつても補助請求の一つの手段として見らる程に毎年度繰返されてゐるのであるが、中央よりの補助の如きは殆んどない。即ち烟酒稅・印花稅或は鹽稅の地方抑留であつて、その抑留額に對し、中央は豫算數字上補助金を支出したことは項目を作るのであつて、これは財政系統を更に紊亂せしめる。元來支那に於て國稅と地方稅とは劃分されてゐる。第一次全國財政會議の議決するところによれば、田賦・營業稅・契稅・烟酒牌照稅は地方收入であり、烟酒稅・鹽稅・關稅・印花稅・統稅等は中央收入である。然しこの烟酒牌照稅は苛捐雜稅廢止後漸くこれを移讓し或はせんとしたものであり、また中央稅はこれを部分的に地方に抑留し、且つまた地方にては中央稅に對して隨時附加稅を賦課する。全支に於ける陸軍經費は中央より支出するものであり、各地駐屯の地方軍隊に對しては、その地に於ける國稅徵收機關より支給されるのが

原則であらうが、事實は全くこれに反して、駐屯軍は隨意にその地方に於て徴稅する場合があり、各省及び市財政當局或は鐵道機關に割當徴收しつゝあり、豫算編成に於ける責任の所在は全く不明である。だから、豫算面に於ては實際の收入に對して虚僞の支出があり、實際の支出に對して虚僞の收入があり、收支共に虚僞の場合もある。即ち第一の場合は實收百萬とするも、支出はこれと同額であつても實際の支出は四十萬元に過ぎず、所謂中間騙取が行はれる。第二は必要なる支出に對してその經費が既に消費され而もその補塡財源のない場合、他の項目に於て虚僞の收入を記載して一時を糊塗し、他の機會に於てこれを彌縫するものである。第三は建設費等によく見られるものであつて、地方主權者がその名譽のために、帳簿上に於て道路の敷設改修その他を行ひ、適宜にその虚僞の收入を併記するのであるが、その責任者の更迭後何等の建設事業が殘されてゐない等々の事がそれである。

また地方財政は中央財政と異つて、略々それは固定的であるから、歳入によつて歳出を決定し得べき可能性は多いのであるが、寧ろ歳入には顧慮しないので、自由にその經費を膨大ならしめ增稅・新稅賦課その他公債の發行をなしつゝあり、賈士毅氏の稱するところによれば、一九二五年當時に比し、地方豫算は約倍加するに至つてゐるのである。しかも中央法令の强制力の薄いことはこれを助長し、現行の修正監督地方財政暫行法に於ては、各省及び行政院直屬の市に於て、稅目を變更し增率を行ひ、或は公債を發行するときは、省或は市政府はその計畫を財政部に呈出し、同部の審査を經て行政院より立法院に送りその議決によつて、國民政府令の公布を請ふことゝなつてゐるし、またその他田賦の豫定期前の徴收或は弊害ある稅捐の賦課は禁止されてゐるのであるが、所謂中央の命令は「三申五令」であつて、各地方政府に於てはその遵守がなされてゐない。公債の如きも發行後その許可を申請し中央に於ては追認の外はない狀態にあることが多い。

更に地方に於ては中央稅に對する任意的な附加稅の外に特稅と稱するものがある。これは過去に於ける麥紛及び石油特稅を指すものではなく、現在では略々鴉片稅に限られてゐる現在、豫算には當然この名目はないし、またこれを支出に適用することも出來ないから、全く中央及び一般社會の監督から完全に遊離してゐるものである。

財政收支系統法　かゝる地方財政の亂脈さに對して、その匡正の方法は絶えず講じられやうとしてゐる。立法院では國稅と地方稅の劃分は第一次全國財政會議の議決後數回の命令によつてこれを指定したが、尚法律的根據がないとの理由によつて、その原則の決定を計畫し、中央政治會議に於てその草案作成し、既に修正通過、目下立法院に於て審議中であるが、この中央政治會議通過の財政收支系統法原則は左の如くである。

財政收支系統法原則

一　左記各項稅は中央稅とす

關　稅　海陸空より國境に出入する貨物の輸入輸出稅及海港の噸稅
貨物出產稅　鹽稅、鑛稅及その他法律によつて規定せる貨物の出產稅
貨物出廠稅　卷煙草・燐寸・セメント・綿糸・麥粉稅及びその他法律によつて規定せる工場製品の出廠稅
貨物取締稅　煙草・酒及びその他法律によつて規定せる無益物品或は奢侈品の出產製造販賣或は消費の取締稅
印花稅　取引・人事・許可等證明書類に對し法律によつて貼附する印花稅

特産營業行爲稅　取引所稅・銀行兌換發行稅及びその他法律によつて規定せる特殊營業行爲稅
特殊營業收益稅

二　所得稅及び遺產稅は中央稅とす、中央政府はその純收入を左の如く按分して省或は縣に支給す
　イ　所得稅は一〇%乃至二〇%を省、二〇%乃至三〇%は市及び縣
　ロ　遺產稅は一五%を省、二五%は縣及び市
　ハ　省縣市は各々その四〇%を教育費に充當す
三　營業稅は省稅及び行政院直轄の市稅とし、その收入總額は省に於てはその三〇%を縣に、市に於てはその三〇%を中央に送附す
四　土地稅は土地法施行前に於ては契稅（Title Deeds）（註）をも含み縣及び市稅とし各々その收入總額の一五%乃至四五%を省に送り、行政院直轄の市に於ては一五%乃至四五%を中央に送る。但し中央土地行政機關にして土地の整理に際し經費を要する場合は收入總額の內より一〇%を取得す、房產稅は省市縣稅とす
五　營業牌照稅・使用牌照稅及び營業取締稅は縣市稅とす
六　中央稅に屬するものに對しては地方に於て重複稅を課しまた如何なる名目によつても附加稅を課するを得ず
七　一切の貨物稅は中央稅とし地方に於てこれを徵收するを得ず
八　各級政府は凡ゆる土地改良工事に對しては改良によつて受益するものに對して特別田賦を賦課することを得、但しその徵收額は改良工事所用經費支出額を以て限度とす
九　各級政府は法律の許可を經て該管轄區域內に於て獨占公共事業を經營することを得、但し貨物の專賣は中央に於て獨占權を有するものとす
一〇　各級政府は法律により規費（註）及び罰金を徵することを得
一一　公有財產或はその賣却金は中央に屬するも地方政府は法律によつてこれを使用することを得
一二　中央より各級政府に對する全額或は部分的補助は教育文化・經濟建設・衞生救濟等の事業の平均發展を謀るを以て主要なる目的とす
一三　各級政府は法律によるに非されば公債の發行、外債の借入をなすを得ず
一四　各級政府は前記規定の外その財產・營業・事業・權利・行政・贈與・遺贈收入をその歲入となす
一五　中央政府が地方に於て司法・監察・考試權行使に必要なる經費は中央經費豫算に計入する
一六　國防外交の經費は完全に中央に於て負擔す
一七　人民の移民及び在外支那人に關する業務經費は中央に於て負擔するも移民と關係する省市に於てはまたその經費を定むべし
一八　各級政府は該管轄區域內に於ける人民の四權を行使する場合に要する經費は各級政府が之を負擔す
一九　各級政府のその他の支出はその種類により類別明瞭に決定すべし
二〇　教育文化・經濟建設・衞生治療・保育救濟に關する最低經費は中央に於ては總豫算總額の三〇%、省縣市に於ては六〇%とす

二一　本法制定公布の時中央及び各級地方の現行収入が本法と符合せざるときは施行法中に於て過渡辦法を規定することを得

（註）本原則中の営業税・所得税・遺産税等は尚實施されてゐない。契税とは土地の賣買或は抵當の場合、契約書作成に際して地價の若干%を課税するもので賣買と典契に分たれる。規費は凡ゆる契約その他證書作成に際する手數料の如きもので契税も廣義によればこれに屬するものであるが慣的に區別されてゐる。

勿論これは原則的のものでその具體化及び効果を今俄かに求むることは出來ない。寧ろこの原則の制定は現在紊亂しつゝある財政の反面證左に役立つものであらう。現行の地方收入は田賦（地租）・契税（土地の賣買或は抵當契約の場合賦課さるゝ税）・牙税（Whole Sale Business Tax）・當税（質屋税）・屠宰税・營業税（Business Tax in General）・内地漁業税・船捐・房捐（家屋税）・地方財産收入・地方營業收入・地方行政收入その他地方的性質を帶びた現行收入で、支出は地方警務費・地方立法費（地方議會經費で現在なし）・地方行政費・公安費（警察及び治安維持經費）・地方司法費・地方教育費（大學院・道縣教育機關・國立專門學校を除く）・地方財務費・地方農鑛工商費・公有事業費・地方土木費・地方衛生費・地方救恤費及び地方債務償還費等々である。

北支各省豫算　地方財政に就ては以上のやうな原因で、その豫算數字に對して分析批判することは殆んど無意味に近いことであるが、左に北支數省の收支狀態を列記しやう。

山東省豫算（單位元）

經常歲入	一九三一―三二年度	一九三〇―三一年度
田賦	一四、九五七、四七	一四、九五七、七四七
契税	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
牙税	三四九、四四二	三二九、〇〇〇
當業收入	一、八九七、九八七	一、八九七、九八七
財產收入	六九、四七二	六八、八四四
行政收入	一、〇九七、八二〇	一、六五四、五七四
其他收入	一、二三四、四三一	一、〇三七、五三三
事業收入	三、六八二、〇〇〇	二、六二四、八五六
歲入合計	二四、五五、二三〇	二一、八二、六九七
經常歲出		
債務支拂	六三二、〇五一	七四二、九九二
建設費	七九九、六三九	六四〇、三九六
實業費	六三七、三三八	五七六、一七四
教育文化費	二、六六二、五七二	二、三四〇、七一三
財務費	一、九六六、六六	一、二六一、七九〇
公安費	三、七四〇、四七四	三、四九一、七八六
司法費	二、二四一、七三二	二、〇三五、八九四
行政費	三、六〇四、三七八	三、四二八、九五四
務費	九三九、八六四	九〇九、〇〇〇
歲出合計	二四、五七五、一三〇	二一、八二、六九七
官業費	四〇二、七一二	五一、〇〇〇
協款	四六五、〇〇〇	―
總計	三、八六六、八三三	四、二九一、四四七

（註）協款（Contribution）は濟數關當局間の如きものである。

債務支拂	六三二、〇五一	七四二、九九二
建設費	七九九、六三九	六四〇、三九六
實業費	六三七、三三八	五七六、一七四
教育文化費	二、六六二、五七二	二、三四〇、七一三
財務費	一、九六六、六六	一、二六一、七九〇
公安費	三、七四〇、四七四	三、四九一、七八六
司法費	二、二四一、七三二	二、〇三五、八九四
行政費	三、六〇四、三七八	三、四二八、九五四
務費	九三九、八六四	九〇九、〇〇〇
歲出合計	二四、五七五、一三〇	二一、八二、六九七
官業費	四〇二、七一二	五一、〇〇〇
協款	四六五、〇〇〇	―
總計	三、八六六、八三三	四、二九一、四四七

官營事業費	一、五〇〇、〇八三	一、二三四、〇二四
總預備費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、七九九、九〇五
計	二〇、七〇八、二九七	一九、四四一、五八八
臨時歲出		
務費	七、五三六	―
行政費	三八六、三七二	三七六、九三六
公安費	七七、八四一	六六、八一七
財務費	九〇、三〇三	一七、四三〇
教育文化費	四二八、七二九	四〇五、三二八
實業費	一八九、五八二	三〇四、〇二一
建設費	一、八一八、七五九	二六〇、九八一五
協款費	四六五、〇〇〇	―
計	三、八六六、八三三	四、二九一、四四七

河北省豫算（單位元）

	臨時歲入	行政收入	補助收入	計	其他	行政法收入	事業收入	財產收入	屠宰稅	典當稅	牙稅	契稅	田賦	臨時歲入
二十九年度	一九三一	四、二六七、二九〇	一、一九六、五六九	四、〇五二、四六〇	五、〇六〇	九二〇、五五〇	四、一四五、六九〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇五二、四六〇	四、〇五二、四六〇	五、〇三八、八八六	一、四二七、九四四	一九三〇—三一年度
三十年度	一九三一—三二年度	四、一六七、二九〇	一、一九六、五六九	四、〇五二、四六〇	五、〇六〇	九二〇、五五〇	四、一四五、六九〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇五二、四六〇	四、〇五二、四六〇	五、〇三八、八八六	一、四二七、九四四	一九三一—三二年度

	經常歲出	行政費	公安費	財務費	計	協款	其他費	建設費	實業費	教育文化費	財務費	公安費	行政費	臨時歲出
二十九年度	一九三一—三二年度	四三、二七六	二三三、九九七	七三三、八六四	二三、五四二、五九五	一、〇〇〇、〇〇〇	九二一、八七七	四二六、一一二	四二八、二二一	二六三、〇一四	六〇五、四八二	七〇六、五五八	一七四、一四〇	一四八、四九七
三十年度	一九三二—三三年度	四三九、一九六	二三三、一三三	七三三、八六四	二三、五四二、五九五	一、〇〇〇、〇〇〇	九二一、八七七	四二六、一一二	四二八、二二一	二六三、〇一四	六〇五、四八二	七〇六、五五八	一七四、一四〇	一四八、四九七

	歲入合計	經常歲出	臨時歲出	計	總豫備費	協撥債務費	其他建設費	建設費	實業費	教育文化費	財務費	公安費	行政費	豫備費
二十九年度	三三、二三三、四四二	二四、八四四、七九七	一五、五四〇、九三三	一七、二九九、九三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七九、七〇〇	九二一、八七七	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	七、五八七、二二一
三十年度	三三、二三三、四四二	二四、八四四、七九七	一五、五四〇、九三三	一五、九〇七、六六一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇七九、七〇〇	九二一、八七七	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	四〇〇、〇〇〇

山西省豫算（單位元）

	經常歲出	行政費	公安費	財務費	計	協撥債務費	其他建設費	建設費	實業費	教育文化費	財務費	公安費	行政費	臨時歲出
二十九年度	一九三一—三二年度	六、二七二、四〇三	一、二六三、〇九五	四、一九五、九三二	一四、五七四、六三九	五、〇〇〇、〇〇〇	九、〇七四、六三九	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	七、五八七、二二一
三十年度	一九三〇—三一年度	六、二七二、四〇三	一、二六三、〇九五	四、一九五、九三二	一四、五七四、六三九	五、〇〇〇、〇〇〇	九、〇七四、六三九	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	四〇〇、〇〇〇

	歲出合計	豫備費	計	其他建設費	建設費	實業費	教育文化費	財務費	公安費	行政費	臨時歲出
二十九年度	三三、二三三、四四二	七、五八七、二二一	一五、七六三、八六一	九二五、〇六四	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	七、五八七、二二一
三十年度	三三、二三三、四四二	四〇〇、〇〇〇	一五、一九四、〇〇〇	九二五、〇六四	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、一〇七、一四二	三三三、五二四	一、六二三、二八三	八四八、五三三	四八〇、五四六	一、七五八、一四九	四〇〇、〇〇〇

歳入	經常歳入	其他財産收入	營業收入	屠牙稅	典當稅	契稅	田賦	雜稅	建設費	教育文化費	行政費
察哈爾省豫算（單位元）											
一九三一—三二年度	二、四二八、七五二	三〇九、九八六	二〇〇、〇〇〇	四二七、三二四	四五	一九、二九五	六九六、八七五	一、六七六、三四九	三〇〇、〇〇〇	六一〇、一六	二一一、五三七
一九三〇—三一年度	二、三四八、五五〇	三〇九、八八六	二〇〇、〇〇〇	四二八、四五四	四五	一九、二九五	六九六、八七五	一、六七六、三四九	三〇〇、〇〇〇	三四三、四八	二一一、五三七
河南省豫算（單位元）											
一九三一—三二年度	一四、四七九、五二二	三九〇、九四三	三八〇、〇〇〇	四七三、二四五	四五	一九二、二九五	六九四、二七五	八、二五五、九七二	二〇〇、〇〇〇	四五、六四八	
一九三〇—三一年度	一四、八四六、七五二	三九〇、九四三	三八〇、〇〇〇	四七三、二四五	四五	一九二、二九五	六九四、二七五	八、二五五、九七二	二〇〇、〇〇〇	三四、二六五	

歳入	經常歳入	其他財産收入	營業收入	屠牙稅	典當稅	契稅	田賦	雜稅	建設費	教育文化費	行政費
察哈爾省豫算（單位元）											
一九三一—三二年度	二、四二八、七五二	三〇九、九八六	二〇〇、〇〇〇	四二七、三二四	四五	一九、二九五	六九六、八七五	一、六七六、三四九	三〇〇、〇〇〇	六一〇、一六	二一一、五三七
一九三〇—三一年度	二、三四八、五五〇	三〇九、八八六	二〇〇、〇〇〇	四二八、四五四	四五	一九、二九五	六九六、八七五	一、六七六、三四九	三〇〇、〇〇〇	三四三、四八	二一一、五三七
河南省豫算（單位元）											
一九三一—三二年度	一四、四七九、五二二	三九〇、九四三	三八〇、〇〇〇	四七三、二四五	四五	一九二、二九五	六九四、二七五	八、二五五、九七二	二〇〇、〇〇〇	四五、六四八	
一九三〇—三一年度	一四、八四六、七五二	三九〇、九四三	三八〇、〇〇〇	四七三、二四五	四五	一九二、二九五	六九四、二七五	八、二五五、九七二	二〇〇、〇〇〇	三四、二六五	

歳出	經常歳出	公安費	司法費	行政費	務費	教育文化費	建設費	計	臨時歳出	豫備費	建設費	公共福生費	交通費	實業費	教育文化費	財務費	安務費	協款
察哈爾省豫算（單位元）																		
一九三一—三二年度	一七、八四八、七五二	一、四二八、一一〇	一、〇八六、六〇二	二、九一〇、八四四	七一七、一四四	一六〇、〇〇〇	二七五、八二〇	一、四七二、〇三三	一四、四七九、五二二	一、四二八、一一〇	五八、八〇四	二六、三〇四	一七、五四四	七、三五二	三一九、九八九	二七〇、七〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、四八〇
一九三〇—三一年度	一四、八四六、七五二	一、四二八、一一〇	一、〇八六、六〇二	二、九一〇、八四四	七一七、一四四	一六〇、〇〇〇	二七五、八二〇	一、四七二、〇三三	一六、二七七、七一九	一、四〇二、一一五	四九、二〇四	二六、三〇四	一七、五四四	七、三五二	三一九、九八九	二七〇、七〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、四八〇

歳出	經常歳出	公安費	司法費	行政費	務費	教育文化費	建設費	計	臨時歳出	豫備費	建設費	公共福生費	交通費	實業費	教育文化費	財務費	安務費	協款
察哈爾省豫算（單位元）																		
一九三一—三二年度	一七、八四八、七五二	一、四二八、一一〇	一、〇八六、六〇二	二、九一〇、八四四	七一七、一四四	一六〇、〇〇〇	二七五、八二〇	一、四七二、〇三三	一四、四七九、五二二	一、四二八、一一〇	五八、八〇四	二六、三〇四	一七、五四四	七、三五二	三一九、九八九	二七〇、七〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、四八〇
一九三〇—三一年度	一四、八四六、七五二	一、四二八、一一〇	一、〇八六、六〇二	二、九一〇、八四四	七一七、一四四	一六〇、〇〇〇	二七五、八二〇	一、四七二、〇三三	一六、二七七、七一九	一、四〇二、一一五	四九、二〇四	二六、三〇四	一七、五四四	七、三五二	三一九、九八九	二七〇、七〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、四八〇

歳入に於ける田賦の地位　豫算に於て收入の大部分を占めるものは田賦即ち地租であり、更に契稅は土地所有權移轉或は抵當の場合にかけられるものであるから、地租附加稅とも目されるので、これを合算するとその%はより大と

山西省の累年田賦收入（單位元）

	田賦收入	%	歲入總計
一九一六年度	五、九四九、五一六	八〇・三	七、四一〇、三三八
一九一九年度	五、九四九、五一六	七九・三	七、五〇六、九九七
一九二五年度	五、九二九、二八九	八〇・八	七、三三五、六九二
一九三一年度	六、二七二、四〇三	五五・三	一一、三四九、六七一
一九三二年度	六、五二三、八〇一	四七・六	一三、六八一、六八六
一九三四年度	七、四一八、五九四	五四・九	一三、五二九、六九四

（註）一九三三年は資料なきため不明。

バーセンテイヂは著しく低下してゐる。これは國民政府成立前に於ける豫算編成の相異にもよるが、一面また軍備戰爭の近代化と規模の擴大による軍費單價の昂騰と增大による豫算の膨脹により、稅種の多角化の結果によるもので、雜種稅及び零細稅の增加或は營業稅の徵收範圍の擴大が原因するだらう。この營業稅は田賦に次ぐ重要なものであるが、その制定は厘金廢止制で省收入としては新らしい、然しそれだけ今後の增加の可能性がある。牙稅は Whole Sale Business Tax でこの營業稅は Business in General で區別されてゐるが、牙稅は漸次營業稅に統一されつゝある。然しまた反面かゝる營業稅は一般商業の不振によつて商店の閉鎖を見た場合、或は「竭業費」即ち停業費を賦課することも有り得るだらうが、徵稅の繼續は困難であり、夥しい商店の倒產、例へば一九三五年山西では太原市その他三十五の市及び縣に於て金融業者二百五十六、その他一般商店六千七百五十七中、新設百五十三、倒產ならう。今最近の數字を發表せる山西省に就て見れば、その額は上の如く年々增加しつゝある。

以上の如く田賦の省財政に於ける地位は重要であり、その收入を漸增しつゝあるが、然しこれは農業的發展の結果によるものではなくして、著しき農產品の低落及び地價の降下中に行はれつゝあることに注意しなくてはならないだらう。また前揭數字によれば、田賦の收入增加に對して、その

一千八百三十八であり、若し全省百六縣に於て見れば、倒產者は約四千に達するものと見られ、また北平は同年中に停業せるもの一千四百二十四に上り、更に天津に於ては同市財政局捐房徵收所の發表するところによれば、一九三四年に於ては月平均三百軒の商店が閉鎖しその一商店一ヶ月の納稅は最低三角最高四十元で、市財政に甚しい打擊を與へてるのであつて、結局はまた反轉して徵稅は土地に向ふものと見られ、前揭山西省田賦收入は最後に幾分この傾向をすら示してゐるものと考へられるだらう。

苛捐雜稅　反面また支那では一九三五年六月より田賦の輕減と雜稅の廢止が行はれてゐる。田賦及び縣收入の最大部分を占めるその附加稅及びその他苛捐雜稅に就ては「農村疲弊もその原因」に於て、その農村に對する作用を指摘しまた上海銀行ブルジョアの意欲に隨つて、これの廢止の運動が起りつゝあることも述べた。然しこの負擔輕減の運動も直接的に農民に惠與することよりも、民族銀行の利潤に重き比重がおかれてゐるので、最初先づ苛捐雜稅の廢止に現はれ田賦附加の輕減と云ふことは、その有つ稅收的地位の重要さも加はり、容易に行はれそうにもなく、單に豫定の數字として擧げられてゐるに過ぎない。

苛捐雜稅の廢止は一九三四年五月の第二次全國財政會議に於て決定されたもので、その廢止さるべき稅の內容は次の如くである。

一、社會公共の利益を妨害する諸稅
二、中央稅と抵觸し、中央稅の財源を脅かす諸稅
三、重複稅即ち中央の既に徵收せる稅に對して地方が更に課稅せるもの

四、交通を妨害する諸稅
五、一地方の利益のために他地方の貨物の流入に對して不公平となる課稅
六、各地方に於ける物品通過稅

捐稅監理委員會　一九三四年末迄に於けるこれ等雜稅の廢止額は二十三省市に於て三千種、稅年額二千八百萬元であつて、山東省約十四萬元、河北省五十五萬元とされ、更に今後の廢止續行及び廢止の狀態を監督するために、各省市に於て捐稅整理委員會が設置さるゝこととなり、河北省の如きはその設置は既に終り、各地商會宛に廢止の狀態を報告せしめ、その徹底化を計つてゐる。その規定されたる職務は次の如くで、委員は五名乃至七名を財政部にて豫選し、行政院が任命するものであるが何れも無給である。

一、省或は市內の苛捐雜稅及徵稅法の調査
二、省內或は市內の捐稅整理方法の研究
三、省市政府及同財政當局に對し整理方法を建議し及び該區域內の捐稅賦課の狀態を報告する
四、監察院に對し違法稅及び稅務員の違法行爲を摘發する
五、行政院及び財政部に對して直接該區域內の捐稅狀態及び整理方法を陳述する

廢稅の困難と緊縮政策　然し雜稅廢止の根本の問題は地方財政の確立と安定である。徹底的な廢止に對して何等かの補塡財源を求めなくてはならないが、現在のところ容易にその財源が發見されないので、勢ひ稅制の整理となる。最初は中央收入である印花稅の部分的移讓である。中央の印花稅收入は約一千二百萬元、その四〇%を地方に補助するのであるが、これによつて地方行政が直接この徵稅に關與することとなり、隨つてその監督が嚴重となつて、一千二百萬元は恐らく六千萬元にも上るだらうから、これによつて既に中央の損失は償ひ得られるとされてゐるが、これはこれ以前に既に部分的には地方にて抑留してゐるところもあり、またかゝる急激の增加は容易に望まれ得ないだらう。煙酒照牌稅も恐らく同樣であるに違ひない。

中央經費にして地方に於て負擔してゐるものを中央より支出することを考へられる。司法費は年約二千三四百萬元が地方の負擔となつてゐるが、これを中央の支出となすこともそれである。然し恐らくその實現も現在の國民政府としては至難のことに違ひない。だから、廢稅に對しては各省に於ての節約とその稅制整理に向はなくてはならないので、營業稅の摘用範圍の擴張と所謂土地陳報となる。土地陳報と稱するのは亂雜なる土地所有權の交錯及び實際土地所有額の差異等の整理によつて、田賦の收入增加を計ることゝなるのであるが、既に河北省に於ては再三の聲明にも拘らず、尙その實施を見ない如く、經費或は測量の困難で、これも早急になし得るものでなからうから、教育費或は建設費の削減或は減俸となり、省に於ける「合署辦公」、縣に於ける「設科裁局」即ち業務の縮少を結果し、更に他の部面に於ける增稅となることは明かであつて若しこれを避けやうとするならば雜稅は部分的な廢止で、お茶を濁すより外に方法はなからう。

軍費と中央稅抑留及阿片稅　省財政に於ては前記諸表に於て見られるが如く、軍費に關する項目は全然見當らない。これは阿片稅收入の如く實際の收入があつても、その吸煙を禁止してゐる以上收入項目となし得ないのと同樣、軍費は中央より支給さるゝことゝなつてゐる以上、その支出費目は省豫算上には作り得ない。然し山西及び綏遠兩省の一九三

六年一月の軍費豫算は次の如く約百四十萬元に上つてゐる。

山西綏遠兩省軍費

各軍俸給	九八六、九〇三元
服裝費	一〇五、〇〇〇
雜費	一五、七三〇
特別費	一三二、〇〇〇
軍機關經費	一三一、四三〇
計	一、三七一、〇六三

中央より地方に對しては特に政策的な意味のある場合は、軍費の支出は時々見られるだらうが、中央直轄軍でない限り軍費の全部が定期的に給與されるものとは考へられない。中央財政に於ては軍費に於ける非常豫算が存在する。これは主として地方軍隊との關係によつて現はれたものであるが、中央が實際に於てこれを支出してゐるのではない。即ち中央稅の抑留或は地方軍隊の隨時徵稅を含むもれを編成してゐるので、豫算面に於ける他費目の流用、中央稅の抑留、中央稅に對する重複稅（鹽稅鑛稅の附加の如き）雜種稅、軍隊給與の切下或は延滯等々によるものであるが、また阿片稅は最もその重大な役割を有つものであらう。山西の省阿片輸入は年三千萬元とも見られ、綏遠の如きは甘肅その他より平津地方に至る重要なる阿片輸送の通過地であることを若しこの場合考へるならば、或はその裏面を想像することが出來るかも知れない。汪精衞氏も阿片吸飮禁絶と軍隊整理に手古づつた一人であらうが、曾つて「軍隊整理の後、軍費が減少するに至れば阿片稅は自ら消滅するに至るだらう。」（「中國經濟改造」馬寅初著四五八頁）と稱してゐる。だから現在の禁毒運動は必らずしも人道的な問題のみによつて行はれてゐるものとは限らない。西北地方に於ける阿片に對する棉花の代作は、上海銀行ブルジョアの商業的意欲によつてのみ行はれやうとしてゐるのではなく、軍事的な牽制等をも含むかも知れないだらう。

北支軍事分會軍費　北支那に於ては尙北平軍事委員會の軍費がある。一九三一年九月から一九三二年二月に至る張學良氏の副司令行營時代に於てはその軍費月約五百四十五萬元、一九三二年二月より九月に至る綏靖公署時代に於ては四百十三萬元、一九三二年九月より一九三三年三月迄の北平軍分會時代には五百五十萬元である。日支衝突當時に七百五十萬元以上にも上つた事があるが現在では約五百萬元程度であらうと見らる。張學良時代に於ては軍費收入は中央よりの補助主として長蘆區鹽稅收入の流用であるが三百三十九萬元、河北省負擔額五十萬元、察哈爾省負擔三十萬元、北寧鐵道負擔十五萬元、平綏鐵道負擔五萬元、天津市負擔六萬元、北平市負擔五萬元、計四百二十萬元であつたが、各負擔額は目下天津及び兩鐵道を除きその後何れも減少、河北省は二十萬元、察哈爾省十二萬元、北平三萬元となつてゐる。軍費收入の減退は常に軍隊給與の引下けとなり、張氏時代に於ては十二回の給與を三十五日一ヶ月として、年十回とし更に一ヶ月給與の八割、また八割の八割と減額されてゐた。何應欽氏の報告（一九三三年一二・一〇申報）によれば北支の軍費は毎月中央補助三百九十一萬元、地方負擔額百十一萬元、計四百五十萬元となつてゐるが、地方財政の困難によつて、その送金額は常に半額以下でこれを半額として一ヶ月收入は四百萬元で、軍隊給與は年十回とし、定額の八七%としても、その實際受取額は五六%となるのであつて、竟にその改正となり一九三四年一月より一ヶ月給與となつたが定額の六〇%の給與が決定されてゐる。

第二節　河北省々財政

河北省最近三ヶ年間に於ける實際收支額は次の如く、赤字が比較的少いのであるが、然しこれは債務未拂保證金その他保管金の流用によつたもので、實際の收入不足は百萬元乃至三百萬元の狀態にある。

河北省實際收支額（單位千元）

	收入	支出
一九三一—三二年度	一九、五八〇	一九、一三〇
一九三二—三四年度	一四、二八〇	一五、〇九〇
一九三四—三五年度	二〇、七八〇	二〇、一七〇

一九三五—三六年度の歳入概算は一千六百五十九萬元、歳出概算は二千二百八十一萬元で赤字六百二十萬元に上るが、その原因は(一)天津市よりの送附金年額九十六萬元の送附停止(二)各種證券印刷費年額三十萬元は中央よりの支出であつたがこれが停止され、省より年額十萬元の支出を要すること(三)各銀行に對する債務支拂百七十萬元によるもので、その他雜稅に對する徵稅受負制廢止に對する償還元利三百萬元、(四)各縣に對する債務支拂百七十萬元によるもので、その他雜稅に對する徵稅受負制廢止は必然に減收は免れず、その減退年二割として年額百萬元にして、且つこれに代るべき徵稅機關經費二十萬元の支出を要する譯けであるから、合計七百萬元の赤字で、天津の協款(送附金)九十六萬元を除くとしても約六百萬元の不足で、債務の支拂を延期してもまた完全に八十萬元を不足する。だから目下省政府に於ての對策として考へられてゐるものは北平軍分會への送金月額十萬元の停止、戰區保安隊及び特警經費年額二百四十萬元の國庫支出、司法經費不足額に對する省負擔額百五十元の國庫負擔等々である。尙本年度(一九三五年七月—一九三六年六月)の省豫算は次の如くである。

歳入（單位元）		歳出（經臨合計）	
田賦	五、一〇一、三八四	財務費	一、〇一一、九三
契稅	二、三五五、五三二	教育費	三、五三二、三四
牙稅	二、一九七、四六八	實業費	二二四、八五五
牲畜稅	七六八、〇七二	交通費	二三九、三四三
屠宰稅	九四五、三二〇	衞生費	二、二五〇
屠獸檢驗費	六三、〇五〇	建設費	八六七、〇四一
當稅	七、三三〇	協助費	六一一、八七二
營業稅	六八三、八八七	撫卹費	二三、〇二〇
烟酒牌照稅	四八二、三一八	債務費	五、九九四、五九八
船捐	二七七、五五二	計	二二、八一八、八三五
地方財產收入	三七六、二一四		
地方事業收入	四〇七、七一七		
中央補助司法費	五九七、六二二		
各縣長距離電話に對する公金財政部補助費	一、〇一六、七〇二		
其他	六四、六八〇		
	一、二〇〇、〇〇〇		
	四八、六七〇		

第三節　河北省縣財政

土地稅及牙捐　最近支那に於ては漸く縣財政の立直しに對して留意されつゝある。たゞ著しく統計の不備の點からその調査は困難であるが、今主として南開大學調査によつて、河北省靜海縣財政を見ることゝする。

靜海縣に於ては一九二八年度(自一九二八年七月至一九二九年度七萬八千元、一九三〇年度九萬三千元、一九三一年度六萬元、一九三二年七萬四千元、一九三三年十萬六千元となつてゐるが、これ等歳入の大部を占むるものは土地收入である。下表に於けるが如く土地による收入は田賦附加捐・地畝捐・地租・房產租にして、前の二種は土地稅である。田賦は省收入であつて縣收入のはそれに對する附加稅である。がこの地畝捐もこれと同樣のものである。前者は省財政廳の認可を要するものであるに對し後者は單に土地の有力者の同意を經て徵收するもので實質は全く同じである。後の二種は縣財產收入で、地租は日本流の地租でなし縣有土地の貸付による地代收入であり房產租は家屋に對するそれである。この四種の收入は一九二八年度七一・七一%、一九二九年度

八四・五八%、一九三〇年度七七・五〇%、一九三一年度六二・三四%、一九三二年度六四・一四%、一九三三年度七五・八八%である。これに次ぐものは土地家屋の賣買或は抵當等に於ける官廳手續に對する手數料と見らるゝ田房中用であつて、歲入の一〇%前後を占める。更にこれに續いて義捐がある。これは牙行捐と粮石捐の二種に分れる。牙捐は斗行・鮮貨廠行・大木蓆行・油肉秤行・船行・牲畜牙行の六種の特殊商店及び仲買商に課せられるもので、斗行はその地方に於ける標準升の所有者であつて、穀類等の計量をなして手數料を取るものであり、油肉秤行は油及肉等を前者同樣秤を以て計量しその手數料をとるものである。その他鮮貨は鮮果・廠は廠及び廠繩・大木は木材・蓆は主としてアンペラ・船は船頭等に對する營業商店である。これ等牙行捐に對する粮石捐は穀類賣買に際し一石に就て課せられる牙捐である。これ等の收入は大體歲入の五%乃至一〇%、この外牲畜及び屠殺縣附加稅及び基金利子收入、罰金及び學校授業料收入等で、この合計は四乃至一〇%である。

項目別歲入　なほ靜海縣に於ける歲入を項目別に示せば次の如くである。

靜海縣項目別歲入　（單位　元）

	一九三一年度		一九三二年度		一九三三年度	
	金額	%	金額	%	金額	%
田賦附加稅	二七、三九二	四五・四九	二六、二七一	二六・三四	三八、七八	三五・六六
田房中用	一二、六四四	一九・三四	一二、三三二	一二・四一	一六、六六	一一・三二
地租	八、四九三	一四・一一	八、三六八	八・四二	一一、三二	一〇・六〇
畝捐	一、五	六二・五九	一二、五七六	一二・六四	七、八五六	七・四二
牙行捐	五、五五八	九・二三	六、四四四	六・四八	四、一〇八	三・八〇
基金利子	一、〇四八	一・七四	一、一八七	一・一九	一、〇七八	一・〇二
各校授業料	一、七〇〇	二・八二	一、七〇〇	一・七一	一、九〇〇	一・七八
粮石捐	六七一	一・一一	〇四八	〇・四二	二九五	〇・二八
牲畜稅附加	四〇〇	〇・六七	四〇〇	〇・四〇	四〇〇	〇・三八
屠宰稅附加	四〇〇	〇・六七	四〇〇	〇・四〇	四〇〇	〇・三八
罰金	—	—	五五八	〇・五六	三八八	〇・三七
自轉車稅	—	—	一、二一九	一・二二	一、一六一	一・一〇
房產租	九〇	〇・一五	一一一	〇・一一	一五一	〇・一四
其他	一、五二五	二・〇八	一、八六八	一・八七	三、〇三七	二・八七
計	六〇、二一〇	一〇〇・〇〇	七三、九四三	一〇〇・〇〇	一〇五、八九五	一〇〇・〇〇

（註）元以下四捨五入。

田賦正稅と附加稅　田賦に對する附加稅は、正稅額を超過するを得ないことゝなつてゐるのであるが實際に於ては遙かにこれを超過してゐるのである。靜海に於ては一九二八年以前に於ける法定附加稅は警款及び學款附加の二種で、前者は正稅一兩に對し一元、後者は〇・三元であるから、銀一兩を二元三角とすると、この一元三角は五六・五二%であるのであるが、實際は前表畝捐の增加に見らるゝ如く著しく正稅額を超過してゐるのである。

更に歲出に就て見ると、これも年々增加して、一九二八年度四萬二千元、一九二九年度八萬九千元、一九三〇年度六萬二千元、一九三一年度七萬四千元、一九三二年度九萬四千元であつて、歲出の大部を占めるも

田賦正稅と附加稅比較　（單位　元）

	正稅收入	附加稅收入	前者に對する%
一九三一年度	三六、八七八	二九、九九四	八一・三四
一九三二年度	三六、六〇九	三八、九四七	一〇六・三九
一九三三年度	四三、九二九	七三、九四一	一六八・三二

靜海縣項目別歲出（單位元）

	一九三二年		一九三三年	
	金額	%	金額	%
警務費	一九、三八〇	三一・二一	二〇、二〇六	二一・四〇
教育費	二三、六七〇	三八・一二	二三、四九七	二四・四〇
保衞費	一、五六二	二・五二	二二、五七六	二三・九三
黨務費	一、九九七	三・二二	三、八〇三	三・〇〇
建設費	二、一八八	三・五二	二、二二二	二・三五
財務費	二、〇二四	三・二六	一、七七六	一・七三
區自治費	八、四六九	一三・六四	七、五二一	七・三一
修志局	一、一六七	一・八八	—	—
農務費	一六三	〇・二六	一八九	〇・二〇
園工費	六五六	一・〇六	四八	〇・〇五
度量衡檢定分所	—	—	一、二七六	一・三五
自治籌備處	六二五	一・〇〇	六二五	〇・六六
其他	二〇〇	〇・三二	五〇九	〇・五四
計	六二、一〇一	一〇〇・〇〇	七四、二三七	一〇〇・〇〇

（註）元以下四捨五入。

く低位にあることを示してゐる、發表されたる一九三一年度の數字によると次の如く人件費は全體の八一%を占めてゐるのである。

歲出に於ける人件費の位置（單位元）

	一九三〇年		一九三一年	
	金額	%	金額	%
人件費	八四、四四六	八六・七四	五〇、四〇九	八一・一七
事業費	二、六四三	二・七一	四・六一	
雜費	八、四四七	八・六八	一一・〇〇	
其他	一、八一六	一・八七	三・二二	
計	九七、三五二	一〇〇・〇〇	六二、一〇〇	一〇〇・〇〇

のは治安に對する保衞及び警務費で次ぎは教育費である。

項目別歲出　更に歲出を項目別に見れば上記の如し。

歲出中に於ける人件費の地位　以上は項目別によるものであるが、更にその用途に就て見るならば、その殆んど全部が人件費であつて、縣行政の能率が著しく低位にあることを示してゐる、發表されたる一九三一年度の數字によると次の如く人件費は全體の八一%を占めてゐるのである。

第四節　河北省の租稅徵收請負制

請負の方法　政治的部面に於ける封建的な搾取は苛捐雜稅そのものに現はれてはゐるが、更にその徵稅手段の中に於てもこれを發見することが出來る。徵稅者の不正行爲或は徵稅額の多寡によつて徵稅責任者を賞罰するが如きはそれであるが、然し更に現在に於ては支那に於てしか見ることの出來ぬ徵稅の請負制がある。今河北省のそれに就て見やう。

租稅徵收の請負のことは包稅と稱され、請負者は包商と云はれてゐる。河北省に於て請負のなされる稅種は牲畜稅・屠宰稅・牙稅で、一九二六年以來何れも投票によつて受負者が決定がなされてゐる。

即ち會計年度開始前三四ケ月に於て、省財政廳は各縣に對して、同年度一定稅種の請負方法とその最低標準額とを指

示し、縣では更に同公布の原則に隨ひ請受法を規定してこれを告示する。投票希望者は投票期日の三日前迄に保證金を提出して應募し、若し投票をなさなかつた場合この保證金は沒收される。

投票は縣長その他の立會の下に開票が行はれ、前記最低標準額を超過する最高額のものが落札し、若し同額のものが二名以上あるときは抽籤によつて決定される。また規定標準額以下なるときは第二回の投票が行はれる。落札者は落札後五日間内に、引受者を作成して保證人二名を附し、且つ落札額の二〇%を保證金として呈出し、縣政府の許可を得る。若しこの落札者が規定の期日内に於てその手續を完了しなかつた場合には、この保證金は沒收され、第二の最高投票者を落札者とされるが、その入札額が指定標準額以下なるときは改めて入札が行はれる。

縣政府では投票終了後その經過・落札者の姓名・落札額を省財政廳に報告し、請負者の徵稅證明書となる牙帖の下附を申請し牙帖の尙下附されないときは縣長より諭帖發給、新舊請受者の引繼ぎを行はしめ、請負稅種と徵收區域を佈告する。

牙帖は省財政廳より下附するもので、三聯式で各一聯を省縣及び請負者が各々所持し、それには請負者の姓名・請負額・有效期間及び徵收區が記載されてゐる。下附には手數料十元を要し、これは五元づゝ省及び縣の收入とする。

請負者が徵稅を行ふ場合は徵稅人を使用するが、これを「牙夥」と稱し、その人數には制限なく、請受者によつて選定して官廳の干涉がないが、然し「牙夥」を決定せるときは省財政廳に對して、「牙夥執照」の下附を申請しなくてはならない。下附には手數料一元を要し、牙帖の手數料と同樣二分し省及び縣の收入とされる。

請負者の下請負(分包)並に請負者の不當搾取　また請負者はこの牙夥の外に、地域の廣大なるときは下請受を作る。即ち請負地域を若干區に分つて更に下請負者を置き、この下請負者は村或は町に次の下請負者を設けるのである。これは勿論包稅規定に違犯するものであるが、現在では公然の秘密となり終つてゐる。

この請負制は稅收の固定及び累增を目標とし、また投票によつて一定者の徵稅請負固着を防ぐことにはなつてゐるものであり、また種々の罰則も規定されてゐるのであるが、法令の輕視及び地方有力者の潛勢力に押されて幾多の弊害を釀成してゐる。即ち請受そのものが既に營利であるから、凡ゆる機會によつて中間騙取が行はれる。牙稅章程によるとその賦課は必らず賣買行爲のあるものに限られてゐるのであるが、全然商行爲なきものに對してさへ賦課される。即ち「脚驢牙稅」は貨物駄運に際してその運賃の三%を課するもので、勿論營業的に貨物の運搬する場合に課せらるべきものであるが、農夫が自己の騾馬に自己の貨物を運搬する場合にさへこれを課し、更にこれ以後騾馬なれば一頭に付一角、驢馬ならば一頭に就き七分、且の架腿費と稱して貨物一個に就き銅貨三十四枚徵收する。また穀物食料品以外牙稅の稅率は三%とし賣主が一%、買主二%を負擔することゝなつてゐるが、一般農村に於てはかゝる規定を知らないから、賣主に二%買主に三%を賦課する所謂「成三破二」が任意に適用されてゐる。

財政廳の規定によれば「零細なる取引にして納稅額が一角以下なる場合は免稅とする」ことゝなつてゐるが、これは殆んで適用されず、反つて零細なる小資本取引なるために規定額以上の細稅を强ひられる。請負者は規定によれば資本のある信用の優れたものであるが、地方有力者を背景に有つ無賴漢の徒が多いので、大資本の商店に對しては寧ろ納稅はその意に委かすのであつて、これが反轉して小資本營業者を痛めつける結果となる。

納入金の不足「拖欠」　他方稅收の一定化を目的として行はれる請負制も實際に於てはその意圖と反する場合が多い。

河北省某縣一九三三—三四年度の包稅內容（單位元）

	請負額	交付額	保證金	不足額
屠宰稅	四、一〇〇・〇〇	二、五六〇・〇〇	九〇〇・〇〇	一、三五八・六〇
牲畜稅	六、五二八・〇〇	四、一二三・九二	一、〇二八・四八	三、四四四・四〇
斗行稅	一五、七八九・〇〇	八、六四一・二二	三、七〇三・三八	一、〇七五・〇〇
鮮貨藏行稅	四、三九八・〇〇	二、六五八・四〇	六六四・六〇	四八五・〇〇
大木席行稅	一、九四三・〇〇	一、一六六・四〇	二九一・六〇	一、六七三・四〇
油肉秤行稅	七、四五〇・〇〇	四、六二一・二八	一、一五五・三二	五七七・〇〇
船行稅	二、五九一・〇〇	一、六一一・二〇	四〇二・八〇	六四八・八〇
牲畜牙行稅	二、五六四・〇〇	一、五三一・一六	三八三・〇四	一〇、一八九・二〇
計	四五、三六三・〇〇	二六、九〇四・五八	八、二六九・二二	

に徵收困難を理由に減額を要求するが更に下請負者がその定額金を送附しないためでもある。また胥吏及び官吏の不正もある。胥吏は警察事務を行ふもので、納稅の督促をなすものであるが、徵稅の權利がないに拘らず、請負者はこれに徵收を依頼することが多いので、それが中間にあつて、その一部を騙取し、また官吏は請負者よりの送金を着服する等のこともその原因として上げられる。

劣紳の請負獨占　これ等の弊害は請負者に關するものであるがその制度の上にも勿論存する。即ち投票の目的は前記の如く請負者の一定化を阻止する役割りを有つものであるが、縣政府に於ては規定されたる投票募集佈告を夜間貼付して書間に取去るとか、全然佈告をしなかつたり、その他種々の方法を講じて請負を一定人に繼續せしめ、縣長と請負者の間に於て不正を働き、また前財政長とか或はその他所謂土豪劣紳と稱せる地方有力者は胥吏或は無賴漢と通じ、更に官廳とも聯絡をとつて、投票權を獨占することも有り得ることで、一九三〇—三一年度某縣の例をとれば、一名一稅種に限られてゐるに拘らず、資本五千圓を以て八種、資本二千元を以て六種の稅の徵收を請負ひ、縣の徵收は常に少數特殊のものに獨占されてゐるのである。

包稅制の改革　この請受は利益の厚薄は勿論ある。利益の薄い場合はその請負希望者はないから、縣の直接徵稅となるのであるが、旅費額すら徵收し得ないときがあるので、勢ひまた舊請負者の留任となるがこれにはまた弊害が伴ひ易い。

河北省のこの請負制は前清の咸豐時代に於て既に存在してゐたものであるが、最も普遍的に行はれたのは山西省政府の河北進出當時である。その後一九三二年これの改革の必要が叫ばれ、その可否の調査が行はれたが、政府の直接徵收に贊成した縣は僅かに四縣、その他諸縣は財源が零細であり且つ分散してゐるので徵稅が困難であり、縣政府は課稅の內狀に暗いから種々の困難を見るだらうし、請負制のやうに一定額の收入と增收は望み難い、その他包稅關係者の失業或は制度改革による民衆の疑惑等を擧げてこれに反對せるため、依然包商制を繼續することゝなつたのであるが、最近では局地的にこの改革が行はれ、烟酒牌照稅の如きは全部縣に於て徵收されることゝなつてゐる。（一九三五・五・一四—經濟週報第九六期「河北省之包稅制度」及び政治經濟學報第三卷第三期「河北省之包稅制度」による。）

第五節　北支に於ける中央稅

中央收入中の關稅・鹽稅及統稅　中央稅と地方稅との劃分に就ては、前節に於いてこれを指摘したが如くであるがこゝに於てはその中の最も重き比重を有つ鹽稅・關稅及び統稅に就て、その北支に於ける狀態に就て述べてみたい。

その前に一應中央財政に於けるこれら諸稅の占むる地位を摘出しやう。中央豫算は前述地方豫算と同樣他の近代國家に較べて著しく亂雜であるから、豫算面のみに就てその眞相を把握することは出來ない。然し年度から遙かに遲れたものであるが、地方豫算も異つてその決濟報告がなされるので、玆ではその豫算によるよりも、この決算報告に依據してその實相の幾分を指示したい。民國二十一年度即ち一九三二―三三年度のこの種報告によると、歲入七億三千三百十六萬元に對し、關稅の三億一千萬元は四二・二一%、鹽稅の一億五千二百萬元は二〇・七三%、統稅八千二百萬元は一一・一八%に當り、この三種を合計すると五億四千四百萬元にして全體の七四・一二%を占め、若し借入債務支拂の延期或は流用を意味するところの公債・借入金・保管金及び暫收金の一億二千六百萬元を控除するとしたならば、現實に中央豫算を左右するものはこの三稅であることが理解されるだらう。殊に一九三四―三五年度修正豫算によれば、關稅三億八千二百八十一萬元、鹽稅一億九千三十五萬元、統稅一億一千六百九十六萬元にして、計約六億九千萬元、歲入總額の九億一千八百萬元に對し七五・一六%を占めてゐるのである。

支那に於ける海關收入は滿洲の獨立によつて一九三二年（一―十二月）には前年の三億八千五百萬元から三億一千百九十八萬元に減じ、一九三三年は三億三千九百五十二萬元に增加したが、一九三四年は、關稅の改正が行はれたにも拘らず輸入不振のため、三億三千四百六十萬元に稍々減少してゐる。

關稅種類別收入額（單位千元）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年
輸入稅	二三六、二九二	二六〇、二二五	
輸出稅	二六、七七七	二四、七〇一	
轉口稅	二〇、五五二	一六、九六八	
順稅	四、二六八	四、三〇二	
輸出入附加稅	五、〇六六	四、二一七	
海關附加稅	一九、〇二二	一四、二四三	
計	三二一、九七六	三三四、六四五	

（註）以下四捨五入。

項目別海關收入　今關稅收入に就てその內容を見ると上表の如くである。

關稅と內外債　この海關收入は主として內外債務支拂ひに充當せられるものであつて、一九三四年に就て見れば、一八九八年の英獨續借款、團匪賠償金及び一九一三年善後借款に對する元利は關稅・正稅より七千五百四十一萬元、一九三三年米國棉麥借款利子は同じく救濟附加稅より百七十一萬元支拂はれ、關稅元利は救災附加稅より九百九十萬元、一九三二年の米國麥及麥粉借款擔保の內債に對しては一九三二年三月の國民政府令によつて每月海關收入中より八百六十萬元、年額一億三百二十萬元を支拂ひ、且つそれ以後の一九三三年關稅庫券及び一九三四年關稅庫券の元利として二千九百四十二萬元があり、一九三五年以來は更に金融公債の元利も加はる譯けである。以上を合計すると二億一千九百六十四萬元に上り、全收入の三億三千四百六十萬元に對し六五・一%に當り、海關收入は財政的には勿論更に支那金融市場に有つ力は極めて大きいのである。

重要港別海關收入（單位千元）

	上海	天津	青島	東口	龍口	芝罘	威海衛	他の諸關	計
一九三〇年	一四三、六一七	三九、一〇一	二四、三四七	二二、七七七	一四、四六〇	八、七〇四	八、九三〇	五三、五九二	三二一、九七六
一九三一年	一七六、一九七	四一、八〇四	三三、五九〇	二〇、四八七	一〇、九八七	八、三〇五	七、九七七	五、一一二	三三九、五二四
一九三二年	一九三、三五五	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	一〇、一三三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三三四、六四四
一九三三年	一七五、三六三	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	八、〇二三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三一一、八三五
一九三四年	一七五、三六三	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	八、〇二三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三一一、八三五

北支各關收入額（單位千元）

	天津	龍口	芝罘	秦皇島
一九三〇年	一、五六一、〇六〇	二七三、一一五	二、一五二、一一九	一、九四六、三六〇
一九三一年	一、九四六、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三二年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三三年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三四年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇

（註）一九三〇年の天津には同年六月十七日—十月二日の封鎖期間の七百五十萬元は含まれてゐない。

城・五分關は天津海關の管轄である。

北支に於ける海關收入

北支に關して前表以外に秦皇島・龍口・芝罘・威海衛があるがこの數字に就ては、次の如く天津及青島を加へ年額約七千萬元に上つてゐる。

關稅は他の諸稅と異り完全且つ確實なる中央收入である。勿論地方的に密輸入の合法性を認め輸入稅以下の密輸入稅を課して、間接的に海關收入を流用することもあり得るだらうが、これは全般的であるとは云ひ得ない。

海關別海關收入

この海關收入を地方別に見れば上海は最も多く、次いで天津及び青島で、この北支重要二港に於ける收入は年約六千百三十萬元に上る。

北支に於ける海關收入

北支に關して前表以外に秦皇島・龍口・芝罘・威海衛があるがこの數字に就ては、次の如く天津及青島を加へ年額約七千萬元に上つてゐる。

關稅は他の諸稅と異り完全且つ確實なる中央收入である。勿論地方的に密輸入の合法性を認め輸入稅以下の密輸入稅を課して、間接的に海關收入を流用することもあり得るだらうが、これは全般的であるとは云ひ得ない。

海關別海關收入

この海關收入を地方別に見れば上海は最も多く、次いで天津及び青島で、この北支重要二港に於ける收入は年約六千百三十萬元に上る。

一九三三年鹽稅の月別國庫收入額（單位元）

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一	三、九五二、五五〇・八七	四、二三九、八八二・九〇	五、三〇五、二二五・二九	四、九四五、四〇二・九二	五、〇二六、二三六・三六	五、七三二、〇九三・五六	五、五三五、〇二二・四六	五、六六三、五六五・〇五	六、〇二二、〇〇〇・〇〇	六、四九二、二六五・〇〇	五、六八二、〇〇〇・〇〇	六、三七四、二九八・三三
二	三、九五二、五五〇・八七	四、二三九、八八二・九〇	五、三〇五、二二五・二九	四、九四五、四〇二・九二	五、〇二六、二三六・三六	五、七三二、〇九三・五六	五、五三五、〇二二・四六	五、六六三、五六五・〇五	六、〇二二、〇〇〇・〇〇	六、四九二、二六五・〇〇	五、六八二、〇〇〇・〇〇	六、三七四、二九八・三三
計	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九

（註）「其他」は稅の關面よりの前借、鹽地溝鹽堤建設費納加及びその他を含むものである。

一九三三年鹽稅收入の內容（單位元）

中央正稅及附加稅	一一八、〇一二、九三九・〇三	
中央外債附加稅	七八一五、一六五・一〇	
地方附加稅	一九、四六八、〇八〇・〇五	
其他	一一、五八五、〇六七・八五	
合計	一五六、八一二、二六〇・〇三	

（註）一九三〇年の天津には同年六月十七日—十月二日の封鎖期間の七百五十萬元は含まれてゐない。

城・五分關は天津海關の管轄である。

北支事情綜覽

重要港別海關收入（單位千元）

	上海	天津	青島	東口	龍口	芝罘	威海衛	他の諸關	計
一九三〇年	一四三、六一七	三九、一〇一	二四、三四七	二二、七七七	一四、四六〇	八、七〇四	八、九三〇	五三、五九二	三二一、九七六
一九三一年	一七六、一九七	四一、八〇四	三三、五九〇	二〇、四八七	一〇、九八七	八、三〇五	七、九七七	五、一一二	三三九、五二四
一九三二年	一九三、三五五	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	一〇、一三三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三三四、六四四
一九三三年	一七五、三六三	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	八、〇二三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三一一、八三五
一九三四年	一七五、三六三	四一、一五五	二〇、一四九	一九、三六六	八、〇二三	七、四六三	九、〇二三	五、五〇七	三一一、八三五

北支各關收入額（單位千元）

	天津	龍口	芝罘	秦皇島
一九三〇年	一、五六一、〇六〇	二七三、一一五	二、一五二、一一九	一、九四六、三六〇
一九三一年	一、九四六、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三二年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三三年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇
一九三四年	二、一五五、三六〇	三四三、四八九	二、四八九、〇〇〇	二、一五五、三六〇

中央實際收入額

鹽稅は一應中央稅も規定されてゐる以上、地方よりの途金あると否とに拘らず、地方附加稅そのもの收入は上表の如く一億五千萬元に上るものであるが、實際の國庫收入額は一九三三年に於ては次の如く六千三百五十萬元に上つてゐる。

項目別關稅收入

最初鹽稅に就てみやう、一九三三年（會計年度ではなく一—十二月）に於ける全支の鹽稅收入は左表の如く一億五千六百八十萬元に達し一九三三年度（一九三二年七月—一九三三年六月）の中央政府の鹽稅收入一億五千二百萬元と略々一致してゐるが、その內容は上表の如くに分たれる。

中央正稅及附加稅	一一八、〇一二、九三九・〇三	
中央外債附加稅	七八一五、一六五・一〇	
地方附加稅	一九、四六八、〇八〇・〇五	
其他	一一、五八五、〇六七・八五	
合計	一五六、八一二、二六〇・〇三	

（註）「其他」は稅の關面よりの前借、鹽地溝鹽堤建設費納加及びその他を含むものである。

一九三三年鹽稅の月別國庫收入額（單位元）

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一	三、九五二、五五〇・八七	四、二三九、八八二・九〇	五、三〇五、二二五・二九	四、九四五、四〇二・九二	五、〇二六、二三六・三六	五、七三二、〇九三・五六	五、五三五、〇二二・四六	五、六六三、五六五・〇五	六、〇二二、〇〇〇・〇〇	六、四九二、二六五・〇〇	五、六八二、〇〇〇・〇〇	六、三七四、二九八・三三
二	三、九五二、五五〇・八七	四、二三九、八八二・九〇	五、三〇五、二二五・二九	四、九四五、四〇二・九二	五、〇二六、二三六・三六	五、七三二、〇九三・五六	五、五三五、〇二二・四六	五、六六三、五六五・〇五	六、〇二二、〇〇〇・〇〇	六、四九二、二六五・〇〇	五、六八二、〇〇〇・〇〇	六、三七四、二九八・三三
計	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九

（註）財政部では鹽稅月額收入を五百萬元程度と見積り、收入不足の場合は常に鹽務機關の手を通じ當該地の銀行或は鹽商より借入を行ふがこれを預借稅と稱し前裝の前借を意味するものである。

一九三三年鹽務機關經費支出（單位元）

稽核機關經費	八、四一三、六三四・二五	緝私機關經費	一、〇〇五、七四四・八七
稅警經費	五、〇六二、一六三・一九	其他機關經費	一五四、三八三・一一
行政機關經費	三、二七八、八七九・一八	其他支出	四、〇二七、六一〇・九七
稅警駐團經費	九、〇三三、〇四七・三五	合計	三〇、九七五、四九二・九二

鹽稅機關的經費を差引かなくて千三百六十萬元の收入中からは所でこの六百六十萬元に過ぎず、而もこの內から尙長江上流の剿匪司令部への支出擧言すれば同司令部の流用額すらも含まれてゐるのである。

鹽務機關經費　次に鹽務機關經費の內容を見るに、稽核機關經費は稅關の經費で、稅警駐團經費は海關稅收の保護に當る稅警團の經費である。行政機關經費は鹽務署の經費で、其他機關經費は鹽務署の經費で、其他支出は鹽務署の經費である。

一九三三年の數字は前表同年度と稍々相異するが後表は修正統計である。

鹽稅地方別收入額（單位元）

	一九三三年	一九三四年
北支合計	一五六、六五九、四二七、五六〇	一五七、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
河北	一〇、七三五、七〇三、五〇〇	一二、九一九、二〇〇、〇〇〇
山東	一四、六三四、三一九、四五〇	一〇、六三九、八〇〇、〇〇〇
河南	一〇、二六、七八六、〇六〇	一二、二〇二、四〇〇、〇〇〇
山西	九、九二、一一五、八九〇	九、四一九、四〇〇、〇〇〇
綏遠	二、九五、七八一、一〇〇	一五、七四九、六〇〇、〇〇〇
察哈爾	八、二五六、五二七、六四〇	一〇、二七四、七〇〇、〇〇〇
青島	一四、〇四〇、三五六、六七〇	一二、五三九、〇〇〇、〇〇〇
膠濟	九、八八三、二五二、六九〇	一四、一一九、七〇〇、〇〇〇
津浦	二一、七三五、九四六、〇四〇	二一、七六四、〇〇〇、〇〇〇
隴海	二三、三四、七七九、七八〇	二一、七六四、〇〇〇、〇〇〇
北寧	一一、〇七九、九四〇、〇〇〇	一一、〇七九、九四〇、〇〇〇
平漢	二一、八五七、四五〇、六二〇	九、五六五、五〇〇、〇〇〇
京滬	二、六九八、四三三、三四八	二、四七三、三〇〇、〇〇〇
川漢	八、九一三、三四四、三五〇	九、四〇七、八〇〇、〇〇〇
西北	一、七五〇、三五、七三〇	一、七五七、九〇〇、〇〇〇
四川	一、三七二、五〇〇、〇〇〇	一、三七二、五〇〇、〇〇〇
總所	六〇二、七〇〇、〇〇〇	六〇二、七〇〇、〇〇〇

（註）一九三三年の數字は前表同年度と稍々相異するが後表は修正統計である。

即ち六千五百六十萬元から三千百萬元を差引く殘額は三千二百六十萬元で、一億五千萬元の收入の記入はあるとしても、その記入收入は約五分ノ一に減少するのであつて、それだけこの鹽稅は反面地方財政、そこには假令豫算上の項目はなくとも、尙充分なる意義を有つものであることを知らなくてはならない。勿論鹽稅の根本的改革に於ては清朝以來幾度か計畫され、國民政府に於ても最近その企てが行はれ所謂新鹽法がそれであるけれども、永き習慣と鹽商及び鹽務機關關係者の阻止にあつて具體的な實現は尙見られない。

地方別鹽稅收入　次に地方別に鹽稅收入を記載して、北支に於けるその額を指摘しやう。北支のそれは河北省の長蘆區、山東省の山東區及び山西の河東區、河南省の河南區等々があり、長蘆の鹽稅收入は北支軍費の最大財源であることは先に指摘したが如くである。

上表に見られるが如く河北省長蘆區の二千二百五十萬元は最も多く、その他山東省山東區の一千百萬元、山西省河東區及び晉北區、察哈爾省の口北區等は極めて少いが、河南省河南區では七百萬元あり、以上合計すると約四千六百萬元に上る。然し徵稅制の改革、鹽務行政の整理、緝私費の禁止等が徹底的に行はるゝとすれば、恐らくこの數

字に止るものではなからうと考へられる。

月別關稅收入　尙これを月別にして示せば次の如くである。

北支鹽稅月別收入額（一九三四年單位元）

月	河南	山東	河東	口北	晉北	陝西
一	五七、六〇〇	五〇、一〇〇	三五、六〇〇	一四、六〇〇	三、三〇〇	一、三〇〇
二	一〇、七〇〇	四三、七〇〇	四五、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇
三	三六、四〇〇	二七、〇〇〇	五六、三〇〇	八、〇〇〇	一四、〇〇〇	五、七〇〇
四	一、三〇、〇〇〇	一、三五、三〇〇	四四、八〇〇	三、一〇〇	五、九〇〇	一、三五、三〇〇
五	八五、七〇〇	一、四八、六〇〇	四二、七〇〇	四五、九〇〇	一三、五〇〇	一〇、三〇〇
六	一、四六、三〇〇	一、一五、一〇〇	一四、七〇〇	一五、七〇〇	一五、三〇〇	一三、三〇〇
七	一、三六、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一三六、〇〇〇	四、一〇〇	五、七〇〇	一、七〇〇
八	一、一四、九〇〇	九六、一〇〇	一二、六〇〇	四、〇七〇	四、八〇〇	一、一〇〇
九	一、三四、四〇〇	一、〇六、一〇〇	一三、三〇〇	六、一〇〇	六、四〇〇	一、四〇〇
一〇	一、三三、五〇〇	一、〇五、一〇〇	一三、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇	一、五〇〇
一一	一、一〇、〇〇〇	一、一五、三〇〇	一二、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一二	八五、九〇〇	九〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一二、七〇、〇〇〇	一〇、六〇、三〇〇	一三、一〇〇	一四、八〇〇	一、四五、三〇〇	一、四二、〇〇〇

項目別統稅收入　統稅は厘金廢止後これに代置せられたる統一稅であつて卷煙草・綿糸その他の工場製品に賦課せられる一種の消費稅に屬すべきもので同稅の賦課を受けたる商品はその他の支那內地に於て厘金に類似する通過稅の賦課が免除せられ、若し賦課されたる場合は中央に對してその拂戻を請求し得られるもので、在支外人工場は何れもこれを納入し、邦人紡績の紡むる綿糸統稅の如きは紡業者の推算によれば約八百萬元と稱せられてゐる。

一九三四年（一—十二月）は特に煙

統稅品種別收入額（單位元）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年
卷煙草	五八、四八三、八三〇	五七、六一〇、四八八	七一、〇〇、九二一
綿糸	一八、六三六、二九四	二〇、一八〇、五二〇	二三、四七六、七三四
麥粉	四、六八〇、〇五二	五、四三四、二八〇	五、九〇〇、五四六
燐寸	三、五四五、三五〇	四、二三二、一九一	九、〇二〇、二〇三
セメント	七四〇、一九二	一、二二一、四〇九	三、五四四、二九二
煙草	一、二七九、三五二	二、九六八、〇六一	四、六七五、七四〇
酒精	二八四、〇二九	三〇一、六三一	—
洋酒	一六、四九〇	一六、四五五	—
計	八七、六六五、六四九	九二、四八五、〇六四	一一七、六二〇、二四〇

寸・セメント・煙草の引上げによつてその增加を見てゐるが、尙これは極めて將來性のある財源として認められてゐる。

例令支那工場の義務はあるとしても、これに代るべき外人工場に對して同率に賦課し得られるからである。然しその反面また全般的實現は鬼も角として、馬寅初氏の提唱するが如く、この統稅の適用によつて土着工業の保護の手段を求めやうとすることである。即ち條約によれば支那に於ける外支工場は同樣の待遇を受くべきものであるから、同率の統稅を課すべきであり、現實にこれが行はれてゐるのであるが、その統稅收入より、奬勵金としてこの幾分かを支那工場に

のみ拂戻すのであつて、天津の製粉工場に於ては極く少率であるが既にこれが行はれてゐる。

統稅收入は上海に於ける統稅署のそれが最も多く總額八〇%を占めてゐる。即ち同地方は支那に於ける工業の中心地でもある關係でもあるが、また中央政令の徹底するところでもあるからであつて、この收入は決定的に中央のものと目され、その額約七千五百萬元に達する。然しその他に於ては、尙その統稅の徹底化を見ないところもあり、またその少額の收入が完全に中央に送金されてゐるか否かに就ては尙疑問が存する。

統稅の地方別收入額（單位元）

統稅署	一九三二年	一九三三年	一九三四年
江蘇・浙江・安徽統稅局	七三、九四一、五五六	七四、六一五、七八三	八九、三〇八、〇〇五
湖南・湖北・江西統稅局	三、五七四、四九六	四、三九三、一七四	四、九九九、九三七
山東・河南統稅局	二、七九九、二八五	二、二八三、一八三	二、六二一、八九四
廣東・廣西・福建統稅局	七、一〇八、五三四	九、一九三、七一六	一三、五〇五、九八二
河北・山西・察哈爾・綏遠統稅局	二四一、六八八	一〇九、〇三二	五八七、七五五
計	八七、六六五、五五九	九一、四八五、〇六三	一一七、六一〇、二四〇

迄は全然その收入はなかつたものが、一九三四年には略七百萬元に近い收入を見るに至つたことは、全くその整理と徹底化に外ならないのであつて、一九三三―四年度中央豫算の修正に當つて、特に同區の統稅收入の部分的追加を行つたことは稍々注目に値しやう。

月別統稅收入　尙北支統稅の月別收入を次に見やう。

一九三四年月別北支統稅收入額（單位元）

	山東河南統稅局	河北小西察哈爾綏遠統稅局	山東河南統稅局	河北山西察哈爾綏遠統稅局
一月	一、一〇六、七九七	――	八月	一、〇二一、六八二	六四一、四三三
二月	一、二五〇、三四六	四二一、九二二	九月	一、〇五七、二四一	五四七、九五七
三月	六六一、四二六	四六六、一〇一	一〇月	一、三四四、三四六	五九四、二一〇
四月	一、二三七、四二一	六七九、〇九七	一一月	一、四四二、二九六	七〇八、七二五
五月	一、〇七六、三八〇	六三八、六八六	一二月	一、四八九、六三七	五四四、八九九
六月	一、一〇三、一九九	八五六、七二二			
七月	七二四、二一一	四八一、五三二	計	一三、五〇五、九八二	六、五八一、一八四

以上の如く鹽稅にしても或は統稅にしても地方の抑留或はこれに對する重複或は附加稅は考へられるが、然し一面また統計上に現はれたる陝西に於ける鹽稅の增加、統稅に於ける河北省の增加、青島市と濟南に於ける山東政權の分離的傾向から來る青島の固定化等を考へるならば、中央政權の浸潤と共に地方政權の專橫力は特殊地域を除いて漸く低下しこれに隨つて中央稅の抑留、流用を漸次減退してゆくのではないかとも考へらる。

第八章　金　融（其の一）

第一節　銀號及外支銀行

北支那に於ける金融と云ふ場合、奥地諸都市に於ける錢莊或は農村に於ける信用組合・高利貸・質屋その他頼母子講の如きにも觸れなくてはならない。然し農村金融に就ては極めて少部分であるが、「農村復興の諸傾向」に於てこれを指摘したし、奥地錢莊に就ては海港都市のそれと大同小異のものであるから、こゝにはこれを除外し、支那に於ける三個の金融中心地である上海・天津・漢口の中、天津の金融市場及びそれに於けるネイティブ・バンク及び外支銀行の機能を以て、北支のそれに代へた。

票號の發生　天津は支那に於て最初に金融業の發生を見たところである。所謂山西票號がそれであるが、これは前清時代の乾隆・嘉興年間山西の一商人が天津に於て染料店を開設したが、各省間の代金決濟に現銀を用ひることが不便且つ危險でもあるので、各地に支店を設けて爲替送金を行ふに至つたことに始まる。

天津銀號の種類　天津のネイティブ・バンクは上海の錢莊に對して銀號と呼ばれる。狹義に云へば銀號は預金及び貸出を主とし、票號は爲替取組をなすものであるが、現在票號は四軒に過ぎず、既に一括されて銀號と稱せられてゐるこの銀號には歷史的に見れば山西帮・本地帮・南宮帮の三種があり、山西帮は前記票號であり、本地帮は天津人の組織せる銀號、南宮帮は河北省南宮の出身者によつて作られた銀號である。山西帮は爲替取組を主とした關係から、長髪賊の亂當時多大の打撃を受け、且つ支那銀行の增設も伴つて、一時三百軒にも達したものが現在僅かに四軒でその資本も百數十萬元に過ぎず勢力は著しく低下してゐる。南宮帮は地域的な關係から數は多くない。たゞ銀號で最も勢力あるのは本地帮である。現在銀號は大小を合して約二百八十軒、この中大銀號の組織する錢業公會會員は約七十軒、資本は最高三十萬元最低五千元程度で資本總額六百萬元乃至七百萬元と見られてゐる。然し特殊資本と稱する特殊資本がある。これは出資者の出資銀號に對する預金であるが、利子最高年八分と規定、營業用に使用し、且つ出資者が任意に引出し得ないものである。これは資本も同額である場合もあり、また資本五萬元に對して護本三萬元等の場合があるが、資本に對する比例は可成り大きい。

銀號の業務　營業は預金及び貸付を主とするものと、金塊（天津では足金と稱し、上海の標金は一條建であるがこれは一兩建である）公債、圓の賣買等投機的な業務を行ふものがある。前者を做架子、後者を套生意と呼ばれる。勿論兩者を兼營するものもある。

銀號の預金は當座は元來無利子であつたが、最近業者間の競爭でこれにも利子が付せられるやうになつてゐる。定期一銀號の預金は百萬元にすら上つたが、外銀或は支銀の影響で最近では著しく減少してゐる。

貸付には預金貸越による信用貸・保證貸付・抵當貸付等があり、信用貸が最も多く普通貸出しの七〇％を占めてゐるが然し最近の金融逼迫では極度にその貸付が警戒されてゐる。

その外、銀號に於ては內國及び外國の爲替取組も行はれる。內國爲替は上海・北平・包頭・張家口その他爲替の三角關係によつて遠く西北地方とも取組が行はれてゐるが上海取組が最も多い。對外爲替の取組は主として大阪・神戸及び大連である。中國銀行の大阪支店開設によつて或は現在は減少してゐるとも思はれるが、然し尙支店關係と見らる、外莊を兩地に置いて、天津日本間の取組が銀號の手によつて行はれてゐる。或は違法とも考へられるが、天津裕大銀號の沒滙及び連滙はそれである。

天津に於ける支那銀行

	本店所在地	公稱資本	拂込資本
×大生銀行	天津	二、〇〇〇千元	六〇〇千元
×大陸銀行	天津	五、〇〇〇	三、七五九
邊業銀行	天津	三、〇〇〇	三、〇〇〇
中原商業儲蓄銀行	天津	一、〇〇〇	五〇〇
河北省銀行	天津	六、〇〇〇	一、四四九
×殖業銀行	天津	一、〇八一	一、〇八一
裕津銀行	天津	一、〇〇〇	六〇〇
×鹽業銀行	天津	一〇、〇〇〇	七、五〇〇
×金城銀行	天津	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇
×北洋保商銀行	北平	一、一二九	一、一二九
中央銀行	上海	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
×交通銀行	上海	一〇、〇〇〇	八、七一六
×中國銀行	上海	二五、〇〇〇	二四、七一二
×中南銀行	上海	七、五〇〇	七、五〇〇
×中孚銀行	上海	二、〇〇〇	二、〇〇〇
×上海商業儲蓄銀行	上海	五、〇〇〇	五、〇〇〇
中國國貨銀行	上海	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
中國農工銀行	上海	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
×中國實業銀行	上海	二〇、〇〇〇	三、五〇七
×中國墾業銀行	上海	二、五〇〇	二、五〇〇
×東萊銀行	上海	三、〇〇〇	三、〇〇〇
明華商業儲蓄銀行	上海	五、〇〇〇	二、七五〇
×浙江興業銀行	上海	四、〇〇〇	四、〇〇〇
×新華信託儲蓄銀行	上海	二、〇〇〇	二、〇〇〇
×大中銀行	上海	?	?
國華銀行	上海	四、〇〇〇	?
豐業銀行	綏化	一、〇〇〇	二六六
河南農工銀行	開封	五、〇〇〇	一二五〇
國民商業儲蓄銀行	香港	五、〇〇〇千香港弗	二、五七四千香港弗

〔註〕×印は天津銀行同業公會加盟銀行、資本は一九三三年銀行年鑑による。中央銀行は三千萬元、中國銀行一千五百萬元、交通銀行一千萬元の增資は一九三五年金融公債によつて行はれてゐるがこれはそれ以前のものである。尙この外天津農商・中華滙業・世合公・益發・裕華の五銀行があるが詳細不明。

銀號と銀行提携　天津に於ける銀行と錢莊間の關係は比較的緊密に行はれてゐる。銀行が銀行に振出す支票、銀行が銀號に振出す撥條、銀號間の撥碼等のチツエクは何れも銀行及び銀號に於て收受される。只、外國銀行はかゝる支那式手形の眞僞の判別が困難なので、銀號が外國銀行へ振出す手形には特に番紙と云ふのが用ひられる。然し銀號と支那銀行との關係良化によつて、最近ではこの番紙の振出しは漸次減少しつつある。天津には上海の如き手形交換所の設立はない。然し支那銀行及び銀號によつて共同組織せる銀錢業同業公庫があつて、業者間の手形交換尻の清算は公庫支票によつて行はれる。天津はまた上海に比し著しく經濟的には立遲れてゐる理由にもよるが、かゝる舊金融機關は尙大きな勢力を有つものであつて、外支銀行と鼎立するものであると云へる。

天津に於ける支那銀行　天津に於ける支那銀行は直隷官銀號及びこれに次ぐ戸部銀行と交通銀行に始まり、目下約三十の本支店銀行がある。銀號及び外銀の間に介在し、且つ特に政治的に動搖の多い北支に於てではあつたが、また一般的に見て多くの困難を廢し、飛躍的な發展はないとは云へ、目下極めて健實なる狀態にお

かれてゐる各銀行の預金はその具體的な發表を缺くので明瞭ではないが、中國及び交通兩銀行は六千萬乃至七千萬、元鹽業及び金城兩銀行は一千萬乃至二千萬元、その他は二三百萬元から四五百萬元で、總額約三億元年純益は中國及び交通四五十萬元、鹽業・金城・大陸・中南は二三十萬元、その他は四五萬乃至十萬元と見らる。然し上海金融市場の勢力增大によつて、北支銀行にして本店を上海に移すものが多く、その例は大中銀行であり、移轉の計畫を有するものには金城及び鹽業の二銀行がある。且つまた反面、前表に見らるゝが如く上海銀行の天津支店が增加し、目下天津の支那銀行の殆んど大部が上海系銀行によつて占められてゐる。

天津の外國銀行　天津に於ける外國銀行は北清事變後租界の設定によつてその創立を見たもので、支那銀行の設立より遙かに早く、その發祭額は最近著しく小額となつてゐるが、爲替市場の操作は完全にその手中に在る。預金は極めて杜撰なるものであるが、中央銀行調査によると、滙豐・花旗・麥加利・正金が最も多く何れも一億元前後で、その殘部は支那銀行の三億元に對し四億元以上に上り、且つ支那銀行のそれと異つて定期預金が多く、當座預金は少い。これは外に理由はあらうが、主として信用の點にかゝるものであらう。即ち預金に於ける定期と當座の%は銀號三〇%と七〇%、支那銀行四〇%と六〇%、外國銀行六〇%と四〇%と見られてゐる。

天津に於ける外國銀行

銀行名	國籍	本店所在地	公稱資本	拂込資本
正金銀行	(日)	横濱	一〇〇,〇〇〇千圓	一〇〇,〇〇〇千圓
朝鮮銀行	(日)	京城	四〇,〇〇〇	二五,〇〇〇
正隆銀行	(日)	大連	一二,〇〇〇	五,六〇〇
天津銀行	(日)	天津	二,五〇〇	六二五
The Chartered Bank of India, Australia & China 麥加利	(英)	倫敦	三,〇〇〇千磅	三,〇〇〇千磅
Hongkong Shanghai Banking Corporation 滙豐	(英)	香港	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇
The National City Bank of N. Y. 花旗	(米)	紐育	一二四,〇〇〇千金弗	一二四,〇〇〇千金弗
The American Express Co., Inc. 米國運通	(米)	紐育	六,〇〇〇	六,〇〇〇
The American Oriental Banking Corporation 美豐	(米)	上海	七,三一〇千金弗	三,八九六
The Chase Bank 大通	(米)	紐育	五,〇〇〇	五,〇〇〇
Tientsin Commercial & Credit Corporation, Inc. 商業放款	(米)	天津	一〇〇	五八
The Union Credit & Trust Co., Inc. 合通	(米)	カーザン	?	?
Banque de L'Indochine 東方滙利	(佛)	巴里	一二〇,〇〇〇千法	一二〇,〇〇〇千法
Soviete Francaise de Banque et de Placements 滙源	(佛)	上海	一,〇〇〇千銀弗	五〇〇千銀弗
Banque Belge pour L'Etranger, S. A. 義比	(白)	ブラッカル	二〇〇,〇〇〇千法	二〇〇,〇〇〇千法
Banque Italiana per la Cina 義義	(伊)	上海	一,〇〇〇千金弗	一,〇〇〇千金弗
Deutsch Asiatiche Bank 德萃	獨	上海	四,六〇〇千兩	四,〇七五千兩
Credit Fanciel D'Extreme Orient 義品放款	(佛白)	ブラッカル	七〇,〇〇〇千法	七〇,〇〇〇千法
Banque Franco Chinaise lo Commerce et L'Industrie 申法工商	(佛支)	巴里	五〇,〇〇〇千法	五〇,〇〇〇千法

〔註〕米國合衆銀行は一九三五年五月開設、美豐六月停業

外支銀行の手持銀比較　天津に於ける外支銀行の狀態に就ては略々上述の如くであるが、最後にその在銀高及び發

外支銀行營業報告比較　天津に於ける銀幣兌換行額は一九三四年十二月末に於ては約六千三百萬元で、その中、外銀の部分は約百六十萬元であるに過ぎないが、古い統計が存しないから、最近の數字によると、一九三三年七月には約四百五十萬に上つたが、その後漸次減少して四年七月には四千萬元に迄低下する。即ち一九三三年七月は四千七百六百六十萬元、一九三四年七月は四千七百萬元に迄減少してゐる。支那銀行は著しくシヤヘを失つて居り、同年末には六千七百七十萬元に迄減少してゐるもので、銀流出に伴ふ金融の逼迫が反映して稍々緩和する。

天津外支銀行の發券額比較　單位千元

	十九三四年	十九三五年
	月	月
大中銀行	六六	二五〇
交通銀行	六六一,一	六六一,一
中國銀行	五〇二,九	五三,九
交通銀行	一,〇〇〇,三	一,〇〇〇,一
花旗銀行	三一〇	四一〇
滙豐銀行	五八〇	五八〇
四行準備庫	七九〇	七〇〇
四行聯營	五〇二,六	五三,九
中國銀行	一,六六〇,三	一,五六〇,一
外國銀行	五一,三	五〇,一
總計	五一,八〇九,三	五〇,一

〔註〕四行準備庫は發券銀行中南銀行を組織するものにして、その紙幣は中南銀行發行である。準備は本年五月廢業。

	十九三四年	十九三五年
	月	月
北洋保商銀行	二〇二	二〇七
新元興業銀行	二六	二六
中國農工銀行	四二,一	四二,一
上海	一六三	一六一
中國實業銀行	一六〇,二	一六一,一
河北省銀行	一四六,一	一四〇,一
四行準備庫	七六三	七六四
四行聯營	五〇二,九	五三,九
交通銀行	一,〇〇〇,三	一,〇〇〇,一
中國銀行	一六〇,二	一六一,一
外國銀行	五一,三	五〇,一
總計	五一,八〇九,三	五〇,一

〔註〕四行準備庫は發券銀行中南銀行を組織するものにして、その紙幣は中南銀行發行である。準備は本年五月廢業。

發券に當つて兩者を比較する。從來よりの天津外支銀行の手持銀は約五〇%づゝとなつてゐるが一九三四年末には僅かに一千萬元ちかで、支那銀行の三千四百萬元とは甚しい開きがある。左にこれを比較する。

天津外支銀行手持銀比較　（單位千元）

	十九三四年	十九三五年
	月	月
中國銀行	一,〇〇〇,三	一,〇〇〇,一
交通銀行	六六一,一	六六一,一
中央銀行	四〇〇	四〇〇
大通銀行	四〇〇	四〇〇
北洋保商銀行	二〇〇	二〇〇
遠東銀行	一〇〇	一〇〇
中國實業銀行	一〇〇	一〇〇
中國墾工銀行	一〇〇	一〇〇
中國農業銀行	一〇〇	一〇〇
河北省銀行	一〇〇	一〇〇
四行準備庫	七六三	七六四
四行聯營	五〇二,九	五三,九
中國銀行	一,〇〇〇,三	一,〇〇〇,一
交通銀行	六六一,一	六六一,一
外國銀行	五一,三	五〇,一
總計	五一,八〇九,三	五〇,一

支那銀行發券額比較　（單位千元）

	十九三四年	十九三五年
	月	月
中國銀行	四四,九,〇	四四,九,〇
交通銀行	一,〇三三,一	一,〇三三,一
中央銀行	四〇〇	四〇〇
大通銀行	四〇〇	四〇〇
北洋保商銀行	二〇〇	二〇〇
遠東銀行	一〇〇	一〇〇
中國實業銀行	一〇〇	一〇〇
中國墾工銀行	一〇〇	一〇〇
中國農業銀行	一〇〇	一〇〇
河北省銀行	一〇〇	一〇〇
四行準備庫	七六三	七六四
四行聯營	五〇二,九	五三,九
中國銀行	一,〇〇〇,三	一,〇〇〇,一
交通銀行	六六一,一	六六一,一
外國銀行	五一,三	五〇,一
總計	五一,八〇九,三	五〇,一

儲蓄會及信託會社　以上は銀號及び外支銀行に就て見たのであるが、更に貯蓄及び信託がある。貯蓄には佛人經營の萬國貯蓄會及び中法儲蓄會と支那銀行即ち金城・大陸・鹽業及び中南四行の共同經營による四行貯蓄會がある。預金は萬國二三十萬元、中法は約十萬元、四行は現在の預金額約四千萬元程度である。たゞ最近貯蓄法の設定によつて有獎貯蓄即ち富籤式のものが禁止さるゝことゝなり、萬國も大都市にある支店は尙存續してゐるが小都市のものは、閉鎖、中法も天津のものは中央銀行信託局がこれを引繼ぐことゝなつてゐる。尙支那銀行普通及び特殊の別にも拘らず何れも一般商業銀行業務を極めて多角的に行つてゐるので、何れも別に儲蓄部と云ふものを設けて居り、中國銀行に於てすら最近これを行ふに至つてゐる。信託に就ては、特に獨立的のものはない。新華信託儲蓄銀行はこれに近いものであり浙江興業・大陸・金城及び鹽業・中南には信託部がある。この外佛人の義品放款公司及び英人經營の先農公司は信託の名稱を有しないが、純然たる信託の性質を有するものである。これ等金融機關の投資は銀行に於ては內債を含む證券を第一とするが、天津には尙證券市場はないので、多く上海市場を通じて行はれる。土地投資は上海に於けるが如く旺盛ではない。支那銀行としては新華及び明華の二行がこれに着手してゐるが、これを專營としてゐるのは義品及び先農の二會社である。然し何れにしても最も多いのは商業投資で全體の約四〇%を棉花・皮毛・麥粉をその對象とする。個人に對する信用貸の如きは銀號を除いて殆んどなく、上海銀行のみが個人小口貸付を行つてゐるのみである。

第二節　通貨の種類

天津兩の廢止　天津に於ける通貨としては銀兩・銀元・銀角・銅貨及び紙幣である。

銀兩は現在上海同樣天津に於ても廢止され、極く小部分の商品例へば落花生仁等の取引價値單位にのみ使用されてゐるに過ぎない。天津に於て使用された銀兩即ち價値計算のみに使用されて實在しない所謂虛銀兩である「銀碇貨」は行化兩即ち天津兩と稱する。規元兩を上海兩と云ふのと同じである。この天津兩は一九三三年四月六日より國民政府の廢兩改元でその通用を停止したのである。今天津銀行公會の通令によると、

一、四月六日以前振出しの各手形は財政部令により四月五日の天津對上海爲替一千六十上海兩を以て天津兩を上海兩に換算し、更は一元＝〇·七一五上海兩を以て銀元に換算して支拂をなす。

二、四月六日以後には各手形に對しては全部銀元を以て金額を記入、若し銀兩を以て振出したものに對してはこれを銀元に改めて支拂をなす。

三、四月六日より銀兩の預金は前項の算定によつて銀元に書換へをなす。

となつたもので、四月七日以後對內爲替相場は銀元に建値を改革即ち對上海爲替を例にとると 一、〇〇〇 天津兩を基準として若干上海兩となつてゐたものを、一〇、〇〇〇天津弗に對し若干上海弗となるのである。（天津弗及び上海弗も勿論同じ銀元で質及び量に變りはないのであるが、兩地間の爲替需給或は銀元の增減によつて市價に開きが生じ津申滙と稱するのがそれで最近では一萬天津弗は一萬三十上海弗程度である。）また對外爲替も兩を廢して銀元建となり、その後棉花・綿糸布・毛皮・金屬類等の取引も銀元を使用し、相前後して銀號に於ても帳簿の書換を行ひ、外國銀行及び商品もこれに隨ふことゝなつたのである。財政部では又上海同樣天津に於ける中央・交通・中國三銀行支店は銀兩兌換管

理委員會を組織し、銀塊と銀元の兌換を行ひ、同年五月八日より年末迄の兌換七百七十萬八千兩に上り、その後の銀塊は僅かに百萬兩、支那銀行には全然銀塊を有しなくなつた。尙上海兩は一元＝〇・七一五上海兩に固定し、隨つて兩者間の比價の變動即ち洋厘の變動が無くなり、その相場の發表は全然なくなつて了つたのであるが、天津も同樣一元＝〇・六七四五二八三天津兩に固定し洋厘は存しなくなつてゐる。この比率の決定は前記銀行公會によるものであるが、その算定は次の如くである。

X天津兩＝1元

1元＝0,715上海兩

1,060上海兩＝1,000天津兩（四月六日の相場）

$$\frac{1\times0,715\times1,000}{1\times1,000}=0,674528\text{3天津兩}$$

銀元　天津で現在通用してゐる銀元即ちシルバー・ダラーは孫文像のものが最も多く、その他袁世凱像及び龍洋があり、また最近では船形新孫文像のものも見受けられ、その何れも同價で通用してゐる。その他極めて少いが墨西哥弗・江南・湖北・廣東ダラーもあるが、これは使用の際割引される。天津造幣廠の操業當時はこの銀元の供給は極めて順調に行はれたのであるが、停鑄以來それが阻碍され、現在では全部上海よりの供給に俟つてゐる。天津に於ける銀元の數は銀行手持五千萬元、市中にあるもの五千萬元、計一億元と見られるが最近では次の如く輸出或は密輸によつて著しく減じてゐる。

この銀元は各銀行發行の紙幣とは同價に兌換されるのが普通である。然し銀行の兌換準備の整調にも拘らずこゝに開きの生じることがある。即ち最近の如く海外の銀高によつて密輸が旺盛となり、隨つて密輸の目的に散在銀の蒐集が始まると、紙幣の供給と銀元の需要の間に平衡が破れ、銀元百元に對し紙幣百四、五元となることがある。最近は天津に於ても一千元に就き二三十元の開きが生じてゐるが、勿論これは特殊秘密に行はれてゐるもので、銀行間においてはかゝる現象はない。然しまたこれと反對の現象も有り得る。即ち一九三一年以來奥地の社會不安、農村の支拂超過等々によつて、奥地より都市に銀が流出して、天津に於ては銀の過剩に陷り、これがために銀元の市價が低落して、反面紙幣の價値が上昇し、一九三二年春の如きは紙幣一千元に對し銀元一千二、三元となり、紙幣に對し銀元の方が割增を付せなくてはならなくなつたことがある。

銀角　銀元に對して銀角がある。即ち二角（二十仙）及び一角（十仙）銀貨で、十角即ち百仙が銀元の一元に相當すべきものであるが、實の相異からこれとの十進的關係から分離して、補助貨が獨立硬貨となり、前者の所謂大洋に對して小洋となつたものである。支那の生活程度の低さから、かゝる小額銀貨の通用性はある譯けであるが、この外に銅貨及び小額紙幣があるので、これ等がその地位を奪ひ、且つ小洋の種類が極めて多く、眞僞の判別が困難なので、各地共にこの鑄造を停止してゐるし、また鎔解もされてゐるから、現在天津市場に殘されてゐるものは極めて少く、銀元に兌換して約千元程度と見られてゐる。天津に殘されてゐるものは龍鳳銀角が最も多いが、その銀元に對する相場は銀元一元に對し十三、四角である。この外袁世凱像のものがあるが市中に殆んど見當らない。また廣東・湖北・江南銀角も時に見受けられるが、これに對する相場も立たないので通用は困難である。

銅貨　銅貨は銅元と稱せられる。天津に於ける銅元の數量は銀元に換算して約十七、八萬元で、その中市場に流

銅元市價の低落（一九二六年＝一〇〇）

	銀元一元に對する相場	指數
一九一二年	一三三・九枚	二四五・七
一九二二年	一七三・三	一八九・八
一九三一年	四一一・四	八一・〇
一九三三年	四七二・一	六九・七
一九三四年	五二一・五	六三・一

通してゐるのは十二、三萬元、殘部は電車公司の手持となつてゐる。

これの計算の單位は極めて複雜であるが、二十文銅貨と十文銅貨があり百文が一吊であり、十文は一枚とも云はれる。普通市場相場は枚を以て計算せられる。一枚は即ち十文、日本で云へば一錢であるが、これもまた獨立硬貨であるから銀元の一分即ち日本流に云ふ一錢には相當しない。天津市場では全部が二十文銅貨で十文のものは殆んどない。だから相場が假りに五百二十二枚とあつた場合は二十文銅貨二百六十一枚が銀元一元に相當すると云ふことになる。この銅元は民國以來極めて小部分な反騰はあつたとしても、絶えず上記の如くに低落を續けてゐる。

最近では一層の低落を見てゐるが、この低落は過去と最近とではその原因を異にする。過去に於ては亂鑄及び私鑄による銅元の增加と質の惡化であるが、最近では滿洲その他よりの密輸及び銅の低落と銀の昂騰によることが多い、しかもこの低落の下級層に對する影響は大きい。天津では現在銀元の流通は普通的であるが、飮食料品及び燃料の如きもの即ち粁或は秤によつて小賣さるゝものは悉く銅元計算であり、車夫その他自由勞働者或は家庭工業勞働者及び農村に於ての收入は銅元によつてゐるから、これによる物價の騰貴は甚だしい脅威である。

銀元紙幣　天津の銀元紙幣は支那銀行では政府の特許制度によつて發行されるもので、現在發行をなしつゝあるものは前節「ネイティブ・バンクと外支銀行」に於て指摘したやうに、中央・中國・交通・中南・中國實業・河北省・中國墾業・中國農工・邊業・浙江興業・北洋保商・大中の十二行である。その額面は一元・五元・十元の三種にして、發行準備は一九三三年施行の兌換券發行法により、六〇%は現金、四〇%は保證準備である。外國銀行は自由發行をなしつつあり、支那政府とは何等交涉はない。發行銀行は麥加利・花旗・匯豐・正金・華比・美豐の六行で、前記の如くその發行總額は約百六十萬元、天津全市發行の六・五%に過ぎない。額面は五元・十元・百元であるが、正金のは間々一元紙幣も見受けられる。

この外に小額紙幣即ち角票（角と毛とは同義であるから毛票とも云はる）がある。五角・二角・一角紙幣がそれであつて、これは小洋に對するものではなく、銀元即ち大洋計算のもので、これの十角は銀元の一元に相當するものである。この小額紙幣の發行銀行は中央・河北省・中國農工・大中・邊業の五銀行のみで、その他及び外國銀行の發行はない。尙額面五角のものは河北省銀行のみで、その數は極めて少く、市中には殆んど見當らない。これ等小額紙幣の準備は銀元紙幣と共同計算である。

銅元紙幣　更にまた銅元票がある。河北省銀行のみの發行で、十枚・二十枚・四十枚・百枚の種類があり、銅元の前額準備である。然しこれは既に中央よりその回收を命ぜられてゐるので、一九三四年二月より回收を行ひつゝあり、これも市場では見當らない。

紙幣の增加　最近支那銀行に於ける紙幣の發行は著しく增加してゐる。これは廢兩改元による銀元隨つて紙幣の需要增大、政府の公債增發、奥地に於ける紙幣使用の漸增及び最近に於ける銀流出に對する市場手當としての紙幣發給等々によるものと見らる。左にその增加の狀態を示そう。

小額紙幣は以上の中に包括されてゐるのであるが、これは約七十八萬元にして、この中、中央銀行のものが最も多く

發券額月別（單位千元）

	支那銀行	外國銀行	計
一九三五年一月	六七、三三三	一、六七〇	六九、〇〇三
二月	五九、九〇〇	一、五〇〇	六一、四〇〇
三月	五七、〇五〇	一、三六六	五八、四一六
四月	五四、七〇〇	一、三五八	五六、〇五八
五月	五三、九五九	一、〇六〇	五五、〇一九
一九三三年七月	四七、六八〇千元	二、二一〇	五二、一八〇
一九三四年七月	五一、九二九	一、二四三	五三、一七二
八月	五二、四〇七	一、三二九	五三、七三六
九月	五一、九八七	一、二七八	五三、二六五
十月	五二、一八四	一、三五七	五三、五四一
十一月	五七、四〇三	一、五三二	五八、九三五
十二月	六一、七六五	一、六〇〇	六三、三六五

約三十萬元。

河北省十八萬元、中國農行十六萬元、大中十四萬元と見らる。銅元紙幣は約六萬五千元程度であるが、現在では殆んど見られなくなつてゐるだらう。

紙幣流通範圍　この天津紙幣の流通範圍は發行銀行によつて異るが、中國・交通兩銀行券が最も廣く使用され、北支各地に亘つてゐる。中國銀行天津支店の管轄下には三支行と二十辦事處を有し、その夫々に於て兌換し得られるから、その流通をより拍車づけてゐる。同銀行券には「天津」と記載されてゐるのみであるが、北平市・河北・山東・陝西各省に通じる。但し山西省は山西省銀行券の流通に努力してゐる特殊な關係から、同地の中國銀行支店は營業を極度に縮少し隨つて同銀行券の通用しないところが多い。交通銀行の天津券は河北・河南・山東・北平・中央銀行は略々全支各地、浙江興業券は「津滬通用」と記載され上海と天津に流通、北洋保商券は「平津」と記載して北平及び天津に通用、その他は天津と記載されてゐるのみであるが北平にも通じる。だから天津に流通してゐるのは銀行發券額の四〇%程度と小額及び銅元票で殘部の六〇%は天津以外の各地方に通用されてゐるものと見られてゐる。

かゝる銀行券の流通範圍の限定は金融市場の圓滑を缺くものではあるし、小規模なる銀行すらが發券權を有してゐるので、その使用推進力も限定せられるがために生じたものではあるが、各地に支店を有する大銀行が、その全國的流通を敢て計らないのは、一つの危險防止に外ならない。即ちある支店の取付即ち紙幣の大衆的兌換要求が生じた場合、その兌換はその支店所在地地名のある紙幣がその支店によつて兌換せられるのみで、その他の支店及び本店には影響がないからである。

尙外國銀行發行の紙幣は天津及び北平に限られ、その額も前表に示すが如く、再び增加するやうな數字を示してゐるが、その數は全額の二・五%に過ぎないが、これは額面が大きいのと、支店及び分店が少いので流通範圍の狹いことに原因する。

第三節　銀の昂騰とその流出

銀價の昂騰　銀價の最低年度は倫敦市場に於ては一九三一年の平均二十七仙八分ノ七で、その後各國の金本位停止から、各國貨幣に對する銀の相對的價値の漸騰を見るに至つたが、その絶對的價値の引上げはアメリカによるもので、一九三四年の平均相場は倫敦二十一志三十二分ノ五、紐育四十七仙三十二分ノ二十三となるに至つた。最近稍々低迷の形にあるが尙三十片臺にあつて、往年に比し尙著しい高値で

倫敦と上海との銀價の開き

一九三五年	倫敦銀塊相場	倫敦銀平均	最近銀塊相場表
一一月	一〇⅝	一七⅝	
一二月	一一⅛	一七⅝	
一九三六年			
一月	一一⅛	一七⅝	
二月	一一⅛	一七⅝	
三月	一一⅛	一七⅝	
四月	一一⅛	一七⅝	
五月	一一⅛	一七⅝	
六月	一一⅛	一七⅝	
七月	一一⅛	一七⅝	
八月	一一⅛	一七⅝	
九月	一一⅛	一七⅝	
一〇月	一一⅛	一七⅝	
一一月	一一⅛	一七⅝	
一二月	一一⅛	一七⅝	

一九三四年	倫敦と上海との銀價の開き 差額			差額百分率	
一〇月	四五	五・三	高	四五⅝	高
一一月	四四	二・〇	高	四四⅛	高
一二月	四二	五・三	高	四二・五	高
一九三五年					
一月	四二	一九・九	高	四二・九	高
二月	四二	三・八	高	四二・八	高
三月	四二	五・八	高	四二・八	高
四月	四二	三・八	高	四二・八	高
五月	四二	一九・五	高	四二・五	高
六月	四二	一・三	高	四二・三	高
七月	四二	一・三	高	四二・三	高
八月	四二	一・三	高	四二・三	高
九月	四二	一・三	高	四二・三	高
一〇月	四二	一・三	高	四二・三	高
一一月	四二	一・三	高	四二・三	高
一二月	四二	一・三	高	四二・三	高
一九三六年					
一月	四二	一・三	高	四二・三	高
二月	四二	一・三	高	四二・三	高
三月	四二	一・三	高	四二・三	高
四月	四二	一・三	高	四二・三	高
五月	四二	一・三	高	四二・三	高
六月	四二	一・三	高	四二・三	高
七月	四二	一・三	高	四二・三	高
八月	四二	一・三	高	四二・三	高
九月	四二	一・三	高	四二・三	高
一〇月	四二	一・三	高	四二・三	高
一一月	四二	一・三	高	四二・三	高
一二月	四二	一・三	高	四二・三	高
一九三七年					
一月	四二	一・三	高	四二・三	高
二月	四二	一・三	高	四二・三	高
三月	四二	一・三	高	四二・三	高
四月	四二	一・三	高	四二・三	高
五月	四二	一・三	高	四二・三	高

〔註〕差額の計算は上海と倫敦とは一日六時間の時差があるから上海に於けるより

一九三四年	倫敦と上海との銀價の開き 差額			差額百分率	
一〇月	三三	五・三	高	三三・五	高
一一月	三三	八・九	高	三三・八	高
一二月	三三	五・八	高	三三・五	高
一九三五年					
一月	三三	四・三	高	三三・四	高
二月	三三	八・九	高	三三・八	高
三月	三三	七・七	高	三三・七	高
四月	三三	四・三	高	三三・四	高
五月	三三	二・八	高	三三・二	高
六月	三三	四・四	高	三三・四	高
七月	三三	四・四	高	三三・四	高
八月	三三	四・四	高	三三・四	高
九月	三三	四・四	高	三三・四	高
一〇月	三三	四・四	高	三三・四	高
一一月	三三	四・四	高	三三・四	高
一二月	三三	四・四	高	三三・四	高
一九三六年					
一月	三三	四・四	高	三三・四	高
二月	三三	四・四	高	三三・四	高
三月	三三	四・四	高	三三・四	高
四月	三三	四・四	高	三三・四	高
五月	三三	四・四	高	三三・四	高

一九三五年	倫敦銀塊相場	倫敦銀平均
一一月	一一⅛	一七⅝
一二月	一一⅛	一七⅝
一九三六年		
一月	一一⅛	一七⅝
二月	一一⅛	一七⅝
三月	一一⅛	一七⅝
四月	一一⅛	一七⅝
五月	一一⅛	一七⅝
六月	一一⅛	一七⅝
七月	一一⅛	一七⅝
八月	一一⅛	一七⅝
九月	一一⅛	一七⅝
一〇月	一一⅛	一七⅝
一一月	一一⅛	一七⅝
一二月	一一⅛	一七⅝
一九三七年		
一月	一一⅛	一七⅝
二月	一一⅛	一七⅝
三月	一一⅛	一七⅝
四月	一一⅛	一七⅝
五月	一一⅛	一七⅝

銀の流出と在銀高の減少比較

（單位千元・一九三四年）

一月	差引金融（其の一）	差引金融（其の二）	差引貿易入超	天津在銀高	上海在銀高
一月	一、七八三	一、七八三	一、七八三	九六、三三二	五六〇、〇七七
二月	一、五六七	一、五六七	八六、六九四	九六、九三〇	五六九、四六七
三月	一、一七四	一、一七四	八六、七六四	九六、九三〇	五六九、四六七
四月	一四、七六四	一四、七六四	八五、九二八	九五、四六七	五六九、〇三三
五月	二、一七四	二、一七四	九〇、四〇八	九五、四六七	五六四、〇五六

一九三五年	天津上海兩市場在銀高		
一一月	一一四⅛	一一四⅛	
一二月	一一四⅛	一一四⅛	
一九三六年			
一月	一一四⅛	一一四⅛	
二月	一一四⅛	一一四⅛	
三月	一一四⅛	一一四⅛	
四月	一一四⅛	一一四⅛	
五月	一一四⅛	一一四⅛	
六月	一一四⅛	一一四⅛	
七月	一一四⅛	一一四⅛	
八月	一一四⅛	一一四⅛	
九月	一一四⅛	一一四⅛	
一〇月	一一四⅛	一一四⅛	
一一月	一一四⅛	一一四⅛	
一二月	一一四⅛	一一四⅛	
一九三七年			
一月	一一四⅛	一一四⅛	
二月	一一四⅛	一一四⅛	
三月	一一四⅛	一一四⅛	
四月	一一四⅛	一一四⅛	
五月	一一四⅛	一一四⅛	

在銀高の減少

上表十月を例にとると最高約三十五割の開きが生じてゐるのであつて、海外銀價の昂騰に伴れて、海外に於ける斯かゝる銀高は、直ちに支那のそれとの間に開きを生じる。今この開きのみを對英關係に就て見ると上記の如くである。

海外と支那の銀價の開き

海外に於ける銀塊相場をとり、これが二十三弗八七五であつたとすると恒數〇・八一六五七四四をこれにかけた一九弗四八七五三より上海當日午前十一時半の對英T・Tを差引けばよい譯で、若しこのT・Tが一六弁であれば三弗四九五七三がその差額である。尙この恒數の算定は次の如くである。

倫敦銀塊相場は品位〇・九二五のもの一トロイ・オンス建であるから、これに對する支那の銀元一元に含まるる純銀をこの倫敦標準銀に直してその重量が幾等のトロイ・オンスに當るかを示せばいい譯である。即ち

銀元一元に含まるる純銀重量＝23,29345グラム

1トロイオンス＝31,1035 グラム

倫敦標準銀塊の品位＝0,925

$$\frac{23,29345}{31,1035\times0,925}=0,8165744$$

銀元一元に含まるる品位0,925の銀重量

＝0,8165744 トロイ・オンス

即ち一箇年間の輸出超過一億六千元に上り、天津上海兩市場の在銀高は約半減するに至つたのである。次表に見らるる如く八月一箇月の流出約八千萬元に上り著しいショックを市場に與へ、何等かの對策を必要とするに至り、十月十五日に至つて、結果に於て輸出禁止に等しい銀輸出稅の增率と平衡稅の賦課が行はれたのである。

支那の銀は急激に流出する。今これを昨年の狀態に就て見ると次の如くである。

六　月	(十)一二、九三六	八八、四四二	五八二、八九八	一〇
七　月	(十)二四、三〇八	八六、三四四	五六二、八〇三	一一
八　月	(十)七九、〇九四	七三、八九一	四九二、六一九	一二
九　月	(十)四八、二四〇	六六、四一五	四五一、二九四	

平衡稅と輸出稅增率　シルバー・ダラーは鑄造費二・二五%を差引いた七・二五%、銀塊には一〇%の從價稅を課し、更にこれ等輸出稅を課しても尙その銀價が海外のそれに比して高い場合、その値鞘だけをも平衡稅として課するのであつて、結局に於て銀を輸出する場合その市價は海外のそれと同額となるのである。だから、その直後に於ては、銀の流出は停止したのであるが、然しこれによつて支那の銀が海外市場から遮斷されることは、それだけ海外市價の引上げを誘致することになり、銀の今後に於ける昂騰を見越して、公然と輸出稅及び平衡稅を納めて輸出され、且つまた海外との市價の開きが大きければ大きい程、密輸が有利であるから盛んにこれが行はれ、且つ又支那政府の採る對策に不安を抱いて銀の退藏が始つたのである。だからこの平衡稅は全く豫期に反した障碍に當面し、この處置による急激な變化即ち數日にしても支那市場に於ける銀の反落を見たことは、天津その他に於けるが如く、多數錢莊の倒產を導き、金融逼迫をより激化せしめた結果にしかならなかつたのである。且つこれがあるがために、若し海外銀が一旦支那に這入ると、これを更に輸出せんとする場合、當然輸出稅と平衡稅が賦課されるので、輸入しやうとしてもそれが行はれない。即ち銀の缺乏で支那市場に於ける金利が非常に昂騰したから、これに銀を輸入して手當をなすと云ふことは極めて有利であつたから、この自然法則からして銀の還流を見るべきであつたのが、この輸出及び平衡稅に妨碍されてなし得られなかつたのである。

銀輸入奬勵法　かくして銀輸入奬勵法が購じられたのである。即ち一九三五年二月十九日より五十萬元以上の銀を輸入した場合、その再輸出に對しては平衡稅及び輸出稅を免除するのである。たゞ十月十五日以前に於て課せられてゐた輸出稅銀塊に對する二・二五%は賦課される。この方法は支那の銀價と海外のそれとを、なるだけ接近せしめて、その開きを少くして、輸出を減じて輸入を多くしやうとするもので、隨つて平衡稅も依然輸入銀ならざる內銀の輸出に對しては當然賦課されるが、然し必らずしも海外市價の値開きを課するのでなく、値開きよりも遙かに低位なるものである。即ち一九三五年二月十九日より五十萬元以上の銀を輸入した場合、その再輸出に對しては平衡稅及び輸出稅を免除するのである。たゞ十月十五日以前に於て課せられてゐた輸出稅銀塊に對する二・二五%は賦課される。この方法は支那の銀價と海外のそれとを、なるだけ接近せしめて、その開きを少くして、輸出を減じて輸入を多くしやうとするもので、隨つて平衡稅も依然輸入銀ならざる內銀の輸出に對しては當然賦課されるが、然し必らずしも海外市價の値開きを課するのでなく、値開きよりも遙かに低位なるものである。即ちこれは輸出稅引上げの修正でもある。事實、この輸出稅引上げ當時にあつては、既に銀輸出の最高潮の時であらうから、その必要のないことをさへ主張したものすらあつたのである。また支那銀行は銀を準備金とする關係から銀の大量の輸出を行ひ得ない、たゞ輸出は密輸と外銀の輸出に略々限られてゐるので、後表の在銀高に見られるが如く外銀の輸出が決定的であつた。外銀の在銀減少と共に支那銀行の在銀も減少してゐるが、これは密輸目的で兌換された銀が地方に移出されたためであり、また密輸によつて極度に窮迫した地方都市救濟のための移出及び丁度十月當時は奥地農產物の出廻りによつて、その方面に銀が流出したためのものとも見らる。

外銀手持銀の激減とモーラル・サポート　一九三四年五月以來の外支銀行在銀高を比較すれば次表の如くである。

外支銀行の在銀高比較（單位千元）

	天津			上海		
	支銀	外銀	計	支銀	外銀	計
一九三四年五月	四四、九四六	四五、四六二	九〇、四〇八	三三六、八八四	二五七、一七二	五九四、〇五六

六　月	四五、四八五	四二、九五七	八八、四四二	二三七、六三二	二四五、二六六	五八二、八九八
七　月	四四、一二二	四二、二二二	八六、三四四	二三〇、五九八	二三二、二〇五	五六二、八〇三
八　月	四六、〇九一	二七、八〇〇	七三、八九一	二〇九、五五二	一八三、〇六七	四九二、六一九
九　月	四三、一〇五	二三、三一〇	六六、四一五	二〇九、九七二	一四一、三二二	四五一、二九四
一〇月	三一、四六八	一八、二〇三	四九、六七一	二〇九、三九五	一〇一、四九六	四一〇、八五一
一一月	三六、一一一	一〇、九〇三	四七、〇一四	二九九、九二六	六二、七一三	三六二、六三九
一二月	三四、〇六七	九、五〇九	四三、五七六	二八〇、三二五	五四、六七二	三三四、九九七
一九三五年一月	三八、二三三	九、一二七	四七、三五〇	二九四、九八三	四〇、〇九七	三三五、〇八〇
二　月	三五、七九三	一一、五五七	四七、三五〇	二八九、六五七	四四、〇四三	三三三、七〇〇
三　月	三五、七八七	一一、六九八	四七、〇八五	二七五、五七一	四八、六二八	三三四、一九九
四　月	三一、九四九	八、七〇六	四〇、六五五	二八二、五七七	五四、〇九三	三三六、六七〇
五　月	二八、八八六	七、七七四	三六、六六〇	二九〇、一六五	五〇、七七八	三四〇、九四三

前表の如く外支銀行の在銀高は略折半されてゐたのであるが、十月より外銀の手持は激減して、十二月に至つては、天津では支那銀行七九・三〇%、外國銀行二〇・三〇%、上海では更に前者八三・六八%、後者一六・三二%となつてゐるのである。

だからその後に於ては、外國銀行はその手持銀、主として廢兩改元後處置に困つた兩銀を輸出するだけ輸出して了つたので、預金利子を引上げるとか、直接銀を買占めるとかの方法を講ぜざる限り、既に輸出餘力をなくしてこれが爲め

最近の銀流と在銀高　（單位千元）

	全支銀の入出超	天津在銀高	上海在銀高
一九三四年一月	（一）二、七〇九	四七、三五〇	三三五、〇八〇
二　月	（一）五五〇	四七、三五〇	三三三、七〇〇
三　月	（一）九八七	四七、〇八五	三二四、一九五
四　月	（一）二、二三〇	四〇、六五五	三三六、六七〇
五　月	（十）一、〇四三	三六、六六〇	三四〇、九四三
六　月	？	？	三四〇、八七三

入つてからの銀流出の狀態を見やう。

即ち少量ではあるが、上表の如く銀は出超より入超に轉じて來て、上海の在銀高の如きは部分的增加をさへ見てゐることは、以上修正された手段が効果を現したものと見られるのである。然し上海に比して天津の事情はこれと異つてゐる。即ちこゝは國境線が近い關係も手傳つて、密輸の取締りと云ふことが非常に困難なために、依然その流出が續けられたのである。四月に於ける海外と支那との銀價の開き最高四%、五月四二%とすれば、千元を密輸するとすれば少くも二三百元は儲け得るので、密輸出の發生は當然でもあるのである。前表によれば三月後、天津の在銀減少は五六百萬元宛減少してゐるのであつて、七月末現在に於ける在銀は僅かに二千數百萬元とさへ想像され得るのである。

天津に於ける金融の逼迫は從來よりのことであるが、既述の如く、十月に於ける錢莊の倒產續出より積極化したもの

上海の流出停止と天津の流出激增　本年に

に香・上銀行の如く、一時預金者の取付に遭ふなど醜態を演じ、また預金にしてもシルバー・クローズの設置でもあれば集り得るが、銀行としてもそんな危險なことも出來ず、結局支那當局の請願を入れて、相當期間所謂モーラル・サポートが行はるゝことゝなり、反面支那では極力密輸を取締ることゝなつたのである。

と見られ、市場不振と相俟つて、銀行の貸出し愈々警戒され、これがため融資難に陥つて閉鎖する商店及び工場續出の狀態にあり、一方また銀號の倒産の外に、米國系銀行美豐の閉鎖、支那銀行改革の停業あり、時に銀行の取つけもあつて、市場不安は累加されつゝあるのである。

第四節　銀と銅との關係

銀の昂騰と銅元の低落　銀價の昂騰により、銀を貨幣とする支那に於ては、一般購買力の增大を來たすが如き錯覺はあり得るが、現實に於てはこれに多くの期待はかけ得られない。殊に銀の昂騰は反面銅貨の低落を誘致する。支那に於ては全人口の恐らく三分ノ二は銅貨を使用してゐるものと見られてゐるが、この銅貨の濫鑄・改惡・私造或は滿洲國よりの流入等によつて、前節「貨幣の種類」に於て述べたが如く、常に低落しつゝあるが、銀の昂騰は一層これを巨大ならしめ、一九三三年はシルバー・ダラー一元は四七二・一枚（一枚は十文、）一九三四年は五二一・五枚、最近では五四八枚程度に低落してゐる。銀の昂騰によつて物價は低落し、生活費指數も遲れてではあるが、これに隨つて低下するとしても、これは銀計算によつた場合であつて、銅計算によるとそれは著しく昂騰し、寧ろ下級層に對し逆しい脅威を與へてゐるのである。

天津勞働者生活費指數

（一九二六年＝一〇〇）

	銀計算	銅計算
一九三二年	一〇五・二四	一三一・六〇
一九三三年	九二・四八	一三二・七一
一九三四年	八九・七〇	一四二・一九

こゝではシルバー・デフレーションとコッパー・インフレーションの異つた二つの樣相が同時に現はれてゐるのであるが、この二個の間には何等の繋りがない。即ち卸賣部面はシルバーでその物價は低落してゐるのであるが、それが小賣部面に於てコッパーで途端に昂騰するのであつて、生產者或は卸賣者にあつては低落に惱み、消費者は昂騰に脅へてゐるのであつて、物價の低落と共に購買力もまたこれと共に減退してゆくのであるから、凡ゆる部面に於て銀の昂騰は支那を益するものではないのである。

第九章　金　融（其の二）

第一節　農村投資の原因とその手段

上海系銀行の農村投資　北支那に於ける農村復興に就ては第二章「社會」に於てこれを略述したが、更に銀行の農村投資の諸原因及びその具體的な投資手段に就て見たい。

北支那に於て目下積極的に農業投資を行ひつゝある銀行は中國・交通・上海・浙江興業・中國農民及び金城の六銀行にして、金城銀行のみは天津に本店（これも近く上海に移轉の筈）を有するもので、他は上海に本店を有するか或は上海資本を以て構成された諸銀行であるが、この農村投資を導いた原因は過剰資本と利潤の低下に外ならないだらう。

上海支那銀行の手持增加　銀流出に基く金融逼迫の下に在つて、支那銀行に過剰資本の存することに就ては、或は多くの疑問も生じ得るが、然し銀の輸出は殆んど凡て外銀によつて行はれたことは前にも指摘した。試みに最近三ヶ年に於ける上海支那銀行の年末手持銀を見れば、尙增加をさへ示してゐるのである。

上海支那銀行在銀の增加　（單位千元）

	外支銀行在銀高	支那銀行在銀高	前者に對する%
一九三二年	四三八、三三九	二五三、二八九	五七・七八
一九三三年	五四七、四七五	二七一、八一五	四九・六五
一九三四年	三三四、九九七	二八〇、三二五	八三・六八

即ち一九三四年度中國銀行報告に於て說明されてゐるが如く、上海に於ける資金の減少隨つて信用の收縮は支那銀行にあるのではなくして外國銀行にある。そしてこれを證明するものは地價の暴落と內國公債の昂騰であつて、外國銀行の多く投資する土地は在銀の減少によつて急落するに至つたが、支那銀行の多く持つ公債は依然高値を持してゐるのである。勿論全部的にこれを丸呑みにすることは出來ないが、幾分過剩資本の內容を窺ひ得るだらう。更に上海工部局が六分公債を發行せる當時、發行に對する割引は全然なく額面全額にして、支那政府發行のものに比して著しく利益の低いものであつたが即時賣盡され、また上海市政府發行の二十三年市政公債三百五十萬元は新豐洋行の引受たものであるが、僅かに二時間に於て二千萬の申込があつたこと等は投資の困難を意味するものであり、隨つて定期預金の利子の如きも從來の年一〇%程度のものは七八分に低下してゐるのである。

支那銀行の利潤低下　過剩資金の反面は利益の低下である。今三箇年間連續に純益の發表を見た支那銀行二十六行の狀態を見ると、一九三四年に於てはその增加率は著しく低滯した。

この利潤低下は彼等の主要業務である公債或は土地の賣買に於ける利益薄であらう。土地は支那銀行に於ては比較的少いが、市場不振と地代低下による不動產市價激落も勿論これに影響する。公債の引受及び賣買は銀行の主要業務であるが、この場合これによる利益の低下も考へられる。公債の賣買は工場或は商店のやうに信用調査の必要はなく、短時日に於て巨額の取引が出來得る上に、その償還基金は多く關稅收入により、且つその基金は銀行によつて保管してゐるので、極めて安全なる投資である。しかもその發行に於て多額の割引が行はれる。所謂公債條

支那銀行の利潤低下

一九三一年	一六、三三〇千元	
一九三三年	二一、〇三〇	
一九三四年	二一、三八〇	

例によると、九八發行で二%の割引が規定されてゐるが、その實際收入高が明示されてゐない。だから實際は九二であり、九三であり或は八八發行でもある。また更に甚しいのは未發行の公債を抵當として額面の五〇%乃至六〇%の資金を政府に融通し、償還不能の場合これを銀行から賣出すので非常な利得を生じる。然しかゝる不當利得を求むることは政府の負擔をより膨大にするし、極度に惡化せる政府財政に對するこれ以上の負擔は反轉して、銀行自身の危險を招來する結果にもなり兼ないので、かゝる利得の漸次低下せることは事實であらう。內容はとも角二十四年金融公債は旣に九八發行ではなく全額發行となつてゐるのはその間の傾向を幾分示すものに違ひない。この反面また公債投資の利潤下降がある。現在のところ支那の內債は前記の如く償還基金が安全であり、利子のみでなく元金をも定期的に償還され、その信用は中央勢力の擴大と共に比較的高まり、その市價は昂騰を續けてゐるのである。

今公債利子を年六分とすると、一九三三年一月の四四・〇〇%なる場合は實際の利子は一四%であるが、一九三四年十二月の七一・一四%なる場合は八%に低下してゐるのである。公債は勿論現在に於ても重要なる彼等の利潤獲得手段であるとしても、從來の如き高利潤を齎らさなくなつてゐるのである。だから、資本は他の方面にも向はなくてはならない。殊に最近の恐慌激化による一般商工業の不振によつて、その方面への投資は極めて危險であるから、過剩資本は鐵道或は地方公債に向ひ、銀行の地方進出が拍車づけられ、支店の設立增加となつたのであるが、更に高金利の農村に向ふこともその一つの手段なのである。

內債市價の昂騰

一九三三年一月	四四・〇〇	十二月	五五・四三
一九三四年一月	六二・六七	十二月	七一・一四

〔註〕右指數は額面殘高をその市價にて除したるものである。

農產投資と農村投資　銀行の農業關係投資は農產品に對するものと農村に對するものと二つある。從來は主として前者に屬するものであつて、農產品出廻中心市場に於て、銀號或はその他を通じて流動資金を提供するものであつて、農業投資の大部分をこれで占めてゐる。中國銀行に例をとれば一九三四年に於てはその額七千六百萬元に上る。後者は農民に對する小口抵當貸付と合作社を通じての貸付で同じく中國銀行の一九三四年に於ける貸付は百十二萬五千元と百九十七萬元に達し、これを傾向的に見た場合後者に重要性が見られる。今最も農村に對して積極的な關心を有つ上海銀行の農村貸付に就て見ると、生產組合・信用組合・農業倉庫・農民に對する抵當付貸付・共同事業の五つがある。

銀行と產銷合作社　同銀行の關係する產銷合作社（生產組合）は雜穀生產に關するものは一社であつて、その他は何れも棉花に關するもののみであるが、この合作社を通じて種子及び肥料代その他の生產資金を貸付けるのである。然しその條件として組合員の生產せる棉花は種子混交による來年度の品質惡化を防ぐため實棉のまゝ全部組合に納付し、組合に於て繰棉を行つてこれを販賣する。その間組合員が金錢の必要あるときは、組合より自己の納付した棉花市價の七〇%迄借り得られる。この場合組合は棉花を抵當として銀行よりその必要額を借りる。生產棉花は組合にて繰棉として且つプレスしてこれを販賣するのであるが、事前に於て銀行及び銀行指定の運送會社と交涉し、銀行は更に各工場その他と同棉花の販賣を交涉し、その賣上代金より貸付金元利・組合積立金その他雜費を差引いて、その殘額を組合員に交付する。

かゝる生產組合以外の從來よりの信用組合にも資金を提供してゐるが、矢張り同じく農業生產事業資金を原則としてゐる。

農業倉庫　農業倉庫は銀行自身の手によつて經營してゐるもの、合作社と共同經營のもの及び地方團體の設立せるものがあるが、入庫の農產品に對し、その市價の七〇%迄を貸付けてゐる。新品上場の際に於ける市價の崩落を防ぐために、特にこの農業倉庫は銀行の關心が持たれてゐる。

農村小口貸付　小口貸付は農民抵押貸款所によつて行はれる。合作社の結成は寧ろ最近の事であるし、これの增加は農民の理解に俟たなくてはならないので、その指導と云ふことは盛んに行はれてゐるが、合作社の行屆かない地方が多い。これ等の地方に於てはこの貸款所を設けて、銀行が質屋的な營業を始める。即ち農產物或はその他衣類等を抵當に小口の貸付を行ふのである。

上海銀行の農業資金貸付契約　共同事業と云ふのはこの上海銀行では北平の華洋義賑會と提携し、同會に資本貸付け、同會よりその指導する合作社々員に融資するものである。

かゝる目的を有つ上海銀行の農村貸付は一九三三年に於ては約百萬元でその回收は極めて順調に行はれてゐるので、益々それが擴大されてゐる。

北支に於ても特に最近この傾向は顯著であるが、生產或は信用組合を通じるものが決定的に多い。即ち中國及び上海の兩銀行は山東省建設廳或は華洋義賑會を中間に於て合作社・金城銀行は私設的な農產改良機關と提携、同機關より合作社へ、また後述の農業貸款團は全國經濟委員會內棉業統制委員會所屬の各地棉產改進所の技術的指導を前提として、その指導する合作社に資金融通することゝなつてゐる。左に一例として上海銀行（上海商業儲蓄銀行の略稱）と山東建設廳との農業資金貸付契約を揭ける。

上海銀行の農業資金貸付契約

山東省政府建設廳及び上海商業儲蓄銀行（以下甲乙と略稱）は山東省合作事業の助成及び社員の生產事業發展のため甲は乙より同資金の提供を受く、但し本年（一九三五年）の貸付總額は四十萬元とし、双方左の如き條件を定む。

第一條　本年度に於て甲の資金貸付を斡旋する合作社は臨淄・臨朐・壽光・益都・高密五縣內のものとし、若し增加する縣のある場合は別にこれを定む

第二條　甲は乙の資金貸付をなしたる合作社に對しては嚴格なる指導を行ひその監督の責に任ずべし。乙は合作社に對し直接指導をなし得ざるも合作社指導に關して甲に建議し、双方合議による決定事項に對しては甲はその實行の責任を負ふべし

第三條　乙は資金貸付合作社に對して隨時調査し組織の不完全なるもの或は資金用途に關し違約ありたるときは貸付金の回收或は貸付停止を甲に通知するを得

第四條　乙の合作社に資金を貸付くる場合甲はこれに便宜を與ふべし

第五條　各縣の貸付金種類及び期限を左の如く定む

1、臨朐及び益都の煙草生產資金貸付は一官畝に付七元を限度とし期間は八ヶ月とす。販賣資金は生產品市價の七〇%を限度とす

2、臨朐養蠶業生產資金貸付は別に蠶業資金貸付契約を行ふも、蠶種一枚に付一元とし期限は最長三ヶ月とす

3、壽光の絹織物生產資金貸付は五十元を限度とし期間は十ヶ月とす